

令和5年度

# 福島町議会

## 定例会3月会議会議録

令和6年3月 8日 休会

令和6年3月12日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

# 目 次

令和6年3月8日（金曜日）第1号

○議 事 日 程 .....	1 頁
○会議に付した事件 .....	2 頁
○出 席 議 員 .....	3 頁
○欠 席 議 員 .....	3 頁
○出 席 説 明 員 .....	3 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	3 頁
○開会・開議宣告 .....	5 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	5 頁
○日程第2 諸般の報告 .....	5 頁
○日程第3 行政報告 .....	8 頁
1 日本航空株式会社との連携協定について	
教育行政報告 .....	8 頁
1 社会教育、青少年の育成について	
(1) スポーツ・文化省の表彰について	
○日程第4 令和6年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について .....	9 頁
○日程第5 議案第62号 福島町有害鳥獣減容化処理施設管理条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	21 頁
○日程第6 議案第63号 福島町水産種苗生産センター管理条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	22 頁
○日程第7 議案第64号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の 一部を改正する省令の施行に基づく関係条例の整理に関する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	23 頁
○日程第8 議案第65号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	27 頁
○日程第9 議案第68号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	29 頁
○日程第10 議案第69号 福島町チャレンジスピリット応援条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	30 頁
○日程第11 議案第70号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	32 頁
○日程第12 議案第71号 福島町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	33 頁
○日程第13 議案第74号 福島町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	34 頁
○日程第14 議案第75号 福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	37 頁
○日程第15 議案第76号 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術 管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	38 頁
○日程第16 議案第78号 福島町森林整備計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	39 頁
○日程第17 議案第88号 令和5年度福島町一般会計補正予算（第10号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	42 頁

○日程第 18	議案第 89 号 令和 5 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	50 頁
○日程第 19	議案第 90 号 令和 5 年度福島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	52 頁
○日程第 20	議案第 91 号 令和 5 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	53 頁
○日程第 21	議案第 92 号 令和 5 年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 2 号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	54 頁
○日程第 22	議案第 93 号 令和 5 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	56 頁
○日程第 23	議案第 94 号 令和 5 年度福島町水道事業会計補正予算（第 3 号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	57 頁
○日程の順序変更		59 頁
○諸般の報告		61 頁
○日程第 24	一般質問	61 頁
	7 番 熊野茂夫	61 頁
	（1）介護事業所への支援と介護従事者の確保について	
<hr/>		
	1 番 藤山 大	66 頁
	（1）町内の避難路の管理状況と新たな避難路の整備は	
<hr/>		
	4 番 小鹿昭義	73 頁
	（1）青函トンネル補修工事の状況把握について	
<hr/>		
	5 番 平沼昌平	75 頁
	（1）石川県能登半島地震を受けて当町の防災対策は	
<hr/>		
○延会の議決		80 頁
○延会宣告		80 頁

# 目 次

令和6年3月11日（月曜日）第2号

○議 事 日 程 .....	83 頁
○会議に付した事件 .....	83 頁
○出 席 議 員 .....	83 頁
○欠 席 議 員 .....	83 頁
○出 席 説 明 員 .....	84 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	84 頁
○開会・開議宣告 .....	85 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	85 頁
○日程第2 一般質問 .....	85 頁
5番 平 沼 昌 平 .....	85 頁
(2) 気候変動から来る今後の養殖コンブ業について	
<hr/>	
○延会 の 議 決 .....	90 頁
○休会 の 議 決 .....	90 頁
○延会 宣 告 .....	91 頁

# 目 次

令和6年3月12日（火曜日）第3号

○議 事 日 程 .....	93 頁
○会議に付した事件 .....	93 頁
○出 席 議 員 .....	94 頁
○欠 席 議 員 .....	94 頁
○出 席 説 明 員 .....	94 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	94 頁
○開会・開議宣告 .....	95 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	95 頁
○日程第2 議案第77号 第6次福島町総合計画の変更について	
議案第79号 第9期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について	
議案第66号 福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例	
議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
議案第72号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
議案第73号 福島町介護保険条例の一部を改正する条例	
議案第87号 福島町財政調整基金の積立金の処分について	
議案第80号 令和6年度福島町一般会計予算	
議案第81号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計予算	
議案第82号 令和6年度福島町介護保険特別会計予算	
議案第83号 令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第84号 令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算	
議案第85号 令和6年度福島町水道事業会計予算	
議案第86号 令和6年度福島町浄化槽事業会計予算 .....	95 頁
	(予算審査特別委員会報告)
○日程第3 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について (提案説明・質疑・討論・起立採決) .....	96 頁
○日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について (提案説明・質疑・討論・起立採決) .....	97 頁
○日程第5 発委第11号 福島町長の専決処分事項指定条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	98 頁
○日程第6 発委第12号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	99 頁
○日程第7 令和6年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について	100 頁
○休 会 の 議 決 .....	100 頁
○休 会 宣 告 .....	101 頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
62	福島町有害鳥獣減容化処理施設管理条例	3月8日	原案可決
63	福島町水産種苗生産センター管理条例	3月8日	原案可決
64	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に基づく関係条例の整理に関する条例	3月8日	原案可決
65	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	3月8日	原案可決
68	福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例	3月8日	原案可決
69	福島町チャレンジスピリット応援条例の一部を改正する条例	3月8日	原案可決
70	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3月8日	原案可決
71	福島町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例	3月8日	原案可決
74	福島町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例	3月8日	原案可決
75	福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例	3月8日	原案可決
76	福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	3月8日	原案可決
78	福島町森林整備計画の変更について	3月8日	原案可決
88	令和5年度福島町一般会計補正予算（第10号）	3月8日	原案可決
89	令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	3月8日	原案可決
90	令和5年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）	3月8日	原案可決
91	令和5年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	3月8日	原案可決
92	令和5年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）	3月8日	原案可決

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
93	令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)	3月8日	原案可決
94	令和5年度福島町水道事業会計補正予算(第3号)	3月8日	原案可決
77	第6次福島町総合計画の変更について	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
79	第9期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
66	福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
67	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
72	福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
73	福島町介護保険条例の一部を改正する条例	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
87	福島町財政調整基金の積立金の処分について	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
80	令和6年度福島町一般会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
81	令和6年度福島町国民健康保険特別会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
82	令和6年度福島町介護保険特別会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
83	令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
84	令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
85	令和6年度福島町水道事業会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
86	令和6年度福島町浄化槽事業会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
同意 3	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3月12日	原案同意

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
諮問 2	人権擁護委員の推薦について	3月12日	原案適任
発委 11	福島町長の専決処分事項指定条例の一部を改正する条例	3月12日	原案可決
発委 12	生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出について	3月12日	原案可決

## 令和5年度

# 福島町議会定例会3月会議

令和6年3月8日（金曜日）第1号

### ◎議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  | 諸般の報告  |
| 日程第3  | 行政報告   |
| 日程第4  | 令和6年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について                                       |
| 日程第5  | 議案第62号 福島町有害鳥獣減容化処理施設管理条例  |
| 日程第6  | 議案第63号 福島町水産種苗生産センター管理条例   |
| 日程第7  | 議案第64号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に基づく関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第8  | 議案第65号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例                                 |
| 日程第9  | 議案第68号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例                                    |
| 日程第10 | 議案第69号 福島町チャレンジスピリット応援条例の一部を改正する条例                                 |
| 日程第11 | 議案第70号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例            |
| 日程第12 | 議案第71号 福島町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例                                   |
| 日程第13 | 議案第74号 福島町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例                                 |
| 日程第14 | 議案第75号 福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例                                       |
| 日程第15 | 議案第76号 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例      |
| 日程第16 | 議案第78号 福島町森林整備計画の変更について  |
| 日程第17 | 議案第88号 令和5年度福島町一般会計補正予算（第10号）                                      |
| 日程第18 | 議案第89号 令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）                                 |
| 日程第19 | 議案第90号 令和5年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）                                   |
| 日程第20 | 議案第91号 令和5年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                                |
| 日程第21 | 議案第92号 令和5年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）                                  |
| 日程第22 | 議案第93号 令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）                              |
| 日程第23 | 議案第94号 令和5年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）                                     |
| 日程第24 | 一般質問   |
| 日程第25 | 議案第77号 第6次福島町総合計画の変更について   |
| 日程第26 | 議案第79号 第9期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について                             |
| 日程第27 | 議案第66号 福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例                        |
| 日程第28 | 議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例                                    |
| 日程第29 | 議案第72号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例                                      |
| 日程第30 | 議案第73号 福島町介護保険条例の一部を改正する条例   |
| 日程第31 | 議案第87号 福島町財政調整基金の積立金の処分について  |
| 日程第32 | 議案第80号 令和6年度福島町一般会計予算  |
| 日程第33 | 議案第81号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計予算  |
| 日程第34 | 議案第82号 令和6年度福島町介護保険特別会計予算  |

日程第35	議案第83号	令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第36	議案第84号	令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
日程第37	議案第85号	令和6年度福島町水道事業会計予算
日程第38	議案第86号	令和6年度福島町浄化槽事業会計予算
日程第39	同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第40	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について
日程第41	発委第11号	福島町長の専決処分事項指定条例の一部を改正する条例
日程第42	発委第12号	生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出について
日程第43		令和6年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について

## ◎会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		諸般の報告
日程第3		行政報告
日程第4		令和6年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について
日程第5	議案第62号	福島町有害鳥獣減容化処理施設管理条例
日程第6	議案第63号	福島町水産種苗生産センター管理条例
日程第7	議案第64号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に基づく関係条例の整理に関する条例
日程第8	議案第65号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第68号	福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第69号	福島町チャレンジスピリット応援条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第70号	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第71号	福島町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第74号	福島町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第75号	福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第76号	福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第78号	福島町森林整備計画の変更について
日程第17	議案第88号	令和5年度福島町一般会計補正予算（第10号）
日程第18	議案第89号	令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
日程第19	議案第90号	令和5年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第20	議案第91号	令和5年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第92号	令和5年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）
日程第22	議案第93号	令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）
日程第23	議案第94号	令和5年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第24		一般質問
日程第25	議案第77号	第6次福島町総合計画の変更について
日程第26	議案第79号	第9期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について
日程第27	議案第66号	福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第28	議案第67号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第29	議案第72号	福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第30	議案第73号	福島町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第31	議案第87号	福島町財政調整基金の積立金の処分について
日程第32	議案第80号	令和6年度福島町一般会計予算
日程第33	議案第81号	令和6年度福島町国民健康保険特別会計予算
日程第34	議案第82号	令和6年度福島町介護保険特別会計予算
日程第35	議案第83号	令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第36	議案第84号	令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
日程第37	議案第85号	令和6年度福島町水道事業会計予算
日程第38	議案第86号	令和6年度福島町浄化槽事業会計予算

◎出席議員（9名）

議長	10番	溝部 幸基	副議長	9番	平野 隆雄
	1番	藤山 大		2番	杉村 志朗
	3番	佐藤 孝男		4番	小鹿 昭義
	5番	平沼 昌平		6番	木村 隆
	7番	熊野 茂夫		8番	(欠員)

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海 清春	副町長	小鹿 一彦
総務課長	住吉 英之	企画課長	村田 洋臣
産業課長	福原 貴之	町民課長兼吉岡支所長兼会計管理者	深山 肇
認定こども園福島保育所園長	吉能 佳織	福祉課長	小鹿 浩二
建設課長	紙谷 一	福祉センター次長	(石岡 大志)
教育長	小野寺 則之	事務局長兼給食センター長	石岡 大志
農業委員会事務局長	(福原 貴之)	選挙管理委員会書記長	(住吉 英之)
監査委員	本庄屋 誠	監査委員	高田 重美
監査委員補助職員	(鍋谷 浩行)		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷 浩行	議会事務局議事係長	福井 理央
議会事務局議事係	角谷 里紗		



(開会 9時59分)

---

## ◎開 会 ・ 開 議 宣 告

---

### ○議長（溝部幸基）

改めまして、定例会3月会議の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

今年度の「町民と議員との懇談会」は、町民の皆様のご協力を頂き、例年通り17会場で実施、無事終えることが出来ました。意見を聞くことへ重点を置いた懇談会により、防災、高校存続、雇用創出等、多岐にわたる意見を頂きました。今後、町側へ実施報告書を手交し、課題等につきましては、議会としても調査することとなります。

次期改選に向けた課題として議会運営委員会で検討を開始しております「議員定数」「議員のなり手不足」「議会改革の見直し」等についても、経過の概略を説明し、種々意見を伺うことが出来ましたので、さらに検討を進め一定の段階で議会としての方向性を示していきたいと考えております。

依然として、「議会の役割」「議会と行政の仕組み」が、理解されずよく分からないとの意見も多く、情報をもっと周知・発信して欲しいとの意見もありましたので、気軽に参加できる機会を更に積極的に提供していかなければと思っております。

今、3月会議は、町政執行方針に示された重要案件に係る各会計の新年度予算を審議する重要な議会であり、活発な議論が展開されます事を願っております。

政策については、行政評価に繋がる事を自覚し、計画制度を高める努力が必要であり、予測される厳しい財政状況を充分配慮、予算の目的・算定根拠を明確にし、理解を得て共通の認識を持つよう努めることも大切ですし、議会・行政ともに政策の過程をさらにわかりやすく町民の皆様を示していくことも大切です。

町づくり、議会両基本条例に基づき、町民との協働のまちづくりを目指す行政・議会は、公正・公平を肝に銘じ、町民の模範となるよう規律を遵守、情報を適確に発信し、共有することも改めて心掛けなければなりません。

議会としても、町民の負託に応えるため一層研鑽に励み、課題に向かって着実・果敢に活動を続けていかなければならないと思っております。

例年になく降雪量も少なく、風も緩み春の兆しが見え始め、桜前線が話題となる時節となりました。

出席者各位には、健康に留意され、お体ご自愛の上、本定例会の議事運営にご協力いただきますよう、お願いを申し上げ開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和5年度定例会3月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

## ◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

7番熊野茂夫議員、9番平野隆雄副議長を指名いたします。

---

## ◎諸 般 の 報 告

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を行います。

5番平沼昌平議会運営委員長。

### ○5番（平沼昌平）

令和5年度定例会3月会議の開会に際し、去る3月1日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

審議日数については、本日から3月18日までの7日間といたしました。

議案につきましては、条例の制定・一部改正が15件、計画の決定・変更が3件、積立金の処分が1件、令和5年度一般会計ほか6会計の補正予算、令和6年度一般会計ほか6会計の予算、人事案件2件の計35件となりますが、令和6年度予算関連の議案につきましては、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置のうえ、休会中に審査することといたしました。

以上のとおり、本3月会議は審議日数も長期に亘ることから、議員の皆様には議事運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

#### ○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会3月会議の議事は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

諸般の報告も既に皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

常任委員会の所管事務調査結果について、報告を行います。

1番藤山大総務教育常任委員長。

#### ○1番（藤山大）

諸般の報告の7ページをお開きください。

2月14日に実施しました2件の所管事務調査について、報告書に基づき内容を説明いたします。

はじめに、調査事件6 福島松前間防災道路実現に向けた取り組みについてです。

町の今後の取り組みについて調査したので報告します。

今後の取り組みについては一定の理解をしたが、次の事項について検討願います。

##### 1、早期完成に向けた要望活動等について。

令和6年度以降も引き続き渡島西部四町の共通理解・協力を得ながら要望活動を協力で推進する必要があると思慮します。

測量調査の結果等については、説明会を開催し町民の理解を得ながら進めるよう望みます。また、白神松浦間の位置づけについては、十分協議する必要があると思慮するので検討願います。

##### 2、松前半島道路全体の整備要望について。

第2青函トンネル構想の推進と連動させ、双方の必要性を北海道に積極的に周知、要望されるよう望みます。

次に8ページをお開きください。

調査事件7 定住促進住宅整備事業について。

このたび、令和6年度建設予定の整備事業内容について資料が示されたことから、内容を調査したので報告します。

事業の内容については一定の理解をしたが、次の事項について検討願います。

##### 1、ニーズ調査について。

より深掘りしたニーズ調査の実施・分析が必要と思慮するので検討願います。

##### 2、家賃の設定等について。

入居要件・家賃の設定にあたっては、十分配慮し慎重に検討願います。また、定住促進住宅の個人所有の可能性について、先進地事例を参考に検討すべきと思慮します。

##### 3、今後の建設計画について。

経費節減を強く意識して進める必要があると思慮するので検討願います。

以上で、総務教育常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

#### ○3番（佐藤孝男）

諸般の報告の10ページをお開きください。

2月6日、16日に実施しました3件の所管事務調査について、報告書に基づき主な内容を説明します。

はじめに、調査事件11 第9期介護保険事業計画の策定について。

このたび、新たな事業計画案について資料が示されたことから、内容を調査したので報告します。

町より示された事業計画案の内容については一定の理解をしたが、次の事項について検討願います。

1、肺炎球菌、带状疱疹予防接種の助成について。

高齢者からの要望も多く寄せられていることから、新年度に入り次第、すみやかに助成を行うことを望みます。また、周知する際には理解しやすい工夫を検討をお願いいたします。

他町においても様々な助成報道もあるので、比較資料として情報提供されるよう望みます。

2、介護予防の推進について。

介護申請に至る前に高齢者の状況を把握するための体制づくりが必要と思慮します。

また、地域包括ケアシステムの実現には、町立診療所が重要な役割を担うことになると考えられるので、より一層「介護」と「医療」の連携を密にした体制づくりを進めるよう望みます。

3、広域的な連携について。

単町で施設を整備・維持していくことが、より困難になることは明白であり、渡島西部四町の課題として「施設の集約」「役割分担」等、介護事業の広域連携について検討すべきと思慮します。

4、介護基金の活用と介護保険料の抑制について。

基金を支消し、保険料基準額を5,600円に維持し、低所得者の上昇抑制、高所得者の新たな段階設定することについては理解をいたします。

次に13ページをお開きください。

調査事件12 岩部地区等活性化基本構想の策定について。

このたび、基本構想の策定状況について資料が示されたことから、内容を調査したので報告します。

町より示された策定状況については一定の理解をしたが、次の事項について検討願います。

(1) 岩部地区の活性化について。

今回示された岩部地区鳥瞰図は、クマ等の出没が想定されるため、専門家等から意見を十分徴収し整備されるよう望みます。

また、町として移住・定住へ繋げることも視野に入れた取り組みとして検討すべきと思慮します。

(2) 岩部クルーズについて。

岩部地区の活性化へ連動させるためにはクルーズの魅力をさらに高めることが大事であるため、より多くの方に体験してもらうためにも実施期間の延長はもとより、1日の運航ダイヤの見直しが必要であり、安全面に十分注意しながら検討願います。

次に14ページです。

調査事件14 コンブ養殖作業省力化検討計画について。

検討計画の作業状況について資料が示されたことから、内容を調査したので報告します。

町より示された作業状況、今後の方向性については一定の理解をしたが、次の事項について検討願います。

1、昆布養殖作業省力化検討計画の策定について。

検討計画の策定にあたっては、漁組、策定業者と情報共有を図り、実態を適切に把握したうえで策定業務を進めるよう努めてください。

省力化を目指していくためにも、問題意識を共有することで部会の統一を促す必要があると思慮するので検討願います。

また、毛の付着への対策については、水産試験場や研究機関の成果等の情報を積極的に収集し、早急に検討願います。

以上で、経済福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

諸般の報告の16ページになります。

令和6年2月29日に開催されました、第1回渡島西部広域事務組合議会定例会の結果を報告をいたします。

1、定例会の内容について。

審議した議案は、条例の一部改正4件と補正予算、当初予算の計6件でした。

## 2、審議した議案の内容について。

主な議案について報告させていただきます。

議案第1号は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することが出来るようになったため改正。

17ページ。

議案第4号は、消防団員の定員・任命・服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員を広く募集するため、任用における居住地、年齢等の制限を撤廃する改正。

議案第6号は、令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計につきましては、当初予算を16億6,118万5千円と決めました。増額の要因といたしましては、リサイクルプラザ統合化制御装置用部品の更新、各消防署車輛購入となっております。

議案関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご参照ください。

以上で、報告を終わります。

### ○議長（溝部幸基）

諸般の報告を終わります。

本日は、午後6時から夜間議会を予定しておりますので、夜間議会が終了するまで、予め会議時間を延長いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日の会議時間は夜間議会が終了するまで延長することに決定いたしました。

---

## ◎行 政 報 告

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

### ○町長（鳴海清春）

令和5年度福島町議会定例会3月会議の開催にあたり、定例会2月会議以降の行政報告を申し上げます。1点となります。

#### 1、日本航空株式会社との連携協定について。

2月15日に当町において、日本航空株式会社と福島町との観光に関する連携協定を締結いたしました。当協定は、毎年、母の日に開催される「女だけの相撲大会」の協賛等を長く担っていただいていることなどをご縁に、観光振興による地域の活性化及び観光誘客の促進を図ることを目的としております。

協定の具体的な連携・協力事項については、「女だけの相撲大会」に関するイベント協力や観光コンテンツの開発、地場産品を活用した商品開発による新たな魅力づくりと人流・物流の創出に取り組むこととしております。

今後も相互の連携を強化しながら、関係人口の拡大と地域経済の活性化に努めてまいりたいと考えております。

町の主な主催事業及び行事等については、別に記載しておりますので参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、町長部局の行政報告を終わります。

### ○議長（溝部幸基）

教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

### ○教育長（小野寺則之）

令和5年度福島町議会定例会3月会議の開催にあたり、定例会2月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

#### 1、社会教育、青少年の育成について。

（1）スポーツ・文化賞の表彰について。

2月21日に福祉センターにおいて、令和5年度福島町スポーツ・文化賞の表彰式を開催いたしました。今年度は、スポーツ活動関係で個人17名と2団体、文化活動関係で個人6名と1団体の計26件で、前年度より8件多い受賞となっております。今後の更なるご活躍に期待しているところであります。

以上で、令和5年度定例会2月会議以降の教育行政の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

行政報告を終わります。

---

◎令和6年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について

---

○議長（溝部幸基）

日程第4 令和6年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を行います。

町政執行方針の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和6年度町政執行方針。

町民の皆さま、町議会の皆さま、令和5年度福島町議会定例会3月会議の開催にあたり、令和6年度の町政執行に対する基本姿勢と施策の方針を申し述べますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年3月8日、福島町長。

I はじめに

昭和30年1月1日に福島町と吉岡村が合併し、もうすぐ70周年の節目の年を迎えます。

当時の福島町長工藤福次郎氏と吉岡村長深山久三郎氏の両氏の協議を経て、昭和29年11月22日開催の第3回吉岡村臨時議会並びに昭和29年12月20日開催の第11回福島町臨時議会において、両町の合併が決定しております。

先人たちが築き上げてきた福島町を後世の子どもたちにつないでいく責任が私たちにあります。先人たちが創り上げた福島町を町民の皆さまと共に創りつないでまいります。

今、国政において政治の信頼が揺らいでおります。政治、政（まつりごと）は、国民並びに町民との信頼関係が大切であり、善き政は町民との信頼から始まります。

私は、町長に就任以来、町民との信頼を基に、一貫して町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念である「町民との協働によるまちづくり」と「思いやりのある行政」を政治姿勢の基軸とし、基幹産業である水産振興や子育て支援を重点に町政を推進しております。

町においては、第6次福島町総合計画・前期実施計画のスタートの年となります。

当計画の重点事項として、福島商業高校の魅力化及び若者の移住定住対策・子育て支援並びに基幹産業の安定的な資源確保に重点的に予算配分するとともに、総合的な種苗センター及び新たな吉岡温泉、有害鳥獣減容化処理施設の適切な運用に努めてまいります。

加えて、今後、日本海溝・千島海溝が引き起こす大きな津波に対応すべく、新たに地域における津波避難対策を進めてまいります。

国の、令和6年度一般会計予算の総額は、112.5兆円と令和5年度当初予算から1.6パーセント減少したものの、過去最高額であった前年度に次ぐ過去2番目の予算額となっております。

また、歳入において、コロナ禍からの景気回復や物価高騰を背景に、法人税や消費税などの税収が好調なことから69.6兆円と過去最高額を計上しております。

なお、地方財政計画においては、地方交付税総額は1.7パーセント増の18.6兆円となっております。

こうした国の情勢を踏まえながら、まちづくりの柱である第6次福島町総合計画・前期実施計画及び第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の着実な推進により、持続可能なまち「ふくしま」を共に創るため、住民と行政が、町の強みを生かしながら、誇りある郷土の明日を切り拓いていくため、「持続可能な産業への支援」、「地域全体で支える子育て支援」、「一人ひとりの健康を支える地域福祉」、「高齢者に優しく災害に強い環境の整備」、「次世代に向けたデジタル化の推進」、「第2青函トンネル構想の実現」に向けた歩みを一步一步進めることとしております。

私たちは、人口減少並びに高齢化という厳しい荒波の中で、今、できることを探す、そして勇気をもって新たなものにチャレンジする。そのことが地域の魅力を高め、地域経済を循環させ、“まち”の発展へと繋がっていくものと確信しております。

困難を乗り越えた先に明るい未来があると信じ、町民が共に力を合わせ、知恵を出し合い、お互いに助け合い、絆を深め、町民一人ひとりがそれぞれ小さなまちづくりを探求・実践する。そのことが新たな「まちづくり」に繋がりを、新たな道が開けてきます。

私は、今の時代を生かされるものの一人として、また、町民からまちづくりを託されたトップとしての責任において、この厳しい時代にあっても、困難から逃げることなく、果敢に挑戦し、常に謙虚な姿勢で町政と向き合い、まちづくりの主役である町民の思いに寄り添い、思いやりのある行政を職員とともに全力で取り組んでまいります。

## II 町政の基本方針

はじめに、町政運営に対する基本姿勢について申し上げます。

町の政策の柱である「第6次福島町総合計画」で掲げたテーマの「自然と人が織りなす“幸せ実感コンパクトな町”～持続可能なまち「ふくしま」を共に創る～」の実現に向けて、全力で政策の実現に取り組んでまいります。

町政に臨む基本姿勢につきましては、第6次福島町総合計画の初年度に当たり基本計画及び実施計画を基本とし、引き続き、産業振興など町の生産の基盤を成す予算を中心に、子育て支援、高齢者が安心して住み暮らせる政策予算を積極的に措置しております。

高齢化と人口減少が続く中で、各分野において人手不足が顕著となっており、若い人たちがまちづくりに参画する体制の構築が急がれており、次の時代を担う人材育成が喫緊の課題となっております。

そのような中であって、今年度の福島商業高校の入学者が29名となり、全国から福島町で学びたいと入学を希望し、新たな人材の芽が育つことが期待されております。

町では、青少年交流センターを人材育成の拠点と位置づけ、若い世代が大いに語り、交流することで、人材の育成はもとより、卒業後の町内での就労、関係人口・交流人口の増加を目指してまいります。また、まちの活力となる若者の定住促進を図るため、引き続き子育て支援に重点を置きながら若者の定住促進に向けた住宅整備を促進してまいります。

近年、気候変動の影響による猛暑が続いており、公共施設の利用者の安心・安全を確保する必要があります。町ではこのような状況を踏まえ、児童生徒や高齢者等の施設を最優先に公共施設への冷房設備の設置を進めてまいります。

また、人口減少が続く中で、限られた予算を有効活用し、真に必要な事業を優先的に選択するとともに、常に改革、改善を探求し、事務効率を高めながら今できる最善の行政サービスの維持に努めてまいります。

## III 主な施策の推進

次に、令和6年度におけるまちづくりについて、「第6次福島町総合計画」の「5つのまちづくりの目標」の実現に向け、次の重点施策に沿って申し上げます。

### 1、産業を活性化し、地域資源を活かすまちづくり。

燃料をはじめとした物価高に加え、水産物の国内需要の低迷や、長期化しているイカ等の来遊不振等により、町の基幹産業である水産業及び水産加工業にあっては、依然として、大変厳しい状況に置かれております。

漁業については、令和5年度に整備した種苗生産等施設の安定的な運営を図ることで、養殖昆布やウニの持続可能な前浜資源の確保を目指してまいります。

また、浜の主力である昆布養殖漁業において人手不足が課題となっており、昨年策定した昆布養殖作業省力化検討計画に基づき、漁業協同組合などの関係機関と連携を図り、自主的な省力化の取り組みを支援してまいります。

漁業生産基盤である漁港の整備については、引き続き第3種福島漁港の荷揚げ岸壁拡幅工事及び第2種吉岡漁港の低天端岸壁整備などの改良工事が進められており、令和7年度の供用開始に向けて関係機関と連携しながら、機能向上に努めてまいります。

蝦夷アワビの陸上養殖については、北海道栽培漁業振興公社からの種苗購入が当面の間、困難な状況に置かれておりますが、令和6年度に岩手県内の種苗生産企業から5万個の種苗を購入できる見込みとなつ

ており、安定的な出荷体制の再構築に向けた取り組みを推進してまいります。

また、アワビカレーや町内飲食店への販売、町内の個人向け販売などを通じて、販売促進に努めてまいります。

農業については、営農者の減少・高齢化が著しく、後継者不足も相まって、当町の農業の維持・持続が大変厳しい状況にあります。水稲農家が共同して使用できる農業用機械整備の支援を行うなど、就農者の確保と生産者の負担軽減並びに学校給食への供給が継続できるよう、安定的な生産体制の維持・確保に努めてまいります。

林業については、森林の持つ公益的・多面的機能を将来にわたり持続的に享受できるよう、「福島町森林整備計画」に基づき地域資源の循環を推進する施策を進めてまいります。

また、虫が持ち込む病原菌によってミズナラの木が枯れる「ナラ枯れ」が、昨年10月に町内の民有林で確認されており、森林被害の拡大を食い止めるため、被害木の伐採など、早期の対応を図ってまいります。

国は、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しており、北海道においても「ゼロカーボン北海道」を推進しております。

町では、新たな吉岡温泉に木質バイオマスボイラーを導入し、当町の持つ豊かな森林資源を有効に活用することで、地域循環の活性化及びゼロカーボンの実現を目指すものであります。また、公共施設等への木質チップの供給体制を構築するため、民間企業が整備する移動式木材破砕機導入に対する支援を行ってまいります。

近年、当町ではクマによる人身事故の発生やエゾシカによる農林業被害が増大していることから、町では、ハンターの巡視回数を増やすなどし、有害駆除により農林業被害の防止に努めております。

また、今年度からハンターの作業負担の軽減を図る目的で整備した「有害鳥獣減容化処理施設」の稼働により、エゾシカ等の処理作業の効率化を図るとともに、駆除頭数の増加に向けた対策を促進してまいります。

当町の地域資源を活用した「青の洞窟」をめぐる「岩部クルーズ」は、本格運航を開始し5年が経過し、年々乗船者数も増加しており、当町初の体験型観光として定着してきております。また、乗船を体験された観光客から高い評価をいただいております。

引き続き、安全運航を最優先に、地域資源の魅力の発信と交流人口の拡大を図ってまいります。

なお、町内の潜在的観光資源の有効活用に向けて、昨年度策定した岩部地区等活性化基本構想をベースに、岩部地区の魅力をさらに高める方策について庁舎内での議論を深め、今後の事業展開に向けた検討を関係機関の協力を得ながら模索してまいります。

町の玄関口となる道の駅の管理体制については、令和6年度より福島水産加工協同組合から一般社団法人福島町まちづくり工房に管理委託先を変更し、道の駅を一部リニューアルすることで、観光情報発信及び特産品販売等の充実を図ってまいります。

町内の商工業は、燃料・原材料をはじめとする物価高騰の影響などにより、町内事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いております。

このようなことから、町内経済の循環を目的としたプレミアム商品券の発行などを継続的に行い、商工会と連携しながら、町内事業者の経営安定を図るとともに、地域振興事業に対し支援してまいります。

地域での生産力の底上げを図るため、町内で新たな起業者や事業を継承する若者等の後継者に対し、引き続き「チャレンジスピリット応援条例」に基づき経済的支援を実施し地域経済の振興に努めてまいります。

## 2、次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり。

日本の人口は平成20年をピークに、平成23年以降12年連続で減少しており、これに伴い生産年齢人口が減少することにより経済や社会にひずみが生じてくる恐れが懸念されております。

人口減少が著しい北海道の中であって、とりわけ、当町においては厳しい状況下にあります。明るい兆しとして、多くの若者が福島商業高校で学びたいと当町に集うこととなっております。

これまでの長い歴史の中で先人が知恵を出し合いながら努力し築き上げてきた今日の福島町を、私たちは将来の子どもたちに引き継いでいく責務があります。

このため、将来のまちづくりを担う人材の育成について、産業をはじめ教育や行政分野等のあらゆる分

野において、引き続き町の成長・発展に貢献できる人材の育成に努めてまいります。

持続可能なまちづくりを進めていくためには、若者の人口減少及び少子化対策は最重要課題として取り組む事項と認識し、これまで各種の施策を実施してまいりましたが、人口減少に歯止めがかからない状況が続いていることから、引き続き「ふるさと暮らし応援条例」をはじめとする子育て支援策を中心に、切れ目のない対策を講じてまいります。

認定こども園については、子どもたちが快適で安心して過ごせるよう、これまで空調設備の整備など保育環境の充実に努めてきております。

引き続き、保護者が安心して子どもを預かれる保育環境の整備を図りながら、保護者のニーズに柔軟に対応した保育・教育サービスの提供に努めてまいります。

子育て支援センターについては、子育ての拠点施設の役割を担っており、子育てに対する不安や悩みの解決を手助けする育児相談や子どもの遊びを通じて、保護者同士が情報の共有を図られるよう引き続き子育て支援体制を充実してまいります。

学童保育については、小学生の放課後の生活を継続的に保障することにより、保護者が仕事と子育てを両立できるよう支援するとともに、成長期にある子どもたちに安全で安心な生活の場が確保されるよう、利用者のニーズに寄り添った運営に努めてまいります。

全道・全国からの多様な若者を受け入れ、次代を担う人材の交流・育成拠点となる「青少年交流センター・新潮学舎」については、町外の人材に対する就業体験やインターンシップの機会を創出し、若者の定住人口の拡大、ワーケーションや田舎暮らし体験の受入等による交流人口・関係人口の拡大を図り、持続可能なまちづくりに貢献できる人材を育成してまいります。

また、全国募集の取り組みを進めた結果、令和6年度の福島商業高校の入学予定者が大幅に増加しており、再編整備の対象を免れるとともに、20名以上となったことで地域連携特例校の枠からも外れる見込みとなっております。令和7年度以降を見越して、拠点施設の増築を進め、万全な受け入れ態勢を確保してまいります。

### 3、福祉・医療が充実し、互いを認め合えるまちづくり。

かつて我が国では、家族同士の助け合いや地域における相互扶助により人々の暮らしが支えられてきました。しかしながら、日本全体の人口の急激な少子高齢化の到来により、これまで経験したことのない人口減少時代を迎え、急激な時代の変化とともに住民相互の繋がりが希薄化し、地域を取り巻く環境が大きく変化してきております。

地域における多様な課題や支援のニーズに的確に対応していくためには、高齢、障害といった分野を超えて、地域住民が主体的に地域の課題などを「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしを生きがいを大切にし、地域を共に創っていく社会を目指すことが必要であります。

こうした「地域共生社会」の実現に向けて、引き続き関係機関とも連携を図りながら、住民相互の助け合い・支え合い活動で“きづな”を深め、まちを“元気”にする福祉のまちづくりを目指してまいります。

我が国の高齢化率は、先進諸国の中でも平成17年に最も高い水準となり、今後も高い水準が続くと見込まれております。当町の令和6年1月末における高齢化率は、51.52パーセントと2人に1人以上が高齢者という超高齢化社会に突入しております。

生産年齢人口が減少する中、町の活力を維持していくためには高齢者を含めた町民全てが意欲と能力に応じ、まちづくりに参加できる社会を実現する必要があります。

とりわけ高齢者にあっては、長年、町の発展のために寄与された方々が、生きがいを持ちながら健康で安心して生活が送れる地域を目指して、介護予防・生活支援・健康づくり・生きがいづくりなど、総合的な取り組みを引き続き実施し、住み慣れた地域で自立した生活が確保され、社会参加が促されるよう支援してまいります。

地域において社会福祉活動を推進するには、社会福祉協議会は大切な役割を担っており、地域に欠くことができない組織となっております。

町では、福祉のまちづくりにおける福祉サービスや相談活動など、様々な場面で地域福祉の一翼を担っている社会福祉協議会の継続的維持が重要と考えております。

このことから、引き続き安定的な財政運営を図られるよう支援してまいります。

介護保険事業については、今年度から「福島町第9期介護保険事業計画」の3か年が新たにスタートいたします。引き続き、高齢者が介護又は介護予防等の良質なサービスを確実に利用できるよう、保険者と介護サービス事業者の連携を強化し、計画の着実な実行を図ってまいります。

障がい者福祉については、「第1期福島町障がい福祉プラン」に基づき、障がいのある方が地域において必要な障がい福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるよう努めてまいります。

国民健康保険事業については、広域化に伴う令和12年度の保険料統一に向け税率を毎年度見直すこととなっており、今年度の税率においても加入者の負担が増えることとなりますが、引き続き安定した制度が維持できるよう、北海道と連携しながら取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業については、全ての高齢者の皆さまが安心して必要な医療が受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、円滑な制度の運用に努めてまいります。

生活習慣病は、今や健康寿命の最大阻害要因になるだけではなく、医療費にも大きな影響を与えている状況となっています。これらの多くは、食事や運動をはじめとする生活習慣病が深く関与しており、日常生活での適度な運動やバランスの取れた食事、禁煙を実践することによって予防することができるとされています。

これまで、当町においては、生活習慣病対策として早期発見・早期治療により重症化を防ぎ、生活習慣の改善による予防を中心に取り組みを進めてまいりました。

今後も引き続き、特定健診による予防医療をはじめ、食生活の見直し、適度な運動の実践などを推進し、生活習慣病の抑制に努めてまいります。

がんの発生は生活習慣と深い関わりがあると言われており、がん罹患するリスクを低減するためには現在の生活習慣を見直すことが重要となってきます。

がんなんかには負けない基本条例を推進し、「喫煙」、「飲酒」、「食事」、「身体活動」、「体形」、「感染」の6項目についての予防策を実践する一方で、町立診療所及び町内医療機関と連携を図りながら効果的な啓発活動を展開することで、がんの検診率の向上に努めてまいります。なお、検診率の向上には自主的な受診意識の高揚が大切であり、個別勧奨や再勧奨などの普及啓発に積極的に取り組み町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指してまいります。

これまでの研究から、喫煙することで肺がんをはじめとする様々ながんの原因となることが、科学的にも明らかになっております。また、たばこを吸う本人以外がたばこの煙にさらされる受動喫煙は、肺がんの原因となることが明らかになっております。

がんを予防するためには、たばこを吸わないことが最も効果的であることから、引き続き町内会館等も含めた公共施設の敷地内禁煙に取り組み、啓発活動を中心に町全体で受動喫煙防止活動の強化を図ってまいります。

やまゆりクリニックについては、開業から5年を経過し、一次医療を担う医療機関として、町民へ浸透しつつあります。今後も、安心して医療を受けられるような体制を図りながら、経営の健全化を目指してまいります。

また、町内の関係機関とも協力しながら、高齢者の地域ケアの推進に取り組むとともに、各種がん検診に加え、特定健診の個別受診などの積極的な勧奨に努め、町民の健康増進に取り組んでまいります。

#### 4、生活基盤が安定し、安心安全に暮らせるまちづくり。

町営住宅については、引き続き若者・子育て向けの定住住宅整備を進めるとともに、既存の町営住宅についても入居者が安心して暮らせるよう、老朽化に対する計画的な維持・修繕と適正な管理に努め、快適な住環境を提供してまいります。

水道事業については、昨年、断水した箇所を早期復旧を図るとともに、引き続き適切な設備更新と経営健全化に努め、安全・安心な水の供給に努めてまいります。

浄化槽整備事業については、水洗化の普及による快適な居住環境の創出と大切な自然環境を守るとともに、公共水域の水質汚濁防止を図るため、引き続き補助制度を活用した事業の推進に取り組んでまいります。

また、国の方針に基づく浄化槽整備特別会計の地方公営企業法適用については、計画どおり移行してまいります。

道路は、自動車や歩行者等の通行・交通機能をはじめ、町や地域をつくり、防災、環境といった空間

機能を有しており、日常生活に密着な関係にあります。

これらの基盤となる国道及び道道については、沿線の各町内会から多様な要望がなされていることから、適切な維持管理や道路改良の早期実施に向けて、引き続き関係機関に要請してまいります。

特に、白神防災道路の早期実現に向けて、国・道などの関係機関への要請活動を行ってまいります。

町道の改良及び橋梁などについては、強靱化や長寿命化を図るため、関連する計画に基づき緊急性や優先度を勘案し整備を進め、安全・安心な社会資本整備を引き続き計画的に実施してまいります。

また、冬期間の除雪については、町民の皆さまの協力を得ながら、冬道の通行の安全確保に努めてまいります。

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、人命や財産に甚大な被害を及ぼしております。

幸い、当町においては甚大な被害は発生しておりませんが、地震や台風などの災害に備えるため、「国土強靱化計画」及び「福島町防災計画」に基づき、町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、引き続き災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、災害に対する正しい知識と実際に災害が発生した場合の行動力を身に着けるため、引き続き町内会と協力しながら、防災訓練に取り組み地域における防災力を高めてまいります。

国は、令和4年9月に日本海溝及び道東沖の千島海溝沿いで巨大地震が発生した場合、大きな津波被害が予想される市町村を「津波避難対策特別強化地域」に指定し、当町も指定の対象となったところであります。

このことから、大規模津波対策に関する課題等に対応する「津波避難対策計画（仮称）」の策定及び緊急に実施すべき事業を推進する「津波避難対策緊急事業計画」の策定を進め、関係機関とも連携を図りながら、津波被害を最小限に抑えるため避難所及び避難路等の整備について検討を進めてまいります。

国においては、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46パーセント削減することを目指し、更には2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする取り組みを進めております。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出削減等のための総合的かつ計画的な施策の策定及び実施に努めるものとされております。

また、2月3日には渡島檜山管内全18市町の首長で構成する「函館渡島檜山ゼロカーボン北海道推進協議会」が設立され、洋上風力発電をはじめとしたGX（グリーントランスフォーメーション）関連産業の発展や港湾利用の活性化、さらに脱炭素と共に進める地域づくりにつなげるための取り組みを渡島檜山地域が一体となって進めることとしております。

こうしたことから、脱炭素社会の実現に向けて当該計画の策定を進めるとともに、町として「ゼロカーボンシティ」に向けた取り組みを進めることを宣言し、町民及び事業者が温室効果ガスの排出削減に向けて行う活動の促進を図ってまいります。

脱炭素社会の実現に向け、新たなCO<sub>2</sub>の吸収源として期待される「ブルーカーボン」に関する取り組みについて、情報収集に努めてまいります。

あわせて、白符地区の山林で計画されている陸上風力発電については、ゼロカーボンに大きく寄与する事業と考えられるため、関係機関との情報共有に努めるとともに、山林を所有する民間会社と連携を図り、実現に向けて必要な支援を行ってまいります。

なお、青少年交流センターの増築にあわせて、脱炭素型社会の推進、防災拠点の整備、環境教育の教材として活用するため、ゼロカーボン・モビリティ導入事業として、電気自動車、太陽光発電、充放電設備等の整備を進めるとともに、子育て世代等、若者の定住を促進するための住宅整備にあたっては、高断熱・高気密、太陽光の再生可能エネルギーを組み合わせた省エネルギー住宅の整備を推進してまいります。

家庭ごみの減量化については、渡島西部四町によるごみ減量化計画の策定に向け、先駆的な自治体の視察なども行い、具体的な対策の検討を進めてまいります。

なお、ごみの減量化については、負担軽減に繋がることから、町内会の協力を得ながら取り組みを推進するとともに、引き続き不法投棄の未然防止に努めてまいります。

町内の空家対策については、「空家等の適正管理に関する条例」に基づき、多くの町民の方々が自主的な解体をいただいております。引き続き、空家の適正管理及び不良空家の除却を推進し、地域住民の不安の解消に努めてまいります。

5、一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり。

地域コミュニティの活動拠点である各町内会館等については、今年度、白符町内会館の建設をもって一定程度終了する見込みであり、引き続き計画に基づき老朽化が進んだ会館の解体を進めるとともに、各町内会館の適切な維持・管理に努めてまいります。

若者等を中心とした子育て世帯の定住促進を目的とした、定住促進住宅整備プロジェクトについては、脱炭素社会の実現に貢献するとともに、今後の町内での住宅建設のモデルとなり得る住宅の整備により、若者や子育て世帯の居住環境の整備と定住促進に取り組んでまいります。

持続可能な地域社会を実現するため、SDGsを意識したまちづくりを推進するとともに、町民の理解を深めるため、広報等による周知に努めます。

ふるさと納税制度については、地元事業者と連携を図り、魅力ある返礼品の充実とふるさと納税の増収に努めるとともに、企業版ふるさと納税とともに、さらなる増収を目指してまいります。なお、ふるさと応援基金については、寄附者の町に対する思いを具現化するため寄附金を有効活用してまいります。

6、第2青函トンネルの実現で未来につなぐまちづくり。

第2青函トンネルの実現は、北海道全体の振興に欠かすことのできない要素となっており、実現に向け北海道及び道民の理解と意識の醸成を目指してまいります。

町では、第2青函トンネル構想を実現すると連携し、令和5年10月に、北海道知事及び北海道議会議長に対し要請活動を行っております。

また、渡島総合開発期成会の要望事項として、「国家プロジェクトによる第2青函トンネルの建設促進」が位置づけられており、渡島全体での取り組みを推進できる体制も整っておりますので、北海道の将来にとって大変重要な投資であるとの認識の下、北海道が一丸となって実現に向けて取り組んでいけるよう、北海道に働きかけを行ってまいります。

第2青函トンネル構想の実現に向け、青森県今別町においても「第2青函トンネル構想実現に向けた今別町推進会議」が設立されました。また、中泊町と締結した包括連携協定の中でも、連携して取組を進めることとしております。今別町及び中泊町と青函連携を深め、青森県側での機運醸成が図られることを期待するとともに、青森県側と共同で北海道や青森県、衆・参国會議員等に対する要請活動を、積極的に展開してまいります。

#### IV 令和6年度予算概要

令和6年度の地方財政計画では、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対し、行政サービスが安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和5年度を上回る額が確保され、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講ずることとされました。

その内、地方交付税については、前年度比1.7パーセント、3千60億円増の1兆8千6百71億円が計上されております。

令和6年度予算編成については、これまでと同様、今年度からスタートする、第6次福島町総合計画の着実な事業推進を図るとともに、様々な町政課題に的確に対応する予算計上に努めております。

燃料費及び物価高騰等により、各会計において歳出予算の抑制については大変厳しい状況下にありますが、限られた財源のもと財政健全化を念頭に置きながら、第6次福島町総合計画のまちづくりの目標実現に向けた施策や事業を計上したところであります。

歳入の町税においては、定額減税による個人町民税の減、法人町民税の減及び総務大臣配分償却資産の減により5.8パーセント減の4億8千541万4千円を計上しております。

また、主要な財源である地方交付税については、地方財政計画や前年度実績等を考慮し、当初予算では2.1パーセント増の20億83万2千円を計上しております。

歳出については、定住促進、子育て支援及び脱炭素社会の実現に向けた定住促進住宅整備事業の実施、町の基盤整備として各地区における町道等の整備に取り組むとともに、町民との協働のまちづくりを推進するため、新たに白符町内会館を整備してまいります。

また、チャレンジスピリット応援事業により基幹産業の担い手育成や起業支援を図るとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備えるため津波対策に取り組んでまいります。

各会計の歳入歳出予算額は、一般会計4億2,512万8千円、国民健康保険特別会計6億8,291

万8千円、介護保険特別会計5億6,532万7千円、うち保険事業勘定5億6,370万2千円、サービス事業勘定1億62万5千円、後期高齢者医療特別会計8,205万5千円、町立診療所特別会計1億2,249万7千円、水道事業会計2億1,404万8千円、浄化槽事業会計7,129万8千円、計58億6,327万1千円となります。

#### V むすび

以上、令和6年度の町政執行に臨むにあたり、私の所信を申し上げます。

今年度は、政策の基幹となる第6次福島町総合計画のスタート年となっております。未来につながる大切な年でもあります。

町を取り巻く環境は厳しいものがありますが、このような困難な時代だからこそ、人間が本来持っている、共助・公助・自助が重要であり、今、この時代だからこそ、皆で、そして地域全体が助け合い支え合うことが大切だと感じております。

私は町長就任以来、常に心に刻んでいる思い、そして町政に向き合う姿勢として、町民の思いに寄り添い、真摯で思いやりのある行政を目指してきたところであります。

私は、町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念を尊重し、まちづくりの主体である町民の声に耳を傾け、町民からまちづくりの仕事を託された議会と行政がしっかり議論し、「協働によるまちづくり」の実現に努めてまいります。

論語に「民信無くば立たず」とあります。孔子は、政治は民衆の信頼なくして成立するものではないと諭しております。

私は、町民と行政の相互の信頼関係が、政を進めていくうえでの基本と捉えており、引き続き、福島町で暮らす町民一人ひとりが笑顔で過ごせるよう、他人を思いやる心をもって、新たな一年を町民の皆さまと共に、本方針に掲げた政策の実現を目指してまいります。

これまで、町民並びに町議会議員の皆さまから様々な機会を通じて、いただいた多くの意見や提言に、真摯に耳を傾け、町民の皆さまの思いに誠実に向き合い、町民の思いに寄り添った政策の実現に向けて、職員一丸となってさらなる町政の推進に邁進する所存であります。

最後に、町民の皆さまの深いご理解とご協力並びに町議会議員の皆さまのご指導とご支援を引き続き賜りますようお願い申し上げます、町政執行方針とさせていただきます。

#### ○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

(休憩 11時10分)

(再開 11時21分)

---

#### ○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

教育行政執行方針の説明を求めます。

小野寺則之教育長。

#### ○教育長（小野寺則之）

令和6年度教育行政執行方針。

##### 1 はじめに

令和5年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、町民の皆さまをはじめ町議会議員の皆さまに、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

当町においては急激な人口減少、少子高齢化が進行している状況にありますが、児童生徒や若者にふるさとに誇りと愛着を持ち、「福島町のために頑張りたい」と思う人材を育成していくことが強く求められています。

小・中・高校のそれぞれの成長段階で、地域課題を知り、解決方法を考えアイデアを生み出し、実践・評価していく活動が重要となります。

このPDCAサイクルを学ぶことで、社会で生きていく必要な資質・能力を備えることのできる人材育成が求められています。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、それまでの日常が徐々に回復しようとしています。学校現場においてもアフターコロナ時代に創意工夫を凝らし、次代を担う児童生徒がいきいきと成長できるよう取り組んでまいります。

以下、教育委員会として令和6年度に重点的に取り組む施策について申し述べます。

## 2 福島商業高校の魅力化

福島商業高校の令和6年度入学者の出願状況は、昨年の9名から3倍を超える29名となっています。渡島管内11名、その他道内7名、道外から7都府県11名と、いろいろな地域の生徒から出願がありました。これは、前年度全国募集1期生の4名を中心に在校生が、福島商業高校の魅力年全国の中学生に発信してくれたことが、最大の要因と分析しています。

引き続きホームページでの情報発信、インターネットでの学校説明会、札幌市及び東京都で行われる対面形式での説明会、オープンキャンパス等で福島商業高校の魅力年全国に発信してまいります。

また、高校魅力化を推進するため、DX人材の育成授業を民間企業と連携し、年6回開催してまいります。これは1年生でドローン操縦の民間資格取得や、360度カメラ、VR技術などを体験し、2・3年生でその活用方法について学習を深めるといった内容になっています。

このほかノートパソコンの無償貸与、地域課題探究学習の講師派遣費用、各種資格取得、進学・就職対策事業などの支援を継続して行ってまいります。

## 3 青少年交流センター

令和5年4月にオープンした福島町青少年交流センターは、テレワークやワーケーション、友好市町との生徒交流、教育実習などの研修、そして福島商業高校の生徒など、全道・全国から若者を受け入れる交流人口拡大の拠点施設となっています。

しかしながら、令和6年度は福島商業高校の出願者のうち21名が利用を希望しており、ゲストルームを活用して何とか収容できるものの、次年度は利用可能な個室が皆無となってしまいます。

福島商業高校の入学者にとって青少年交流センターは大きな魅力となっているところであり、福島町にやってくる若者が、楽しく学業や充実した生活を送ることができるよう環境を整備する必要があります。このため施設の増築工事を進め、若者が福島町でいきいきと暮らし、福島町の魅力を感じてもらい、移住・定住につながるよう取組みを進めてまいります。

また、脱炭素社会の実現に資するため、太陽光発電と電気自動車を整備し、管理費の縮減と災害時への対応等を図ってまいります。

## 4 学校教育

### (1) 学力の向上

全国学力・学習状況調査の結果から、福島町の児童生徒の学力は確実に向上しています。今後ともICT教育の充実や、授業改善の取組み、タブレット端末の持ち帰りによる家庭学習の取組みを進め、全ての教科で全国平均を上回るよう努力してまいります。

また、福島町は児童生徒数が少ないことから、一人一人の可能性を引き出す「個別最適な学び」に取組みやすく、さらに地域課題探究学習など「地域と歩む教育」に大変理解のある地域です。これら福島町の特色を生かし、児童生徒に寄り添った教育を実践する体制を、学校現場とともに創り上げてまいります。

### (2) 福島アカデミー

令和5年度にそれまでの福島町教育研究所を「福島アカデミー」に組織改編いたしました。これは教職員研修、児童生徒交流、PTA研修など、福島町教育の諸課題に総合的に取り組む組織として、また学校保健会、複式教育研究連盟など細分化されていた組織を再編統合したものです。

高校の教員が専門性を活かし、小学校で書道やタグラグビーの授業を行い、また、地域課題探究学習の成果を持ち寄ってそれぞれ発表するなど、小・中・高校の連携がこれまで以上に図られてきました。また、PTAの研究大会をこれまでの講演形式から、軽スポーツを楽しむ参加型に変更するなど、行事等の改革も進められています。

小・中・高校と教育委員会の職員が定期的な情報交換を行うことにより、児童生徒の教育環境と教職員の資質向上が図られ、よりよい教育実践が行われるよう支援してまいります。

### (3) ICT教育の推進

福島町では平成30年度に一人一台端末を導入し、コロナ禍が始まった令和2年度に学習支援アプリ

の「eライブラリ」を導入するとともにICT支援員を配置し、ICT教育を推進してきました。

令和6年度においても、引き続き各小・中学校におけるコーディネーターとしてICT支援員を配置し、各学年の到達目標を定めプログラミング学習などICTスキルの向上を推進します。

また、インターネットやソーシャル・ネットワーク・サービスによる非行事案が増加していることから、児童生徒・保護者に対して利用上の注意事項や、個人情報保護の重要性等について情報モラル教育を継続してまいります。

なお、現在使用しているICT機器は、導入から6年が経過するため、令和6年度は教職員等と次期ICT機器の整備について検討してまいります。財源については、都道府県に基金造成される公立学校情報機器整備費補助金を活用する予定となっております。

#### (4) 部活動の地域移行

部活動の地域移行について、教職員、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、教育委員会職員等で構成する「福島町部活動地域移行体制整備連絡協議会」を令和5年7月に設置したところです。

協議会では、中学校の部活動はもとより、町内各スポーツ団体にアンケート調査による現況把握を実施し、また北海道内の先進地である伊達市・登別市の視察を行っております。

令和6年度においても、引き続き課題解決に向けた協議を行ってまいります。

また、団体競技については、渡島西部4町で合同チームを編成していることから、令和5年10月に4町と事務局的な役割を担う民間会社と連携協定を結び、経済産業省の補助を得て部活動の地域移行に向けた実証事業を行ってきたところです。

休日の指導者の確保、生徒の送迎、中学校教員の関わり方など、課題が明確になってまいりましたので、引き続き4町で検討する場を設け、子どもたちに対しよりよいスポーツ環境の整備について協議してまいります。

#### (5) 教育施設の維持管理

令和5年の夏は、児童生徒の健康管理が心配される大変な猛暑が続いたため、学校関係者や保護者から冷房設備の設置を強く求められたところです。このため令和5年度に冷房設備備品を購入し、令和6年夏の稼働を目指し電源工事を進め、児童生徒が良好な環境で学習できるように整備してまいります。

教育施設の維持管理については、令和3年2月に「教育施設等長寿命化計画」を策定し、計画的な維持管理を図っているところです。令和6年度は学校給食センターの浄化槽修繕、美山地区教員住宅の屋根塗装などを計画しております。

町財政の状況も勘案しながら、適切に施設管理及び維持補修を行ってまいります。

#### (6) 学校給食

学校給食は、児童生徒の栄養バランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達を促す大切な教育活動です。

令和3年度から福島町産米の活用に取り組んだ結果、令和2年度の使用率は43.9パーセント、令和3年度73.1パーセント、令和4年度98.9パーセント、令和5年度においては2,040キログラム、使用率が約77パーセントとなる見込みとなっております。新米が出る直前の8・9月に福島町産以外の米を使用しなければならず、令和5年度の使用率が前年比で落ち込んでいますが、年間の使用率が90パーセント以上となるように取り組んでまいります。

今後とも地産地消に意を用い、安全・安心で豊かな学校給食の提供に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付ける食育の推進を図ってまいります。

### 6 生涯学習

#### (1) 青少年教育

子どもたちがふるさとに誇りを持ち、豊かな心やたくましく生きる力を育むためには、異世代間の交流などを通じて、郷土の歴史や自然に多く触れる機会を創出していくことが重要であります。

小学生を対象とした「福島学ジュニア」では、千軒地区での自然観察会や縄文土器づくり体験、木育事業のほか、新たに冬の自然体験メニューを企画するなど、郷土の魅力を再発見してもらう体験プログラムを展開してまいります。

情操教育の一環として開催している、児童生徒向けの芸術鑑賞事業は、渡島西部4町と連携し、「アングスの音楽」をテーマとして9月上旬に福島小学校で実施する予定となっております。

令和元年度から実施している「プログラミング教室」は、プログラミング検定の受検を目標とした講座を、夏休み等長期休業期間に集中して行うこととしています。

なお、参加者が年々減少している傾向にあることから、成人向けのメニュー等を検討するとともに、学校教育で全ての児童生徒に対しプログラミング学習を行っていることから、次年度の実施方法についても検討してまいります。

令和6年度の友好市町の児童生徒交流事業は、夏季に長野県木曾町から福島町に、また、福島町から長崎県松浦市に中学生を派遣し友好の絆を深めてまいります。

## (2) 成年教育

町民が自己の啓発を高めるとともに多様な学習活動を提供するなど、生涯学習活動への支援は、潤いのある生活と活力ある地域づくりの推進にも繋がります。

町民文化祭では、小・中・高校から各文化団体を中心として展示・舞台を通して幅広く芸術文化に親しむ機会として開催しておりますが、更に多くの町民に参加いただくよう関係者と連携を図ってまいります。また、生活講座については、各文化団体及び町民の皆さまと協働して、要望の多い事業の実施に取り組んでまいります。

また、「二十歳（はたち）を祝う会」は、大人への節目を共に祝いし、励まし合う行事として、今年度も、引き続き8月13日に開催してまいります。

## (3) 高齢者教育

生涯にわたって豊かで潤いのある生活を送っていただくため開催している高齢者学級については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを受け、令和5年度に4年振りに開催したところです。

令和6年度については、近年、地震による災害が多くなっていることから「防災教育」を組み入れるなど、学習プログラムの企画を関係者と相談しながら実施し、参加者相互の交流に努めてまいります。

## (4) 読書活動の推進

令和3年度から本格的な運用を開始した図書システムにより利便性の向上に努めておりますが、蔵書検索システムへのアクセス数は、令和5年4月から12月まで5,583件で、前年比で4,021件の大幅な増となっております。ここ1年で町民の皆さまがシステムを有効に活用されてきた結果が表れてきており、今後も継続的に適切な運営に努めてまいります。

令和5年度から新たな「第3次福島町子ども読書活動推進計画」がスタートしましたが、幼稚園・保育所、各学校等での取組みはもとより、読書感想文・感想画コンクールや移動図書の実施、「よみきかせの会」の読み聞かせへの支援、乳幼児へのブックスタート事業などの読書活動を推進してまいります。

# 7 スポーツ

## (1) 青少年教育

成長期に適度な運動習慣を身につけることは心身の発達にとっても大切であり、関係機関と連携を図りながら、青少年スポーツの活動を支援してまいります。

道内外の小・中学生が参加する「千代の富士杯争奪相撲大会」については、引き続き福島町相撲協会にご協力いただき、伝統ある大会が成功するよう取り組んでまいります。

また、函館青年会議所が主催する「わんぱく相撲大会」への協力や「相撲に親しむ教室」を開催し、「横綱の里」として相撲に親しむ環境づくりに努めます。

子どもたちの体力向上を図るため、学校及びスポーツ団体と連携し、少年少女体力テストや縄跳び大会などを実施してまいります。

さらに、地域の宝である子どもたちが取り組むスポーツ少年団の活動が、円滑に進むよう関係者の皆さまと協力してまいります。令和6年度は人数が多く、大会出場費等に課題のある野球・フットサル少年団に、それぞれ補助金を増額して支援してまいります。

## (2) 成年教育

心身ともに健康な生活を営むために、体力や年代に応じてスポーツや運動に親しむことが大切であります。各種大会やスポーツなどに参加できる環境づくりを推進することで、町民の体力づくりや健康づくりにも繋がることが期待されます。

吉岡小学校運動会については、令和5年度は新潮学舎の生徒も参加し地域住民との交流も図られたところではありますが、令和6年度についても大会運営への支援を行ってまいります。

なお、ふれあいスポーツ大会は、コロナ禍の影響や町内会ニーズの変化により4年連続で中止となりましたので、以前開催しておりました「高齢者スポーツ大会」に内容を見直し、幼児との交流も含めた開催を計画してまいります。

また、水泳教室やパークゴルフ大会、ソフトバレーボール大会などの行事や大会は、各関係団体と協力し継続的な大会実施を支援してまいります。

### (3) 南北海道駅伝競走大会

福島町における最大のスポーツ行事である「南北海道駅伝競走大会」は、令和4年度に自動計測システムを導入し、令和5年度から新コースでの大会運営となったところであります。

また、多くの企業等から協賛を賜り、4年振りにちゃんこ鍋等の無料提供が復活し、参加者から好評を得ました。

令和6年度についても、関係者のご協力をいただきながら、引き続き円滑な大会運営に努めてまいります。

### (4) 体育施設

各体育施設については、利用団体及び学校との連携を図り、各施設の利用者を増やすための取り組みを進めるとともに、良好な施設環境の維持に努めてまいります。

## 8 文化財等

### (1) 歴史文化の保存伝承

文化財は、郷土福島町の歴史、文化などを理解するために欠くことのできないものであり、私たちにその価値を次の世代へと伝える責務があります。

平成30年に国の重要無形民俗文化財に指定された「松前神楽」については、コロナ禍の影響により記念公演が延期となっておりますが、10月22日に札幌市で開催されます。福島町松前神楽保存会も出演しますので、参加について支援をしております。

福島町松前神楽保存会をはじめ、無形民俗文化財を保持する各保存会との連携を強め、伝統文化存続のためのきめ細かな支援をしております。令和6年度は「白符荒馬踊」など郷土芸能の体験授業などを計画し、児童生徒が福島町の文化に触れる機会としてまいります。

また、町民が福島町の歴史を理解する機会として、年1回程度歴史文化講演会を開催してまいります。

### (2) 埋蔵文化財

町で所有する民俗資料や埋蔵文化財資料を保管しておりますが、旧吉岡支所の埋蔵文化財については、令和5年度に旧美山教員住宅を改修し、吉岡小学校の空き教室と併せて、移設を進めているところであります。

再整理が必要な埋蔵文化財が残っているため、令和6年度に会計年度任用職員を配置し、台帳整備等を行いながら文化財の適正な保存管理を進めてまいります。

## 9 むすび

以上、令和6年度における主な施策の概要を申し上げましたが、福島町教育目標や福島町教育大綱の理念を忘れず、教育行政を進めることが重要であります。

児童生徒一人ひとりに寄り添った教育を実践し、ふるさと福島町に誇りと愛着を持ち、社会でたくましく生きていく次代を担う人材育成に努力してまいります。

特に、福島商業高校が高校再編整備の対象から外れる見込みとなったことは、福島町のまちづくりにとって大きな結果であると考えております。今後とも青少年交流センターに全国から多くの若者が集い、福島町に活気をもたらすような環境を整備することが肝要であり、持続的な福島町のまちづくりのために今、しっかりとその種を蒔いていく時です。

福島町民が、次代の担い手が、生きがいや郷土愛を感じ、将来に希望が持てるような教育行政を推進してまいります。

町民並びに町議会の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和6年度教育行政執行方針といたします。

どうぞよろしく申し上げます。

### ○議長（溝部幸基）

令和6年度町政執行方針・教育行政執行方針の説明を終わります。

---

## ◎議案第62号 福島町有害鳥獣減容化処理施設管理条例

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第62号 有害鳥獣減容化処理施設管理条例を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
福原貴之産業課長。

### ○産業課長（福原貴之）

それでは、議案の5ページをお願いします。  
議案第62号 福島町有害鳥獣減容化処理施設管理条例。  
福島町有害鳥獣減容化処理施設管理条例を次のように定める。  
令和6年3月8日提出、福島町長。  
内容を説明いたしますので、別冊7説明資料の5ページをお願いします。

#### 1、制定の目的。

福島町有害鳥獣減容化処理施設は、福島町内等で捕獲された有害鳥獣の死骸を適正に処理し、捕獲者等の処理負担の低減を図ることにより、さらに多くの有害鳥獣を捕獲し、農林業被害の低減による農林業経営の安定向上を図ろうとするものであり、当該施設の効率的かつ適正な管理運営を図ることを目的に条例を制定するものです。

#### 2、施設の概要。

名称は、福島町有害鳥獣減容化処理施設。位置は、福島町字千軒31番地1。構造・規模は、木造平屋建で延床面積が149.06平方メートルでございます。

#### 3、条例の内容。

第1条は、条例制定の目的について規定しております。  
第2条は、施設の名称及び位置について規定しております。  
第3条は、管理及び運営について規定しております。  
第4条は、施設で行う業務について規定しております。  
第5条から第8条は、施設の使用に関する事項について規定しております。  
第9条は、施設の保全について規定しております。

#### 4、施行期日。

令和6年4月1日から施行します。

5、その他としまして、本条例の制定に伴い、施設の管理等について必要な事項を定める必要がございますので、福島町有害鳥獣減容化処理施設管理条例施行規則（案）を制定するものでございます。

以上で、議案第62号 福島町有害鳥獣減容化処理施設管理条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

3番佐藤孝男議員。

### ○3番（佐藤孝男）

条例の中の第2条、搬入を行わないということで、日曜日及び土曜日、それから国民の祝日に関するそういう時、搬入を認めないということであるんだけど、土・日、それから連休はかなり長い間休みになるわけですよね。そういう場合も搬入は駄目だということなのか、それとも特例で長い休みの中で搬入がよいのか、その点について伺います。

### ○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

### ○産業課長（福原貴之）

条例ではなくて規則の方だと思います。規則の第2条だと思いますが、まず基本的には、土日・祝日は受け入れませんという部分は前提として規則をつくっております。

ただ、議員おっしゃるとおり、連休となる場合等の運営につきましては、地元のハンターと協議しながら適正に努めるという部分は想定しているんですけど、基本的には土日・祝日は休むということ。または、捕獲した場合につきましては、各それぞれのハンターさんが適正に保管しておくという部分が流れになるかと思っています。

○議長（溝部幸基）

質疑はいいですか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第62号は可決いたしました。

---

◎議案第63号 福島町水産種苗生産センター管理条例

---

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第63号 水産種苗生産センター管理条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

それでは、議案の7ページをお願いします。

議案第63号 福島町水産種苗生産センター管理条例。

福島町水産種苗生産センター管理条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出、福島町長。

内容を説明いたしますので、別冊7説明資料の9ページをお願いします。

1、制定の理由。

福島町水産種苗生産センターは、昆布及びウニ種苗生産により浅海資源の増大を図る沿岸漁業の振興に資するため設置し、その施設の適切な管理と円滑な運営の基本について定めることを目的に条例を制定しようとするものであります。

2、施設の概要。

名称は、福島町水産種苗生産センター。位置は、福島町字日向469番地、福島漁港敷地内。構造は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、平屋建、延床面積1,062.93平方メートル。能力は、昆布種苗生産34,500メートル、ウニ種苗生産200万粒。

3、制定の内容。

第1条は、条例制定の目的について規定しております。

第2条は、施設の名称及び位置について規定しております。

第3条は、管理及び運営について規定しております。

第4条は、施設の保全について規定しております。

第5条は、委任について規定しております。条例のほか、管理規則を別途制定いたします。

4、施行期日。

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

5、その他。

本条例の制定に伴い、施設の管理等について必要な事項を定める必要がありますので、福島町水産種苗生産センター管理規則（案）を制定するものでございます。

以上で、議案第63号 福島町水産種苗生産センター管理条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第63号は可決いたしました。

---

### ◎議案第64号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に基づく関係条例の整理に関する条例

---

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第64号 指定居宅サービス等事業の人員、設備、運営基準等の一部改正省令に基づく関係条例の整理を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案の9ページをお開きください。

議案第64号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づく関係条例の整理に関する条例。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づく関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出、福島町長。

改正の内容について説明いたしますので、別冊7説明資料の11ページをお願いいたします。

#### 1、改正の理由。

町の介護サービス事業者や介護保険施設の人員、設備、運営等に関する基準等については、国の定める基準により条例で定めておりますが、この度、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の交付により、関係する条例の一部を改正されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

#### 2、整理条例により改正される条例。

今回の省令改正が必要な条例は次の4条例になります。

#### 3、改正の内容。

町条例で定めている当該基準については、国の基準省令に基づいて定めていることから、今回の一部改正も国の改正省令の内容と同様となっております。主な改正は次のとおりです。

#### (1) 福島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正。

①管理者の兼務範囲の明確化で、管理者が兼務できる事業所等の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えないことを明確化します。

#### ②フロッピーディスク等の記録媒体の見直し。

特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用であることを明確化するため、特定の媒体名を削ります。

#### ③身体的拘束等の適正化の推進。

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、訪問系、通所系サービス等について、新たに規定を追加設定します。

#### ④書名掲示見直し。

事業所運営規程の概要等の重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けするものです。この改正は令和7年3月31日までの経過措置となっております。

⑤利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け。

利用者の安全及び介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けします。この改正は令和9年3月31日までは努力義務に緩和する経過措置となっております。

#### ⑥協力医療機関との連携体制の構築。

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、医療機関等と連携体制を構築します。

#### ⑦先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化。

見守り機器等の複数の活用、職員間の適切な役割分担等の取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る人員配置基準を見直します。

(2) 福島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正。

#### ①から⑥の改正内容については、(1)と同様でありますので、説明を割愛いたします。

次のページをお願いいたします。

(3) 福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正。

#### ①指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援の円滑な実施。

指定居宅介護事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の従業者の基準を定めるためのものです。

#### ②から④の改正内容については(1)と同様でありますので、説明は割愛させていただきます。

#### ⑤テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施。

利用者の居宅を訪問しない期間はテレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とします。

(4) 福島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正。

①ケアマネージャー1人当たりの取扱件数の見直し。

要介護者の数、同一事業所において併せて指定介護予防支援を行う場合は、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が44以下であれば必要なケアマネージャーの員数は1とし、44の倍数ごとに1ずつ増すこととするものです。

②から⑥の改正内容は、(1)から(3)と同様ですので、説明は割愛させていただきます。

4、施行期日等。

(1) 施行期日。

令和6年4月1日から施行します。ただし、次に掲げる規定は、令和7年4月1日から施行します。

次のページをお願いします。

令和7年4月1日からの施行は、①から④の各条例に1項を加える規定、ウェブサイトに掲載する掲載に関する規定となっております。

(2) 経過措置。

①令和7年3月31日までの経過措置は、身体的拘束等の適正化に関するもの。

②令和9年3月31日までの経過措置は、アの利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置。

イは、協力医療機関との連携に関する経過措置となっております。

なお、議案の9ページから74ページに条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第64号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づく関係条例の整理に関する条例の説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

---

(休憩 12時00分)

(再開 12時58分)

---

○議長(溝部幸基)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第64号の説明が終わっておりますので、質疑を行います。

7番熊野茂夫議員。

○7番(熊野茂夫)

今の説明のところで、ケアマネージャーの件のところの数値についてちょっと確認させてください。

現行の人数、今44という恰好になっているのですが、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が、44以下であればケアマネージャーの員数は1、44の倍数ごとに1ずつ増すという言い方なのですが、ここの中身の人数的なところ、これは44といっても45になったり、50になったりという様なことが起こってくると思うのですが、この辺のことをもう少し詳しく。

○議長(溝部幸基)

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長(小鹿浩二)

その44を超えますと、1人当たりの分が減算の対象となります。それで、44を超えても1人でもできるんですけども、その部分が減額になるので、その取扱いについては今までと同じような、今も39を超えると減算になりますので、取扱いについては特に変更はございません。

○議長(溝部幸基)

7番熊野茂夫議員。

○7番(熊野茂夫)

そうすると、今まで39だったような気がするんですが、その規定が44に変わったというだけですか。

基本的にはそんな理解でよろしいですか。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

基本的な考えはそのとおりです。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

同じく（4）の⑤のテレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施、これはこういう施設整備をするということで考えてよろしいですか。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

この部分については、通常、町の部分はないですけど、訪問する場合、その訪問先のところでテレビ電話で確認できる場合はそれもできますよという規定なので、通常訪問する先にはテレビのいわゆる対面じゃない方式でやったところはないので、今後はこのテレビ電話装置を活用しても対面と同じような扱いもできるという規定を今回増やすだけであります。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

それはあくまでも個人で用意するという形の意味合いでとってよろしいですか。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

ちょっとそこまでは、どちらが負担するのかというのはこれからのことですので、私の今の手元の資料ではどちらが用意するのかというのは、ちょっと把握してございませんが、通常ですと事業者の方で負担して、行けないからテレビで確認するというのが通常かなと思います。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第64号は可決いたしました。

---

◎議案第65号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第65号 職員の勤務時間、休暇等条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之総務課長。

○総務課長（住吉英之）

それでは、議案の75ページをお開きください。

議案第65号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出、福島町長。

提案内容の説明につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、別冊7議案説明資料の15ページをお開きください。

1、改正の理由。

これまで、正職員の年次休暇については暦年単位で付与していただるところですが、職員の任用や異動は年度を基本としていること、また、令和2年度からの会計年度任用職員制度の開始に伴い、会計年度任用職員の年次休暇付与月を4月1日（年度単位での付与）としたことから、正職員についても年次休暇の付与単位を年度単位とし、効率的な業務執行体制の確率及び計画的な年次有給休暇促進を図るため、改正をするものです。

なお、年次休暇の付与を年度（4月1日）とすることから、令和6年度については経過措置を設けることとします。

2、改正の内容。

（1）付与単位。

「一の年ごと」を「一の年度ごと」に改めるとともに、関連する規定について改正する。

（2）経過措置。

条例施行の前日から、引き続き在職する職員の令和6年度の年次休暇については、令和6年における年次休暇の施行日現在の残日数に5日を加えた日数とする。

3、年次有給休暇付与イメージ。

令和6年1月から12月分として20日が付与され、これに前年の未消化の休暇を最大20日繰越できますので、例えば私もそうですけれども最大40日の有給休暇となっております。

本条例が改正されると、令和6年4月には1月に付与された日数から1月から3月に取得した休暇日数を差し引いたものに、経過措置分の5日を加算した日数が令和6年度分の有給休暇となります。

したがって、最大40日付与された職員が1月から3月まで休暇を取得していない場合は、令和6年4月から令和7年3月までに45日の有給休暇を付与されることとなります。

例えば3日取得していた場合は、37日プラス5日で42日の有給休暇となるものでございます。令和7年度につきましては、令和7年4月に20日が新たに付与されることとなります。

4、施行年月日。

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

議案の75ページから76ページに新旧対照表を掲載してございますので、ご確認願います。

以上で、議案第65号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

令和5年度の年次有休暇の使用率というのは、大体どの程度になっていますか。職員全体で平均して。

○議長（溝部幸基）

住吉英之総務課長。

○総務課長（住吉英之）

令和5年度がちょっと今手元というか、まだ集計が未集計の部分がございます、令和4年度の実績でございますけども、休暇の取得率が会計年度任用職員も含めまして38.91パーセントということになってございます。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

令和5年度もそれに近づくような感じのものになってきているのでしょうか。それと、教育行政の方ではどうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之総務課長。

○総務課長（住吉英之）

最低限5日の年次有給休暇は取っていただくようには指導もしてございますし、我々の目標としては半分は50パーセントは取得していただきたいという風に、職員の方にもお願いしているところでございます。教育部門につきましては、今ただいま私の方でお答えしました令和4年度の38.91パーセントのところにつきましては、教育委員会部局と、それと会計年度の給食センター等を含めた職員もこの中に含まれているというような状況になってございます。

○議長（溝部幸基）

石岡教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

教育委員会の職員につきましては、とりわけ生涯学習で土日の行事が多いところについては、時間外等振替の絡みもございますので、少ない職員で年間5日間、多い職員だと20日以上取っているという状況でございます。平均的には今、総務課長が申し上げたようなところに近いかと思えます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

この有給休暇の部分で最大45日というような形になっているのですが、年間でもし使わなかった場合、次年度以降の繰越的なものはないのか、1年で抹消されるというか、1年間で休暇を消化しなかったら次年度にはその休暇分は消化されない形になるのか、その辺を確認したいと思います。

○議長（溝部幸基）

住吉英之総務課長。

○総務課長（住吉英之）

年次有給休暇につきましては、例えば私、今40日いただいていますけれども、その内15日を使ったら残りの部分につきましては、最大20日の分は翌年度に繰り越しになりますので、新年度になってまた新たに新年度分の20日が付与されるということになりますので、繰越は最大20日は繰越することができます。その20日未満であれば、15日の人であれば15日を翌年度に繰越することができるという制度になってございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

この条例のところ「職員」となっているのですが、改正の理由のところ「正職員」という風な規定に

なっていますが、当町の場合、いわゆる臨職というところもあると思いますが、それもやっぱり同じように準じてということですか。その確認です。

○議長（溝部幸基）

住吉英之総務課長。

○総務課長（住吉英之）

会計年度任用職員の部分につきましては、その制度が始まった時点で、休暇のところにつきましては年度単位の付与ということになってございますので、どちらかというと先に年度単位の風に会計年度任用職員はなってます、我々が今まで年次の付与ということになっていたものですから、ちょっとそのところで相違があったということで、これからこの改正されれば4月以降は同じような形になります。

○議長（溝部幸基）

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第65号は可決いたしました。

---

◎議案第68号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例

---

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第68号 ふるさと暮らし応援条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

それでは、議案の83ページをお開きください。

議案第68号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例。

福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出、福島町長。

内容につきましては、別冊7の議案説明資料でご説明させていただきます。

説明資料の18ページをお開き願います。

1、改正の理由。

当条例は、福島町での暮らしを応援するため、子どもを出産された方や住宅を新たに取得した方に奨励金を支払うことで定住促進を図ることを目的としているところでありますが、制度を運用していく中で、

交付決定後10年以内の提出による奨励金の返還事例も発生しており、返還手続きを進める中で函館地方簡易裁判所の裁判官より、返還に関する規定が分かりにくいと、明確に整理した方が良いとの助言もいただいたため、返還規定の明確化を行うものであります。

## 2、改正の内容。

奨励金等の返還について規定している条例第10条について、返還に該当する具体的な事情の明確化を行うため、次のとおり改正する。

第10条第1号中「認めるとき」の次に「。」を加え、同条第2号中「住宅等を新築した者が、」を「定住促進住宅等」に、「若しくは」を「または」に、「又は世帯の全員が町外へ転出したとき」を「受給資格者の世帯と異なる世帯の住居の用に供したとき。」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加えるものでございます。

第2号として、奨励金等の交付を受けた後、10年以内に世帯の全部が町外へ転出したとき。

第3号として、出産祝金の交付を受けた後、10年以内に交付の要件となった受給資格者に養育されている児童が町外へ転出したとき。

## 3、施行期日。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、議案の83ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第68号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

### ○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第68号は可決いたしました。

---

## ◎議案第69号 福島町チャレンジスピリット応援条例の一部を改正する条例

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第69号 チャレンジスピリット応援条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣企画課長。

○**企画課長（村田洋臣）**

それでは、議案の85ページをお開きください。

議案第69号 福島町チャレンジスピリット応援条例の一部を改正する条例。

福島町チャレンジスピリット応援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出、福島町長。

内容につきましては、別冊7の議案説明資料でご説明させていただきます。

説明資料の19ページをお開き願います。

1、改正の理由。

当条例は、起業者となった年度が制度を活用できる1年度目として運用しており、年度内に事業を完了する必要があるため、年度の後半に起業者となった際に、短期間での設備導入が困難となり、連続する3年度の制度活用ができないという不利益が生じる場合も想定されるため、起業者となった日から3年以内の連続する3年度において制度を活用できるよう改正しようとするものであります。

2、改正の内容。

助成の対象について規定している条例第3条第1項について、起業者となってから3年以内に町内において施設投資する場合、起業者が有利となる連続する3年度に限り助成できるよう改正する。

第3条第1項中「町内において」の前に「起業者となってから3年以内に」を加える。

3、施行期日。

この条例は、公布の日から施行します。

なお、議案の85ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第69号 福島町チャレンジスピリット応援条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○**議長（溝部幸基）**

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

1番藤山大議員。

○**1番（藤山大）**

改正後の説明で、起業者となってから3年以内という形になっているのですが、例えばですけど、今まで先代の方が起業されて、それが息子に譲った場合は起業者としての扱いになるのか、その辺ならないものなのか、その辺を確認したいと思います。

○**議長（溝部幸基）**

村田洋臣企画課長。

○**企画課長（村田洋臣）**

承継という形でそちらの方は起業者の扱いということで、この制度の対象にはなりません。

○**議長（溝部幸基）**

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第69号は可決いたしました。

---

◎議案第70号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

---

○議長(溝部幸基)

日程第11 議案第70号特定教育・保育施設・特定地域型保育事業運営基準条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長(深山肇)

それでは、議案の87ページをお開き願います。

議案第70号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出、福島町長。

内容につきましては、説明資料でご説明させていただきますので、別冊7説明資料の20ページをお開き願います。

1、改正の理由。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正があり、令和6年4月1日に施行されることになりました。

この一部改正に伴い、同基準を準用している福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

2、改正の内容。

(1) 第23条関係としまして、こちらは掲示について規定しております。

施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことに改正します。

(2) 第53条第2項第2号関係としまして、こちらは電磁的記録について規定しており、磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使用による記録の交付を定めた規定における「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改正します。

3、施行期日。

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

なお、議案の87ページから88ページにかけて新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案70号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第70号は可決いたしました。

---

◎議案第71号 福島町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例

---

○議長(溝部幸基)

日程第12 議案第71号温泉健康保養センター条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長(小鹿浩二)

それでは、議案の89ページをお開きください。

議案第71号 福島町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例。

福島町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出、福島町長。

改正の内容について説明いたしますので、説明資料の21ページをお願いいたします。

1、改正の理由。

新たな福島町温泉健康保養センターの完成に伴い所在地番が変更となることから当条例の一部を改正するものです。

2、改正の内容。

位置の変更で、改正前が字吉岡303番地から改正後は字吉岡219番地23となるものでございます。

3、施行期日。

令和6年4月1日から施行します。

なお、議案の89ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご確認願います。

以上で、議案第71号 福島町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第71号は可決いたしました。

---

◎議案第74号 福島町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第74号空家等適正管理条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、議案の103ページをお開きください。

議案第74号 福島町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例。

福島町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出、福島町長。

内容について説明いたしますので、別冊7の説明資料26ページをお開きください。

1、改正の理由。

国は「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、空家等所有者等の責務の強化並びに空家等の「活用拡大」、空家等の「管理の強化」及び「特定空家の除去等」の3本柱で空家等の対策を強化し、その一部法改正を令和5年12月13日付けで施行しております。

当町も法改正を受け、「管理不全空家所有者等に対する措置」及び「緊急時の代執行制度」の追加また、法改正に伴い発生する「条ずれ」等の箇所を改正するものです。

2、改正の内容。

（1）所有者等の責務の強化（第3条関係）。

空家所有者の責務に、新たに「国又は町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」旨を追加してございます。

（2）管理不全空家所有者に対する措置の新設（第6条の2関係）。

「特定空家」になる前の状態の空家として、新たに「管理不全空家等」を設け、その所有者等に対し「指導」「勧告」を行えることとなりました。

（3）緊急時の代執行制度の新設（第9条関係）。

特定空家が災害時により著しく危険な状態にある場合、緊急に除却や修繕を行え、その費用を代執行法に基づき所有者等へ負担させることが出来ることとなった。

(4) 「条ずれ」箇所の修正。

第1条内、第16条内にそれぞれございまして、今回改正してございます。

3、施行期日。

この条例は、公布の日から施行します。

なお、議案の103ページに新旧対照表を掲載しておりますので、審議の参考にしていただきたいと思います。

以上、議案第74号 福島町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

2番の改正の内容等で、(1)の所有者等の責務の強化とありますけども、その下に空家所有者の責務という言葉になっています。これは、「空家所有者等」の責務にしなくてよろしいでしょうか。それはどうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

等はあるべきなんですけど、この3条の改正後の中に「空家所有者または管理者」という部分がありまして、これが要は等ということでございます。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

それでは、その括弧内のことなんですけど、もし、この所有者が見つからない場合は親族ということで、これは周知するわけなんですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

単純に親族ということではなくて、要は民法における法定相続人とかそういう関係性のある方でございます。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

あとは9条関係で災害で倒壊の恐れがある場合、災害に遭われて建物が崩れてしまったよとか、崩れそうだという時は代執行するわけなんですけれども、この災害に遭われて代執行するその金額を所有者が見るということになってくるんですけども、これは状況的に今回の例えば石川の能登半島なんかの状態を見ると、果たしてこれがそのままこの代執行でやって、その災害に遭われた方がそういう資金的に余裕があるかということを考える時に、その自治体で何らかの救済措置みたいなものは考えられないものなのか、あるのかどうなのかをお聞きしたいです。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

ここで言っている災害というのは、おそらく今回の能登半島沖の地震のようなことは、また特別措置法とかそういうもので多分対応すると思うので、こういう部分については一般的な大風とか要は大雪とかその重みで家が倒れそうになったとか倒れたとか、そういうのが想定されるという認識でございます。

また、そういう大規模災害については、ちょっとこことは別なのかなと思っております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑。

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

この空家の所有者等の責務の強化ということですが、実際にその相続人自体が当事者はもう亡くなっておられる。そして、相続人そのものがいわゆる相続放棄等になってしまっていて、完全にそのところが確認できないというか、なかなか責任が明確にならないという状態の時というのは、どのようになりますか。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

ちょっとこれは強化という言い方はやはり国の方の法の、今で空家の法が28年にできてから、今までの中でこの所有者に対する責任というのが当初薄かったんですね。だんだんその法が進んで行くうちに、一番大事なはその所有者の責任を明確化するというようになって、一応法の中でこういう風書いているということで、具体的にじゃあこの明確化の法律の部分に、なにかプラス紐づけられるかという、ちょっとそこは微妙な部分で文言の整理みたいなどころがあるんですけども、今、議員さんおっしゃった部分については、所有者不明の部分については、代執行する時にあたっては所有者がいないので、行政代執行ではなくて略式代執行という形で、所有者不明のまま多分行政の方で措置をして、所有者が分かった時には代執行を法に基づいて費用を徴収できるとはなるんですけども、今度それが無い時には、本当に誰もいなくて相続人もいないとかというのは町で略式代執行をして、相手方がいないという形で終了するということが一般的だと思います。

○議長（溝部幸基）

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

今の説明はおおよそ分かったんですけども、そうすると、正常にと言ったら変な言い方ですが、まだまだその危険空家的なところまでいっていない状態であれば、そのままの状態維持されていって、危険空家なんかになった時にはじめてそのような事が動き出すということですか。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

そうですね、そのとおりです。危険空家という定義は、要は倒れそうだから危険だということではなくて、倒れた時に道路に倒れていくとか、他の人の財産とか生命に被害が及ぶというものに関してだけ代執行ということを行えるというような一応国の方のつくりになってございますので、そういうのが危険空家でございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第74号は可決いたしました。

---

◎議案第75号 福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例

---

○議長（溝部幸基）

日程第14 議案第75号水道事業給水条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、議案の107ページをお開きください。

議案第75号 福島等水道事業給水条例の一部を改正する条例。

福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出、福島町長。

内容について説明いたしますので、別冊7説明資料の27ページをお開きください。

1、改正の理由。

国は、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため「水道法」の一部改正を令和6年4月1日付けで施行します。

当町においても、国の所管省の変更を受け、「厚生労働省令」となっている箇所の文言を「国土交通省令」に改正するものです。

2、改正の内容。

水道事業給水条例内の文言、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改正する。

改正の箇所としては、第5条関係、第36条関係、第39条関係、それぞれございます。その内容の文言を先ほど話したように国土交通省令に改正してございます。

3、施行期日。

令和6年4月1日から施行します。

なお、新旧対照表については議案107ページにございますので、審議の参考としていただきたいと思います。

以上、議案第75号 福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 13時39分）

（再開 13時40分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

今の説明の最後のところで、議案第75条関係と言いましたけども、すみません、75号関係ということで、訂正お願いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正をしておきます。  
提案理由の説明が終わりました。  
質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。  
説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。  
討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。  
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。  
採決を行います。  
議案第75号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第75号は可決いたしました。

---

◎議案第76号 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（溝部幸基）

日程第15 議案第76号水道布設工事監督者の配置基準・資格基準、水道技術管理者資格基準条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、議案の109ページをお開きください。

議案第76号 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出、福島町長。

内容について説明いたしますので、別冊7の説明資料28ページをお開きください。

1、改正の理由。

国は、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため「水道法」の一部改正を令和6年4月1日付けで施行します。

当町においても、国の所管省の変更を受け、「厚生労働大臣」となっている箇所の文言を「国土交通大臣」に改正するものです。

2、改正の内容。

条例内の文言「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改正する。

該当箇所としては、第4条関係中にその文言があり、改正いたします。

3、施行期日。

令和6年4月1日から施行します。

なお、新旧対照表については議案の109ページにございますので、審議の参考にしていただきたいと思います。

以上、議案第76号関係 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第76号は可決いたしました。

---

## ◎議案第78号 福島町森林整備計画の変更について

---

○議長（溝部幸基）

日程第16 議案第78号森林整備計画の変更を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

議案の127ページをお願いします。

議案第78号 福島町森林整備計画の変更について。

福島町森林整備計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年3月8日提出、福島町長。

内容を説明いたしますので、別冊7説明資料の68ページをお願いします。

1、変更の理由。

令和6年1月に北海道において渡島檜山地域森林計画変更計画が公表され、全国森林計画の策定に伴う計画量などが変更されております。

これを受けて、町では、変更された地域森林計画に適合するよう福島町森林整備計画を変更するもので

す。

2、主な変更内容。

(1) 森林整備の基本方針。

全国森林計画の策定に伴い、森林整備の基本方針・造林に関する事項に花粉発生源対策、スマート林業推進の文言を追加しております。

(2) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法。

渡島檜山地域森林計画変更に伴い、標準的な間伐時期について、スギの植栽本数・仕立て方法・主伐時の設定について変更しております。

内容としましては、植栽本数は3,000本が2,500本に変更。仕立て方法は密仕立てを中庸仕立て。主伐時設定は700本を600本に変更するものでございます。

(3) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項。

全国森林計画策定に伴い、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づいた取組を進める文言の修正をしております。

(4) 文言整理。

地域森林計画と整合性を図るよう文言を整理しております。

3、計画変更に係る事務スケジュール等。

令和6年3月末日の計画決定に合わせ、次のとおり作業を進めております。

令和6年1月、福島町森林整備計画(案)公告・縦覧しております。

令和6年2月、渡島西部4町森林整備計画実行管理推進チーム会議関係者による協議。

令和6年3月、本定例会上程及び北海道知事協議・同意及び変更計画の決定。

令和6年3月末に福島町森林整備計画の公表となります。

4、変更計画の始期。

令和6年4月1日から適用するものでございます。

なお、議案の128ページから167ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第78号 福島町森林整備計画の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

1番藤山大議員。

○1番(藤山大)

2の主な変更内容についての部分で、今回、花粉症発生源対策、スマート林業推進の文言を追加するというような書き出しがあるんですが、そのことによって本数が3,000本から2,500本に減っていると。この文言であると花粉症対策によって、この本数が500本も減になっているものなのか、この文言を加えることによって、この500本減になって、要は花粉症が発生するから500本減にしているという受け止め方でよろしいのか、その辺を確認したいと思います。

○議長(溝部幸基)

福原貴之産業課長。

○産業課長(福原貴之)

そのような状況ではございませんで、花粉症の部分については、スギ花粉という部分が全国的に、全国というか杉が育っているところではスギ花粉という問題も生じております。この部分につきましては、スギ花粉が発生しないような種苗を生産しての新たな造林という分を目指すための花粉症対策ということになります。

また、本数を減らす部分については密度を1立方あたり、ぎゅっとするのではなくて、ちょっと間隔を空けての植樹という部分の本数減となっております。

○議長(溝部幸基)

1番藤山大議員。

○1番(藤山大)

ということは、もう一度確認します。花粉症によって本数を減らさないという形でよろしいですね。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

そのとおりでございます、花粉症対策は別物となりますので、本数減とは一致しません。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

花粉症対策として全国的に杉の花粉が出ないような杉を今植林しているわけですが、福島町としてのこれからの植林というか、その時のそういうことを考えていないのかどうか、お知らせください。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

議員おっしゃるとおり、花粉が生じないような樹種ということで、これは森林整備計画に盛り込んでいきますので、そのような種苗を選定するということでもあります。

ただ、これまでも議会とかでもお話しになりました広葉樹の関係とかもありますので、その適地とする  
と広葉樹がいいのか、針葉樹の杉がいいのかという部分は、その場所に応じて樹種を選定してまいりたい  
と思います。

○議長（溝部幸基）

そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第78号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

---

（休憩 13時52分）

（再開 14時04分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

## ◎議案第88号 令和5年度福島町一般会計補正予算（第10号）

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第17 議案第88号 令和5年度一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
住吉英之総務課長。

### ○総務課長（住吉英之）

それでは、別冊6の5ページをお願いいたします。

議案第88号 令和5年度福島町一般会計補正予算（第10号）。

令和5年度福島町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,621万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,111万1千円とする。

第2条、繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年3月8日提出、福島町長。

まず、第2表繰越明許費について、ご説明いたしますので10ページをお願いいたします。

科目が3款民生費、1項社会福祉費、事業名が生活支援ハウス改修事業費で、金額が4,950万円となります。当該事業につきましては、12月第2回会議で予算補正したところでございますが、夏場の設置までには事業完了が見込まれないことから、令和6年度に繰り越して事業実施するための繰越明許費となるものでございます。なお、この間、令和5年度地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の二次協議が行われ、当該事業も協議を進めていたところであり、2月29日付けで事業採択されたところでございます。この内示を受けて、入札等を進めてまいります。

次のページをご覧ください。

第3表債務負担行為については、2件となっております。

事項が、庁舎・健康づくりセンター総合管理委託業務に関する債務負担行為の追加で、期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額が1,779万6千円となっております。

今回の業務管理委託に係る債務負担行為につきましては、令和6年度が施設管理者の切り替え年度となりますので、3月中に入札を行い、予め管理者を決定し、4月1日から適切な管理を行うため、債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、漁業近代化資金の融資に伴う利子補給に関する債務負担行為の追加で、期間は令和5年度から令和12年度まで、限度額が21万8千円となっております。

続いて、次のページをお開きください。

第4表地方債補正（追加）については、3件となっております。福祉車両等整備事業債については、過疎対策事業債を充当できることとなりましたので、新たに地方債の追加をするものでございます。

生活支援ハウス改修事業債につきましては、繰越明許費で説明しましたが、事業実施に伴い、起債を追加するものでございます。

また、青少年交流センター整備事業債につきましても、事業実施に伴い、起債を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4表地方債補正（変更）でございますが、13ページの一番上の出産祝金交付事業債から、14ページの公有林整備事業債まで、全部で15件となっております。

今回の変更は、事業費確定による増減等が主なものとなっております。

内容につきましては、別冊7でご説明いたしますので、別冊7の76ページをお開き願います。

76ページから77ページにかけての18事業のうち、76ページの上から2段目、生活支援ハウス改修事業債が補正予算債で、続いて77ページの上から2段目、普通河川河道整備事業債が緊急浚渫推進事業債で、一番下が公有林整備事業債で、残りの15事業につきましては全て過疎対策事業債となつてご

ございます。充当率、交付税算入率、算入方法については、記載のとおりとなっております。

摘要欄にありますように、起債同意により財源の繰替え、実績等による増額、また、そのほかは事業完了による減額と実績見込みによる減額は、最終的な事業完了はしてございませんが、3月末までの実績見込みにより減額するものでございます。

次に、補正の内容について、まず歳出からご説明をいたしますので95ページをお開きください。

今回の補正につきましては、主に各事務事業の事業完了による執行残、入札減、支出の精査に伴う不用額等であります。説明につきましては、減額の主なものや新たに追加になったものを中心にご説明いたしますので、予めご了承をお願いいたします。

まず、95ページ。

1款議会費、1項1目議会費の事務事業予算名、議会運営費で399万1千円の減額は、当初予算で10名分の議員歳費等を計上しておりますが、結果的に9名となったことから各種費用を減額したことが主な減となっております。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費の事務事業予算名も同様に107万7千円の減額は、予算の執行実績により通信運搬費の役務費や備品購入費などの減額と、新規採用職員の赴任旅費等を増額したものでございます。

次のページをお開きください。

上から3段目、事務事業予算名、庁舎管理費で100万円の増額は、1階男子トイレの修繕費の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

上から2段目、5目財産管理費で218万4千円の減額は、予算執行見込みによる燃料費の減が主なものとなっております。

続いて下から2段目、6目企画費のふるさと応援基金運営費で862万3千円の減額は、寄付金額の減によるふるさと納税運營業務委託料をはじめとする関係経費の減額となっております。

99ページをお願いいたします。

一番下、17目ふるさと暮らし応援事業費の定住促進住宅等奨励事業費で300万円の減額は、実績見込みによる補助金の減額となっております。

次のページをお願いいたします。

上から2段目、19目定住・移住促進事業費のUIJターン新規就業者支援事業費で100万円の減額は、実績見込みによる補助金の減額となっております。

続いて、102ページをお願いいたします。

上段、3項1目戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度システム整備費で180万3千円の追加は、事業実施要領の変更に伴い整備内容の追加による委託料の増額となっております。

下から2段目をお願いいたします。

4項2目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費の知事及び道議会議員選挙費で289万3千円の減額。

次の段、町長及び町議会議員選挙費で1,340万円の減額は、どちらも実績による減額となっております。

次のページをお願いいたします。

一番下段の、7項5目ふるさと応援基金のふるさと応援基金費で430万円の減額は、寄付金額の実績見込みによる基金積立金の減額となっております。

104ページをお願いいたします。

一番下の、3款民生費、1項1目社会福祉総務費の障害者福祉事業費で880万8千円の減額は、障害者介護給付費の実績による減額となっております。

続いて、106ページをお願いいたします。

下から2段目、4目老人福祉費の車輛購入事業費で120万2千円の減額は、福祉バス購入に係る入札減による備品購入費の減額となっております。

続いて次の段、福祉車輛等購入費助成事業費で198万8千円の減額は、デイサービスセンター陽光園の送迎用バス購入助成に係る実績による補助金の減額となっております。

108ページをお願いいたします。

上段、9目低所得者世帯支援給付金給付事業費の低所得者世帯支援給付金給付事業費で372万5千円の減額は、事業完了による関連経費の減額となっております。

次の段、2項1目児童福祉総務費の児童発達支援費で210万6千円の減額は、実績見込による障害児給付費等の減額となっております。

次のページの上段でございます。

3目保育所費の事務事業予算名も同様に112万7千円の減額は、実績見込み及び額の確定等による代替保育士賃金、需用費等の減額となっております。

次のページをお願いいたします。

一番下、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費の出産・子育て応援交付金給付事業費で117万2千円の減額は、実績見込による補助金をはじめとする関連予算の減額となっております。

111ページをお願いいたします。

上段の、2目予防費、事務事業予算名も同様に373万円の減額は、麻しん風しん等予防接種委託料等の減額、妊産婦交通費等助成金の減が主なものとなっております。

一つ飛んで、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費で176万5千円の減額、その下、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で474万5千円の減額は、いずれも令和5年度のワクチン接種事業の終了により実績に基づいて減額するものでございます。

113ページをご覧ください。

上段、7目心身障害者医療対策費の事務事業予算名も同様に252万7千円の減額、その下の段、8目母子保健費の事務事業予算名も同様に135万8千円の減額は、いずれも実績見込みによる医療費の減額となっております。

続いて、114ページをお願いいたします。

上段、2項2目広域事務組合費、事務事業予算名も同様に459万3千円の減額、続いてその下、3目渡島廃棄物処理広域連合費、事務事業予算名も同様に141万1千円の減額は、いずれも実績見込みによる負担金の減額となっております。

次のページの下段でございます。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費の有害鳥獣処理施設整備事業費で754万円の減額は、事業完了による工事請負費等の関連予算の減額となっております。

116ページをお願いいたします。

下段、2項林業費、5目治山費の自然災害防止事業費で100万円の減額は、実績見込みによる危険木伐採事業費等補助金の減額となっております。

次のページをお願いいたします。

上段、6目林道工事費の広域基幹林道島前線改良事業費で349万円の減額は、事業実績により地元負担金確定による負担金の減額となっております。

次のページをお願いいたします。

上段、3項2目水産振興費の水産業担い手支援事業費で120万円の減額は、実績見込みによる補助金の減額となっております。

次の段、新たな陸上養殖技術の開発による「蝦夷アワビ」ブランド化事業費で428万6千円の減額は、設備改修費の追加及び実績見込みによるアワビ稚仔購入費等の減額となっております。

続いてその下、昆布養殖省力化検討計画策定事業費で100万1千円の減額は、事業完了による減額となっております。

続いて、120ページをお願いいたします。

下段、7款商工費、1項3目観光費の観光振興費で88万1千円の減額は、事業実績による観光振興開発事業委託料等の減額となっております。

続いて、123ページをお願いいたします。

上から2段目、8款土木費、2項2目道路維持費の事務事業予算名も同様に1千万円の増額は、2月、3月分の町道の除排雪業務委託料の追加となっております。当該補正につきましては、このあと建設課長より補足説明がございました。

一つ飛んで、各町道舗装補修事業費で153万2千円の減額は、事業完了による減額となっております。

125ページをお願いいたします。

上から2段目、町道川原町2号線整備事業費で426万円の減額は、福島川改良工事の事業主体である北海道の用地買収手続きが年度内に完了しないことから、関連する町予算の事業費の減額となるものでございます。

その下、町道整備事業費で244万4千円の減額は、町道吉田町1号線整備工事の完了による減額となっております。

127ページをお願いいたします。

下から2段目の、4項3目住環境整備事業費の空家対策等支援事業費で352万円の減額は、支出額確定による関連予算の減額となっております。

128ページをお願いいたします。

上段の、5項1目住宅管理費の町営住宅整備事業費で153万2千円の追加は、町営住宅小破修繕費の追加による増額が主な要因となっております。

続きまして、129ページをお願いいたします。

上段の、5項3目住宅建設費の定住向け町有住宅整備事業費で797万9千円の減額は、事業完了による関連予算の減額となっております。

下段、9款消防費、1項2目広域事務組合費の事務事業予算名も同様に729万2千円の減額は、実績見込みによる負担金の減額となっております。

130ページをお願いいたします。

上から2段目、10款教育費、1項1目教育委員会費の高校魅力化推進事業費で456万1千円の減額は、光熱水費外の需用費及び各種大会参加助成金や通学定期補助金の減額が主なものとなっております。

132ページをお願いいたします。

下から2段目、2項1目小学校費の学校管理費で113万3千円の減額は、実績見込みによる需用費外の減額となっております。

その下、各学校校舎営繕事業費で247万円の増額は、福島小学校1年生教室床修繕、吉岡小学校浄化槽修繕等による修繕費の増額となっております。

続いて、136ページをお願いいたします。

上段、5項3目学校給食センター費の事務事業予算名も同様に189万2千円の減額。

その下、施設維持管理費で236万円の減額は、いずれも実績見込みによる需要費等の減額となっております。

次のページをお願いいたします。

中段、11款公債費、1項2目利子の事務事業予算名も同様に100万円の減額は、実績見込みによる償還金利子の減額となっております。

その下、12款諸支出金、2項1目繰出金の事務事業予算名も同様に942万2千円の減額は、このあとご審議いただく各特別会計補正予算に関連した繰出金の補正となっております。

次のページをお願いいたします。

上段、13款職員給与費、1項1目職員給与費の事務事業予算名も同様に907万円の減額は、正職員に係る分で実績による減となりますが、給料で500万円、職員手当等で407万円の減などとなっております。

最後に、会計年度任用職員給与費で406万円の減額も、実績による報酬、給料、職員手当等の減額となっております。

なお、今回の補正に関連した委員報酬及び給与費等の増減につきましては、別冊6の79ページと80ページの給与費明細書をご参照願います。

次に、歳入をご説明いたしますので、78ページをお開き願います。

歳入につきましても、歳出と同様に主なものと新規に追加になったものなどについてご説明申し上げますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは一番上の、1款町税、1項町民税、1目個人の1、300万円の増額、その下、2目法人の6

60万円の減額、その下、2項1目固定資産税の1,500万円の増額は、いずれも賦課及び収納実績見込みによる増減となっております。

80ページをお願いいたします。

中段の、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金で593万円の減額は、2節の障害者介護給付費等国庫負担金391万4千円の減額、5節の障害者施設給付費等国庫負担金102万3千円の減額が主なもので、いずれも実績見込みによる減額となっております。

次のページの2段目です。

2目衛生費国庫負担金479万2千円の減額についても、実績見込みによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

下から2段目、2項3目衛生費国庫補助金256万1千円の減額、続いてその下、4目土木費国庫補助金300万円の減額、続いて83ページの一番上、5目教育費国庫補助金266万2千円の減額は、いずれも実績および実績見込みによる減額となっております。

次の段の、6目商工費国庫補助金109万8千円の増額は、小型旅客船等安全対策事業費補助金の交付決定による増額でございます。

下の段、14款道支出金、1項1目民生費負担金の724万1千円の減額は、次のページに行きまして、3節の障害者介護給付費等負担金195万7千円の減額、下の段の、4節の国民健康保険税軽減費負担金436万6千円の減額が主なもので、いずれも実績見込みによる減額となっております。

次のページの下段でございます。

2項2目民生費補助金の346万5千円の増額は、デイサービス送迎者用バス購入助成に係る地域づくり総合交付金の増額となっております。

次のページをお願いいたします。

一番上の、3目衛生費補助金の148万8千円の減額は、2節の心身障害者医療費対策費補助金外の実績見込みによる減額となっております。

4目農林水産業費補助金357万円の増額は、鳥獣被害防止総合対策事業補助金の増額が主なものとなっております。

次のページの中段でございます。

14款道支出金、3項1目総務費委託金で290万4千円の減額は、2節の知事及び同議会議員選挙委託金の減額が主なものとなっております。

次のページをお願いいたします。

一番下の、15款財産収入、2項3目生産物売払収入で413万4千円の減額は、陸上養殖アワビ売払収入の減額によるものでございます。

次のページでございます。

上段の、16款寄付金、1項1目一般寄付金の309万1千円の増額、その下の、2目総務寄付金のふるさと応援寄付金で120万円の減額は、寄付額の実績および実績見込みによるものでございます。

17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金で1億5,782万円の減額でございます。このたびの補正に係る財源調整による減額で、これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は、現時点で1億6,923万円となるものでございます。以下の繰入金につきましては、それぞれ実績により減額してございます。

91ページをお願いいたします。

19款諸収入、1目の雑入で628万4千円の減額の主なものは、1節高額療養費、重度心身障害者医療高額療養費収入で155万円の減額などとなっております。

最後に、次のページ。

20款町債につきましては、先ほど第4表の地方債補正でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で、議案第88号 一般会計補正予算（第10号）の提案内容について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○議長（溝部幸基）

関係資料の補足説明を求めます。

道路維持費で紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

説明資料追加1をお開きください。

令和5年度除排雪費見込額でございます。

はじめに、当初予算6千万円から1千万円を予算計上する判断のタイミングは、議案調整のスケジュールなどから12月中旬となっております。

上段の表、除排雪月別想定回数表の12月から2月までの出動回数は実績となっており、3月は想定でございます。

下段の表、除排雪費算定表については、左側の除雪1日単価と排雪1日単価は、それぞれ機械単価に平均的な稼働時間を掛け、割り出しております。

隣の12月で、まず、最低保障のうち機械保障費分421万4,100円を支払っております。除排雪費は出動した実績により695万8,661円、計で1,117万2,761円となります。

1月は出動した実績により除排雪費が2,528万7,433円、12月からの支出累計額が3,646万194円となります。

2月についても出動した実績により除排雪費が1,012万8,751円、累計額が4,658万8,945円となっておりますが、除排雪費の月のとりまとめ締め日が毎月25日となっておりますので、2月26日以降の出動については3月分にカウントされております。

3月については、想定出動回数から除排雪費は1,234万4,332円となり、12月から3月までの除排雪費の累計額は5,893万3,277円となります。

隣の最低保障については、待機人員保障費となっており、除雪稼働実績額が最低保障額に満たなかった場合に差額を保障することとなっております。

ちなみに、2月25日締め日時点では待機人員保障費の支払予定額として1,197万9,165円となっておりますが、その後、除雪の出動もありましたので、それより低くなるかと考えております。

これにより、3月までの累計額と最低保障額を合わせると合計6,893万3,277円となり、このたび1千万円を予算計上しております。

以上、説明資料追加1、令和5年度除排雪費見込額の説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

4番小鹿昭義議員。

○4番（小鹿昭義）

105ページの重度心身障がい者等タクシー料金助成事業の件で、この文章の内容がちょっとおかしいなと思うんですけど、どうでしょうか。

要は、タクシー料金の一部を助成するとあるんですけど、どのくらい助成するのでしょうか。

それともう一点は、例えば、ここから木古内や松前にタクシーに乗って行って、それを助成金がどのくらい出るのか教えてください。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

このタクシーの部分については基本料金の助成となっておりますので、ここに書いてある文言については一部助成するということですので、基本料金の部分を函館で使ったら函館の分、福島で使ったら福島分を使うので、その部分が限度になっています。

それで、函館であれば540円、福島であれば580円助成しておりますので、木古内に行った場合とかについても、福島の使ったらその部分しか補助しませんので、その距離の部分については自費で賄ってもらうということになっております。

○議長（溝部幸基）

4番小鹿昭義議員。

○4番（小鹿昭義）

これって、名前出して申し訳ないですけど、スマイルさんにも適用されるということですか。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

いいえ、これはタクシー会社の部分。例えば、普通の函館のなになににタクシーとか、そういうタクシーの実際乗った部分ですので、スマイルさんとか対象になりません。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

115ページの有害鳥獣処理施設整備事業で、補正で754万円減額になっているんですけども、この工事の見積もり、工事費は別として備品購入なり、それから車輛購入なりで例えば車輛購入376万5千円とかってありますよね。この見積もりの取り方、金額の設定の仕方、これは車輛なんかで300いくらかも違うということになると、どのような見積もりの取り方をしているのか。それとも、車輛で付いている設備を除外して、設備的なものを除外したからこのぐらいになったのか、その要因というのは何ですか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

備品購入では376万5千円の減額となっております、これは当初予算の積算の時には、ホイールローダーということで予算積算してございました。周りの除雪とかも担うという部分も含めてホイールローダーを想定していたんですけど、有害のもので使うということで室内に限る取扱いという部分を念頭に置いたことで、可能であるフォークリフトで十分対応可能ということで0.9トン級まで使えるフォークリフトこちらに内容を変えておりまして、その部分の差額が今回の見積もりというか減額の要因となっております。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

先ほどの追加資料の除排雪の件で、資料だけ見ますと月毎分かれていますけども、その最低保障というのは、その積雪の実績に応じて月毎支払われるものなのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

最低保障のうち機械保障については年度の当初、それは雪が降ろうか降るまいが先に機械の要は保障費として支払われます。

待機人員保障費については最終的に月別ではなくて、そのシーズントータルの中の部分で稼働実績額が最低保障に満たなかった部分について待機人員保障費として支払われます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

129ページの災害対策費、防災無線のことでちょっとお聞きいたします。

以前から千軒の防災無線のことなんだけど、依然として雑音というかそれが解消されないということで、年におそらく何回か点検していると思いますが、その際にそういう支障がないのか。

また、いまだかつて雑音が入って聞きづらいということでもありますので、一つその点、点検の際のこと

をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

住吉英之総務課長。

○総務課長（住吉英之）

今の千軒地区のところにつきましては、前々から佐藤議員からもそういった形で感度が悪いというようなことで聞いてございます。

保守点検につきましては年に1回、保守点検は秋口に確か今年もやったというところでございますけれども、その際には我々もこういった状況が地域住民の方からあるよということで、お伝えをしているところでございますけれども、たまたまそういった時には不具合が生じていないというようなところもあって、なかなか解消に至らないというようなところになっているのかなという風に思っております。

それで、このところにつきましては、防災無線は今皆さまの方に災害を知らせる大切な手段でございますので、なんとかそういったところの部分につきましては解消していくような形で考え進めていかねばならないという風には思っております。

あと、また、もし出来得るならば、また違った方法でも前々から意見交換の中でもあるSNSだとかの方策についても併せて検討してまいりたいという風には考えてございます。今のところ解消に至っていないというようなところにつきましては、事実でございます。

○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

一時アンテナ見たり色々やって、かなり良かったんだけど、本当に最近になってまた本当に聞きづらいとか全然聞こえない時もあります。そして、室内の受信機は聞こえるんだけど、外の大きいスピーカーが聞こえないということも度々あるので、再度また点検の際には十分そういう点も含めてやっていただきたいと思っております。

それからもう一点、今朝の新聞を見ますと能登の地震でこの防災無線が聞こえないということがいっぱい各地域であったという新聞報道がありました。そういう時、緊急時のバッテリーこれが何か入っているらしいけど、その防災無線の緊急時の時のバッテリー、この点検も点検時に行っているのかどうか、その点もお知らせください。

○議長（溝部幸基）

住吉英之総務課長。

○総務課長（住吉英之）

佐藤議員おっしゃるとおり、屋外の拡声器のところの部分については非常用電源がバックアップで稼働するというような状況になってございますので、保守点検の時にはそういったものも併せて点検はしているという状況でございます。

ただ、ここは役場の方は72時間もちますけれども、屋外の部分についてはそういった長時間もつような状況にはなっていないのかなという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

この防災無線も付けてからかなりの年数も経っておりますので、一つ、緊急時の場合のバッテリーの点検も併せて点検時にはやっていただきたいと、そう思っております。

○議長（溝部幸基）

住吉英之総務課長。

○総務課長（住吉英之）

バッテリーのところにつきましては保守点検して、毎年交換するというような内容にはなっていないようございまして、3年に1度程度の確か交換というような形になってございますので、そういったところも含めて今、千軒の方から聞きづらいという状況が続いてございますので、なんとか解消に向けて検討してまいりたいなという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

意見交換そのほかございませんか。

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

先ほど聞いた115ページの有害鳥獣駆除の話しですけども、ホイローダーからフォークリフトになったというのは、それなりの理由があつての話しなんでしょうけども、余計なお世話かもしれませんけども、何故そういう風になったのかという感じするんです。

例えば、機械の中におがくずを入れるにしても取るにしても、その私はバケットタイプの方がいいんじゃないのかなとは思っているんですけどね。それと施設の周辺の除排雪、それに関しては隣のリサイクルプラザの方の重機を借りるのか、そのような連携を取っていくのか、それでリフトでいいのか。

フォークリフトというのは、やはり本体と車高が低いわけですから室内で主に冬場使うということであれば、それはそれでいいですけども、リフトでいいと言うんだからそれは何も私が言うべきものではないですけど、その理由というものが簡単に計画しているものを簡単に変えているということ自体がちょっと不思議ではないので、ちょっとそこでもう一回教えていただきたいなと思うんですけど。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

議員おっしゃるとおり、バケットで個体でも何でも処理するにはバケットという部分が私共も想定したものですから、当初はホイローダーという部分で考えてございました。

ただ、今はフォークリフトでもちり取りみたいな特殊なものをちょっと鉄板というか作っていただいて、それに個体を乗せるとか、くずを乗せるとかという部分ができるという部分が確認して重さも十分だということで私共も安価のフォークリフトに変えております。

それで、当初もホイローダーは外での除雪・除排雪という分は想定はしたんですけど、先ほども言ったとおり血の付いた動物とかを扱うものですから、なかなか外での作業というのはやりづらいなという分も想定して、可能であれば衛生センターのホイローダーなり空き時間で借用するという部分の方向に切り替えたという状況でございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第88号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第88号は可決いたしました。

---

◎議案第89号 令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第18 議案第89号 令和5年度国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、別冊6をご用意いたします。81ページになります。

議案第89号 令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

令和5年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,878万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,070万2千円とする。

令和6年3月8日提出、福島町長。

それでは、補正予算の主な内容につきまして歳出から説明をいたしますので、95ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費49万9千円の減額は、主に共同電算委託料18万円などの減額で、実績見込みによるものでございます。

2項1目賦課徴収費37万5千円の減額についても、実績見込みによるものでございます。

96ページをお願いいたします。

下段の、2款保険給付費、1項1目療養給付費9千万円の及び、次のページの中段、2項1目高額療養費2,500万円、4項1目出産育児一時金100万円の減額についても、いずれも実績見込みによるものでございます。

99ページをお願いいたします。

5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費100万円の減額は、健康診断委託料の実績見込みによるものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので91ページをお願いいたします。

4款道支出金、1項1目保険給付費等負担金1億1,826万5千円の減額は、主に保険給付費等普通交付金1億1,670万円の減額で、歳出の保険給付費の減額に伴うものであります。

下段、5款繰入金、1項1目一般会計繰入金86万7千円の減額は、保険基盤安定繰入金などの確定に伴うものでございます。

92ページをお願いいたします。

2項1目事業基金繰入金35万8千円の追加は、一般会計繰入金の減額に伴う財源調整でございます。

以上で、議案第89号 令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第89号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第89号は可決いたしました。

---

◎議案第90号 令和5年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第19 議案第90号 令和5年度介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、同じく別冊6をご用意願います。101ページとなります。

議案第90号 令和5年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和5年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,385万2千円を減額し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,079万7千円とする。

令和6年3月8日提出、福島町長。

それでは、補正予算の主な内容につきまして歳出から説明いたしますので、117ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費42万9千円の減額は、旅費等の実績見込みによるものであります。

2款保険給付費、1項1目介護サービス等給付費2千万円の減額は、給付費の実績見込みによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目高額介護サービス等費160万円の減額につきましても、実績見込みによるものでございます。

119ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費643万円の減額につきましても、実績見込みによるものでございます。

121ページをお願いいたします。

下段の、4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金485万5千円の追加は、決算見込みにより積立金を増額するものでございます。

なお、123ページから124ページに人件費の補正に伴う給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご確認願います。

次に、歳入について説明いたしますので、111ページにお戻りください。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金381万7千円の減額、次の段の、2項1目調整交付金341万7千円の減額、2目地域支援事業交付金158万2千円の減額、下段の、4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金582万8千円及び、2目地域支援事業支援交付金170万2千円の減額につきましても、歳出の保険給付費地域支援事業費の減額に伴うものであります。

112ページをお願いいたします。

5款道支出金、1項1目介護給付費負担金319万7千円の減額、次の段の、2項道補助金、1目地域支援事業交付金79万1千円の減額についても、国庫支出金と同じく歳出の減に伴うものでございます。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金269万9千円の減額、2目地域支援事業繰入金79万1千円の減額は、歳出の保険給付費の減額に伴うものでございます。

3目その他繰入金42万9千円の減額は、事務費繰入金で歳出の一般管理費の減額に伴うものでございます。

4目低所得者保険料軽減繰入金40万円の追加は、軽減額の確定に伴うものでございます。

以上で、議案第90号 令和5年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。  
ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。  
質疑を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。  
説明員との意見交換を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。  
討議を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。  
採決を行います。  
議案第90号を決することに賛成の方は起立を願います。  
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第90号は可決いたしました。

---

◎議案第91号 令和5年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第20 議案第91号 令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。  
小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、同じく別冊6の125ページをお願いいたします。  
議案第91号 令和5年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。  
令和5年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,391万4千円とする。

令和6年3月8日提出、福島町長。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出から説明をいたしますので、139ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費11万4千円の減額は、旅費等の実績見込みによるものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目も同様に15万2千円の減額は、保険料負担金の追加、保険基盤安定負担金及び事務費負担金などの精査に伴い減額するものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、135ページにお戻りください。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目も同様に49万9千円の追加は、保険料の実績見込みによるものであります。

次の段の、3款繰入金、1項1目事務費繰入金で41万6千円、2目保険基盤安定繰入金34万9千円の減額は、歳出の精査に伴うものでございます。

以上で、議案第91号令和5年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第91号は可決いたしました。

---

### ◎議案第92号 令和5年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第21 議案第92号 令和5年度浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

別冊6をご用意願います。

まず、説明の前に145ページの方をお願いします。

表題につきまして、「第3表」と記載すべきところを「第2表」と誤って記載し、急な差し替えをお願いしましたことを深くお詫び申し上げます。

それでは、説明いたしますので141ページをお願いいたします。

議案第92号 令和5年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度福島町の浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ657万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,144万1千円とする。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月8日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、事業費の確定に伴う歳入歳出予算の減額及び債務負担行為並びに地方債の補正でございます。

それでは、144ページをお開き願います。

「第2表 債務負担行為補正」でございますが、令和5年度の浄化槽整備資金の融資に伴う利子補給に関する債務負担行為の追加でございます。

期間につきましては、令和5年度から令和10年度まで。限度額は7万6千円でございます。

次のページをお願いいたします。

「第3表 地方債補正（変更）」については、下水道事業債の補正前限度額730万円を920万円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

それでは、予算の内容につきまして歳出からご説明しますので、157ページをお開き願います。

1款浄化槽整備事業費、1項1目浄化槽施設管理費198万2千円の減となっております。減額の内容につきましては、浄化槽保守点検清掃委託料185万3千円の減の外でございます。

次に、2項1目浄化槽整備推進事業費で458万9千円の減となっております。減額の内容につきましては、浄化槽設置工事費が329万9千円の減、水洗化改造工事費補助金が120万円の減外でございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、153ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項1目浄化槽整備事業費分担金で34万2千円の減額となっております。

次に、2款使用料及び手数料、1項1目浄化槽使用料で5万6千円の減額となっております。

次に、3款国庫支出金、1項1目浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金で94万8千円の減額となっております。

次に、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金で712万5千円の減額となっております。

次のページをお開き願います。

5款町債、1項1目下水道債で190万円の増額となっております。

以上で、議案第92号のご説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第92号は可決いたしました。  
暫時休憩いたします。

---

(休憩 15時08分)  
(再開 15時18分)

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎議案第93号 令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第22 議案第93号 令和5年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、同じく別冊6の159ページをお願いいたします。

議案第93号 令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）。

令和5年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ343万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億924万4千円とする。

令和6年3月8日提出、福島町長。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出から説明をいたしますので、173ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費で343万8千円の減額でございます。職員の給料、共済費、旅費の実績見込みによる減額と、電気料の実績見込みによる追加となっております。なお、人件費の補正に伴い174ページから175ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご確認をお願いします。

次に、歳入を説明いたしますので、169ページをお願いいたします。

1款診療事業収入、1項1目国民健康保険診療報酬収入250万円、2目社会保険診療報酬収入150万円、3目後期高齢者医療診療報酬収入200万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

下段の、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金282万5千円の追加は、診療報酬の補正に伴い財源を調整するものでございます。

以上で、議案第93号 令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

ご審議よろしくをお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第93号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第93号は可決いたしました。

---

◎議案第94号 令和5年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第23 議案第94号 令和5年度水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、別冊6の177ページをお開きください。

議案第94号 令和5年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和5年度福島町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業。

（ア）配水管整備事業9,400万円を7,650万5千円とする。

（イ）メーター改良事業969万3千円を789万1千円とする。

第3条、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益、補正予定額300万円の減、計1億523万6千円。

第1項営業収益、補正予定額10万8千円の減、計8,812万5千円。

第2項営業外収益、補正予定額289万2千円の減、計1,711万1千円。

支出。

第1款水道事業費用、補正予定額409万4千円の減、計1億1,090万9千円。

第1項営業費用、補正予定額419万4千円の減、計1億850万8千円。

第2項営業外費用、補正予定額10万円の増、計190万1千円。

第4条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,326万3千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額856万円、過年度分損益勘定留保資金1,470万3千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,169万7千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額598万1千円、過年度分損益勘定留保資金1,571万6千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページでございます。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額1,773万1千円の減、計7,626万9千円。

第1項企業債、補正予定額2,680万円の減、計5,720万円。

第2項道支出金、補正予定額906万9千円、計1,906万9千円。

支出。

第1款資本的支出、補正予定額1,929万7千円の減、計9,796万6千円。

第1項建設改良費、補正予定額1,929万7千円の減、計8,486万6千円。

第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

老朽配水管更新事業、変更前で3,900万円、変更後で3,400万円でございます。

次に、配水管移設事業、変更前4,500万円、変更後2,320万円。

第6条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額35万1千円、計1,621万1千円。

令和6年3月8日提出、福島町長。

内容について説明いたしますので、185ページをお開きください。

令和5年度福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書。

今回の補正の主な理由は、入札減、収支の確定等による補正でございます。

補正については、主なもののみ説明いたします。

収益的収入及び支出の収入。

1款水道事業収益、2項営業外収益、4目消費税、補正額291万5千円の減、計67万4千円。これは、消費税及び地方消費税還付金でございます。

次のページでございます。

収益的収入及び支出の支出。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正額107万円の減、計1,097万7千円、主な内訳は委託料で56万7千円の減で、取水口清掃業務委託料が41万7千円外でございます。

続きまして、4目総係費、補正額224万5千円の減、計1,078万2千円。主な増減としては委託料で219万6千円の減、水道事業経営戦略改定委託業務が158万円の減外でございます。

次にその下の、5目減価償却費100万円の減、これは有形固定資産減価償却費でございます。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債で、補正額として2,680万円の減、計5,720万円。内訳として、企業債で館崎地区配水管取替工事が380万円の減、町道吉岡1号線配水管取替工事及び設計委託業務が120万円の減、塩釜地区配水管移設工事及び設計委託業務が2,180万円の減でございます。

次に、2項道支出金、1目補償金、補正額が906万9千円の増、計1,906万9千円でございます。これは、塩釜地区配水管移設工事に伴う補償金でございます。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出の支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費で補正額が1,749万5千円の減、計7,650万5千円、内訳としては、委託料が143万5千円の減で、主なものは塩釜地区配水管移設工事設計委託業務委託料が115万円の減外でございます。

次にその下で、工事請負費が1,606万円の減で、内訳は館崎地区配水管取替工事が373万円の減、町道吉岡1号線配水管取替工事が83万円の減、塩釜地区配水管移設工事が1,150万円の減でございます。

次に、2目メーター改良費、補正額が180万2千円の減で、計789万1千円でございます。

主なものとしては、材料費で151万8千円の減で、メーター器購入費外でございます。

以上、議案第94号 令和5年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 15時31分）

（再開 15時31分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

申し訳ありません。訂正をお願いします。

178ページの中で上から7行目から、支出のところでも第1款資本的支出、ここで補正予定額1,929万7千円と申しましたけども、1,929万7千円の減でございます。

さらにその下の、第1項建設改良費、補正予定額で同じく1,929万7千円と申したところ、1,929万7千円の減、そのように変更させていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（溝部幸基）

訂正をしておきます。

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第94号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第94号は可決いたしました。

---

## ◎日 程 の 順 序 変 更

---

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

日程第24 一般質問については、午後6時からの夜間議会において行いますので、日程の順序を変更し、日程第25 議案第77号 第6次総合計画の変更以降を先に審議して進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、日程の順序を変更し、日程第25 議案第77号 第6次総合計画の変更以降を先に審議して進めることに決定いたしました。

---

◎議案第77号 第6次福島町総合計画の変更について

◎議案第79号 第9期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について

◎議案第66号 福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- ◎議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- ◎議案第72号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ◎議案第73号 福島町介護保険条例の一部を改正する条例
- ◎議案第87号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
- ◎議案第80号 令和6年度福島町一般会計予算
- ◎議案第81号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計予算
- ◎議案第82号 令和6年度福島町介護保険特別会計予算
- ◎議案第83号 令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
- ◎議案第84号 令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
- ◎議案第85号 令和6年度福島町水道事業会計予算
- ◎議案第86号 令和6年度福島町浄化槽事業会計予算

---

○議長（溝部幸基）

- 日程第25 議案第77号 第6次総合計画の変更。
- 日程第26 議案第79号 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定。
- 日程第27 議案第66号 会計年度任用職員の給与、費用弁償条例の一部改正。
- 日程第28 議案第67号 職員の育児休業等条例の一部改正。
- 日程第29 議案第72号 国民健康保険税条例の一部改正。
- 日程第30 議案第73号 介護保険条例の一部改正。
- 日程第31 議案第87号 財政調整基金積立金の処分。
- 日程第32 議案第80号 令和6年度一般会計予算。
- 日程第33 議案第81号 令和6年度国民健康保険特別会計予算。
- 日程第34 議案第82号 令和6年度介護保険特別会計予算。
- 日程第35 議案第83号 令和6年度後期高齢者医療特別会計予算。
- 日程第36 議案第84号 令和6年度国民健康保険診療所特別会計予算。
- 日程第37 議案第85号 令和6年度水道事業会計予算。
- 日程第38 議案第86号 令和6年度浄化槽事業会計予算。

以上、14件の案件を一括議題といたします。

14件の案件につきましては、提案理由の説明・質疑を省略し、議長を除く全員の議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、付託のうえ審査することにいたしたいと思いますが、賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、ただいま議題となっております14件の案件については、提案理由の説明・質疑を省略し、予算審査特別委員会を設置し、付託のうえ審査することに決定いたしました。

予算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、予算審査特別委員会に対し、委任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

---

（休憩 15時37分）

（再開 15時40分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

## ◎諸 般 の 報 告

### ○議長（溝部幸基）

諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された予算審査特別委員会において、委員長に9番平野隆雄副議長、副委員長に1番藤山大議員が互選された旨の報告がございました。

暫時休憩いたします。

（休憩 15時40分）

（再開 17時59分）

### ○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

## ◎一 般 質 問

### ○議長（溝部幸基）

一般質問に入りますが、質問者、答弁者をお願いを申し上げます。

質問時間・回数の制限を撤廃しておりますが、限られた時間の中で、質問者、答弁者ともに、お互いに理解しやすく、簡潔明瞭に発言していただくようお願いを申し上げます。

日程第24 一般質問を行います。

一般質問は、4名の議員から提出されております。

通告順に進めてまいります。

7番熊野茂夫議員。

### ○7番（熊野茂夫）

通告に従って、一般質問をいたします。

「介護事業所への支援と介護従事者の確保について」、町長にお伺いいたします。

国の老人福祉計画・介護保険事業計画の3年毎の見直し改定に伴い、第9期福島町高齢者福祉計画・介護事業計画が策定され、この3月会議にその計画内容がしめされています。

この中で、町民の直接負担となる介護保険料については介護給付費準備基金の活用で第8期計画の介護保険基準額5,600円の水準を維持し、第1号被保険者の所得段階別区分がこれまでの9段階から13段階へ変更され、被保険者のおよそ37パーセントを占める第1号から第3号段階の保険料の負担軽減は町民にとって安心材料になると考えますが、人口の減少に伴い、第1号被保険者も減少、要介護認定者については令和6年度をピークにその後、減少が見込まれると推計しています。

これまで、施設サービス事業所と訪問介護事業所の2福祉法人と民間の訪問介護事業所で当町の介護サービス事業を展開してきましたが、利用者の減少やそのニーズの変化で経常収支の悪化が懸念されていますし、施設介護員、居宅介護支援専門員（ケアマネージャー）、訪問介護員（介護ヘルパー）等介護従事者の確保も厳しい状況にあります。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（配布数900、回答数530で回答率58.9パーセント）では65歳以上の一人暮らしが149名（28.4パーセント）夫婦2人暮らしが231名（44.0パーセント）と回答数のうち380名で72.4パーセントとなり、この結果からも町内事業所の継続、特に福祉法人の事業継続は当町高齢者にとって大事なライフラインの確保となり、人口減少の歯止めにもつながるものと考えます。

介護事業所の閉鎖や、社会福祉協議会の解散等の記事が、昨今新聞紙上で目立つようになってきました。

福祉政策のなかで介護事業所継続のための支援と、特に介護従事者確保のための施策は急がれると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

### ○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

## ○町長（鳴海清春）

熊野議員のご質問にお答えいたします。

1点目の介護事業所継続のための支援については、社会福祉法人に対する補助金の増額や車両の購入に係る補助金制度を新設するなどして、社会福祉協議会の経営の安定化に向けた支援を行っております。

また、特別養護老人ホーム陽光園へは、施設の大規模改修に対する補助金や送迎バスに対して補助金を交付するなど、基礎的な経営基盤の安定に重点を置いて支援しております。

なお、今般提案の令和6年度予算においても、施設設備更新関連の経費に対する補助金を見込んでおります。

2点目の介護従事者確保のための施策については、人材育成や人員確保対策として、介護関連資格の取得費用や外国人の介護従事者を雇用した場合の助成を行っております。

なお、国は介護現場の深刻な人手不足を受け、介護人材の確保及びサービスの充実などを目的に、今年度、介護報酬の大幅なプラス改定を決定しており、今年度の状況を踏まえて、各事業所と連携を図りながら状況に応じた施策を講じてまいります。

## ○議長（溝部幸基）

7番熊野茂夫議員。

## ○7番（熊野茂夫）

この介護事業そのものが平成10年から始まって、そして、何度も国の方の形が変わってきています。3年毎ずっと見直されてきています。それで、平成24、5年ぐらいまで、何期かちょっとあれですけども、そのあたりまでは介護事業所のいわゆる経常収支、このことについては一定程度安定的に介護サービスを実施されてきたのではないのかなという風にして大体見えているんですが、特にこの2、3年、それと今計画に組まれたこの9期、このところで当町の現状、介護事業計画の中にも様々な推計・数値がその一部を私の今質問書の中で500の人数の中での一定程度のいわゆる、まだ介護そのものに入っていないいわゆる高齢者の状態の意識調査、いわゆる生活ニーズ圏そのものでの調査が進められている中で、これが顕著に示している数字なのかなと。この方々が当町では当然のように、まもなく9期の中で要介護が必要になってくる方々なんだろうという風にして推計されると思います。

そのなかで、現実問題としてこの介護事業が進められてきた時には、実質的には介護保護員、ヘルパーさん、それからケアマネージャー、この事業が社会福祉協議会が受け皿となって展開された時にはそれぞれの資格者がそれなりに準備されて進められてきた経緯があります。

ただ、ここに来て非常に労働環境なのか賃金の問題なのか様々な要因が重なって、そこへの就業率というかそこへ人材が意識が向いていかないという状況。これは当町の中でも顕著に表れているのかなと。

この4年間ぐらいの間に現実的に例えば社会福祉協議会のケアマネージャーの確保だったり、ヘルパーさんの確保、これが非常に厳しい状況になっている。これは、人材確保の視点からすると相当厳しい状況にあるなという風にして実感しております。

それで、行政の方から具体的にやれることというのは、限られているだろうということは重々承知のうえで、しかし、この介護事業がスタートした時には、高校生からそれから町内にいる方々への様々なヘルパー資格の取得だったり資格取得に対しての援助もすすめながら、大々的にすすめられて、その人材が確保されてきた。しかし、現在は、若い人方がそこに意識が向かない就業しないような結果もあって高齢化して行って、当時ヘルパーさんの資格を持った人方もほとんどそこには就業できないような状況にもなっている。そして、現実の問題としては、この9期に入っていったらおそらく要介護の利用者そのものも減っていくだろうと。こうやって事業が全体的に縮小していくなかで、いわゆる施設にしてもそれから訪問介護の分野にしても事業形態が縮小せざるを得ない。そういうなかでのいわゆる経常収支をきちっとした形で維持しながらやっていくというのは結構大変なことであろうと思います。

というなかで、実際に町の方から様々な施設に対しても、それから訪問介護事業所に対しても支援されていることは現実的にそれは分かっています。そのうえで、もっともその肝となるところといたしますか、どうやって人々の手でもってサービスが提供されていくというところで何か工夫がないものなのかなと人材の確保のところ。直接的に人件費をそのまま行政の方から支援するという話にはなかなかないだろうと思いますし、ただ、人材の確保の中で良い方法がないのかなと。

現実的にこれが縮まってしまって、いわゆる他町村では介護事業所が社会福祉協議会等が訪問介護のと

ころから撤退するとか、そこの部分を閉鎖するとか、そして、一番最初に始まったのは入浴サービスのところでもって、合わないから実際にはそこから撤退してしまって、辛うじてこの4町の中でも入浴サービスについては福島は継続している。

これは実際に介護を受ける利用者または在宅でもって介護をしているという状況のところからすると、非常に大事な事業なんですよ。ただ、事業者の視点、経常収支そのものを安定させてやっていく事業者の視点からするとマイナスになってしまう。

ほとんどが人材の確保のところまで厳しい状況になってきている。今回の9期の中で、町の介護計画の中の推計の中で令和6年度のいわゆる介護給付費の推計で4.7パーセント大体増加される。そして、いわゆる人件費等に充当するものは1.5パーセント、1.何パーセントぐらいもその中にある。ただ、これについては総じた話であって、それぞれの事業所の形態の中では相当に色んなその形によっては、それがどの程度恩恵があるのか。どの程度、経常収支そのものをきちっと維持していくところに繋がっていくのか。その辺のこともなかなか見えてこない。

ですから、それぞれの施設介護に関する行政側の支援と、それから訪問介護に関する社会福祉協議会になるとは思いますけども、これの支援という恰好でもって、人材の確保も含めて当町の町長の今回の答弁も、それから施政執行の中でもきめ細かな話も具体的に私は感じています。

それから、その一つ前の福祉政策の中でもこれまでやってきた事も十分そのことが理解しています。そのうえで、ここからが町の人口が減少し、そして、そのサービスを受ける人方の場合も減少していくなかで、どのような形でもって継続していけばいいのか。そのうえでの人の確保、人材の確保というのは大きな肝になると思いますので、その辺のところでもう一度、町長に何かあれば思いでもあったら聞きたいなと思いますけど、いかがですか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

なかなかその人材確保については、我々だけでなく国全体が今介護の人材不足というのが問われておりますので、1回目の答弁でも申しましたとおり、国が本腰を入れて、今回介護報酬の改定を行うこととなっています。

議員おっしゃるとおり、介護のはしりの頃は相当、介護の経営的には豊かだったはずなんですよ。私も知っていますけども、当初はかなり潤沢な介護報酬が出ていて、かなり運営母体としては経営的に黒字が発生していて積み立てをしていったという経緯があります。

ただ、年度はちょっと定かではありませんけども、たぶん平成26年ぐらいに介護報酬改定したんですね。それからガクッと経営が厳しくなったというのが実情だと思うんですね。その中でなかなか報酬を上げられない状況のなかで厳しい経営が続いてきて、人離れがしていったのかなという気がしていますので、我々としては今、国が本腰を入れて介護報酬を上げてきますので、やはりその働く環境を良くしなければ人は離れて行くんだという風に私は思っていますので、国と地方が二人三脚でこういったところの人材確保をしていかなければ、なかなか難しいんだと思っていますので、そのところはしっかり国の状況を見ながら色んな手当てをしていく必要があると思います。

ただ、先ほど言いましたとおり、今、介護事業所が経営的に良いのかとなると結構厳しい状況にあるんだと思っていますので、我々はまず先ほど言いましたとおり、色んな形で介護事業所に経営基礎基盤に対して支援をまずしっかりして、そのなかで経営を安定させていく。

そうすると当然、経営が安定しますと、人に対する投資もできるようになりますので、そのところで人を確保していく形をしなければ、我々これまでも資格取得色々しました。確かに若い人が資格取得をして介護の事業所に働いてくれますけども、なかなか今度資格取得すると都会に行きたがりますので、どうしても取った瞬間に地方を離れるという変な現象も起きてきていますので、そういったのも含めて、やはりしっかりと人件費含めてそのレベルアップなり質の向上を図っていかなければ、思いがあってもなかなか人というのはついてこないんだと思っていますので、まずそのところを今回国の方がしっかり本腰を、くどいようですが入れますので、そのところの推移を見ながら我々もそのところを一緒になって、現場である事業所とタッグを組んで、どうしたらこれから高齢者の方々を面倒見ていくのかということになるんだと思っています。

そして、今、介護の改正ですか介護保険料も今回提言させていただいていますけども、ここ福島町、介護給付費はそんなに伸びていないという状況。

確かに高齢化率は上がっていますけども、当然、人口減少と伴って高齢者の数も減ってきていますし、要介護認定の方々もそんなに増えていない状況にありますので、そういったなかで給付が伸びない関係もあって、今回2期、3期目になりますけども、5,600円という料金で今回やらせていただきます。

これは北海道の平均を若干下回る形に多分なるんだと思っていますので、なんとか負担を少なくしたなかで、しっかりと必要になった方々のケアをできるような体制を現場と相談しながらやっていきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

入口は人材確保。いわゆるこのところのところから今回の一般質問のテーマで町長とのやり取りをさせていただこうという風にして考え、昨年あたりからいわゆる新聞記事等々も含めて近隣なり道内の状況、近い所ではどうなっているのか。その辺のことも一定程度、調べさせていただきました。

やはり、当初私達が先ほど町長言われたように平成26、7年以前のところでの状態というのは、一定程度、事業所そのものも施設の事業所、それから訪問介護事業所、居宅支援というようなところでは安定していたのかなど。そのことについては、当町のいわゆる社会福祉協議会の経常収支についても、平成18年、20年頃には内部留保が結構な額をきちっと持って行って、それで3年4年ぐらいは絶対大丈夫と。多少のそれこそ介護報酬の改定があって下がっていても、いわゆる利用者へのサービスはきちっと継続ができるよという状況にあったかに思います。しかし、それもやはり現実的には今は厳しい状況になっているようであります。

それで、色々な面で今回の介護計画の中で実にきちとした数値そのものが推計されていて、先への見通しについての基礎数字になることが、よく私が見ても見えました。それで、減少していくんだなということで、もちろん総人口が減っているから当然のようにその部分も減って行って当たり前なんですけど、しかし、その利用者そのものの人口が減って行って利用者も減っていく。しかし、割合的には決して減らないんですよ。むしろ、この高齢化の状態からすると増えるという視点から見ると、やはりこの事業そのものは福島町にとっては、きちっとやはり継続することが大事なことなんだろうなと。ある意味、収支を度外視してでもきちっとやはりやらなきゃいけない部分があるのかなという風にして考えます。

ですから、子育て支援同様に様々な学校給食費等だったり色んなことの援助、保護者に対する援助もしてきたのと同じように、このところは福祉のところの視点を今までの事業者に任せただけのところじゃなくて、しっかりと支えられるところも、もう一歩ぐらい踏み出してやる時期が、もうそろそろ目の前に来ているのかなという感じがします。

実際に、施設何かのことは当初は特養、ここの特養が介護保険法の中でサービスを施設として提供できるようになってきた。しかし、現実的には現在はいわゆる特養の老人ホームと、それから老健、それから療養型の医療施設と、いわゆるリハビリ・医療も含めたところ、これが一定程度の都会、人口があるところではそんなところが増えていきます。そうすると、福島の利用者のニーズも特養に最終的に介護度3以上の方が入っていくような状況じゃなくて、施設だったり当町に居ないいわゆる高齢者世帯であれば色々な事情があろうかと思えますけども、函館市だったり北斗だったりに出て行って、いわゆる療養型のところへ移っていく。医療系に移っていく。

福島の場合にはやまゆり荘なんかもあるんですけども、結局そのようなところへ移っていく。これもまた私の身の回りでもある程度の何件か何人かやはりそのような形で福島から離れて行っている。実際の施設利用は町外に出ていく。

しかし、介護保険証のことは当町に来ますよね。実際の話は。だから、そのような制度になっているので、できればその辺のことも減って行っているところの1つ大きな要因になっていくのかなと。これから特にその傾向も見られるのかなと思います。

それでもう一つ、この人員の確保、いわゆる人材の確保とこの支援については今のところ今まで言われたこと、町長の言っていたことに関するものが先へきちっと視点を持って進めて欲しいんですが、もう一点、今回、議員との懇談会の中で歩いていて町民の中にやはり介護保険制度の、特にも包括センターの

活用の仕方、入口なんです、ここへのアプローチの仕方が具体的にやはりまだまだ理解されていないのかなという思いをいたしました。

ですから、有効的にきちっとサービスが届けられていくことが結果として、事業者そのものの経常収支そのものの安定にも繋がっていくんだろし、福島の中での介護サービスを受けていくという状態の中の安心感にも繋がってくると思いますので、その点についても一つやっぱり前に進んで、当初はふれあい教室も含めて、随分この福祉政策のところでは当町は進めてきたという経緯は重々分かっています。

しかし、この変わってくる時に、やはりだんだん時間が経つと形骸化されてくる。そして、この保険法が国の方では変わってくる。ここに対しては一般の町民の中にはきちっとやはり理解されていない部分があるなど。きっと気になるのは保険料ぐらいのことで、今回はこの基準からすると6,500円か6,600円ぐらいになりますよね。いわゆる国の基準からいうと当町のところ、それを6千いくらが5,600円のいわゆる今までの水準で抑えていくということも含めて、もう少しやはり町民のところはその意識を届けるのかな、届けることが大事なのかなと思いますけども、最終的にその辺のことも含めてもう一度、町長お願いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

福島町の場合、介護事業所といいますか、施設としては社会福祉協議会そして陽光園さんが施設を持っている。そして、民間のスマイルさんというところがありますので、なかなか我々の人口規模で民間の事業所というのはなかなか少ないのかなという思いがしていますので、我々としては本当に民間の事業所が頑張ってくれていることに常日頃感謝をしているところであります。

ただ、あともう一つは、例えば森町なんかは社会福祉協議会が介護から撤退しているんですね。やはり、そこは人材的な問題もあるでしょうし、森の場合は福島より函館が近いということもあって、そういった事例ができるのかなど。ただ、我々はやはりスマイルさんは民間でありますので、やはり介護度の高い人達を中心にケアしていただいているのかなと思います。

そうすると、その介護度の少ないところをやはり社協さんが救っていただいているといいますか、あまり儲けないところで面倒見ていただいているという感じになりますので、そのところは我々としては介護事業所として社協というのは大切なところでありますので、ここについては今年予算の中でも今議論されるかと思いますが、我々のところではやはり社協さんも人材不足、ヘルパーさんも含めて事務方も含めて人材不足のなかで少し今年人的支援もお願いされていますので、そういったものも少しフォローしていこうかなという形で今考えておりますので、そういったなかでどうしてもやらなきゃいけない先ほど言いましたとおり、入浴サービスなんかは本当に介護としては、なかなかうまみのあるなんて言い方が良いか悪いかは別にして、介護としてはそんなにその本当に必要ですけども、なかなか商売として成り立たないのでも松前さんでも色んなところが撤退しているんですね。

ただ、福島は、我々は介護のそこを超えて、必要とするところに町で単独でもいいから社協さんにやっていただいて、かなりやはり、その家庭の方々は喜んでいただいていますので、そういった形で介護の制度だけにこだわることなく、しっかり必要とする、そしてまた、それによってしっかりその方が介護をもって生き生きと暮らせるようなものを我々としてはやっていく必要があるんだと思っていますので、そのためにも今介護の3年の見直しの中で、なるべく我々としては今色んな物価高騰諸々考えて上がっているなかで、できればそのところをグッと我慢して今回は5,600という形。

ただ、それは取りも直さず、これまでの2期計画のなかで本来であれば、もう少し給付が上がっていつて財源不足発生するところをそのところが以外と上がってなくて、反対に財政調整基金みたいな形、今は介護基金ですね、そのところを積み増ししていますので、今回は少しそういったものを使わせていただくと。前回の計画でもですね、当初、基金を下ろしながらその不足分を賄う予定でしたけども、実際は下ろすことも少なく、反対に積み増ししている状況でありますので、今回、急遽そのように行くかどうかはまたあれですけども、なるべく、今は浄財が少しありますので、そういったものを調整しながら料金バランスをしっかり保ちながら、なるべく介護制度をしっかり維持しながら介護にどうしてもならなきゃいけない人がいたら、我々がしっかりケアしていきたい。

そして、包括支援センターについては確かに本当になかなか我々もたまに議会の中で質問を受けますけ

ども、本当にきっちりと人材がいて、そこに職員を張り付けられればいいですけども、実際のところは保健師さんが兼務という形のなかで色々やらせていただいていますので、なかなか周知徹底ができていないのもあるのかなど。

ただ、うちの保健師さん方は一生懸命ですね、その包括センターを中心に事業所と常に連携をしながら、しっかり現場を見据えながらケアしているように私は思っていますので、もう少し今、町民の方々の意見としてそういうのがあれば、しっかりまた候補なり色んな形を通じて周知をしていきたいと思えますし、また、介護保険の町内会まわりとか色んな国保も含めて町内会まわりがありますので、そういった機会また色んな保健師さんの教室も含めて地域まわりをすることがありますので、そういったなかでしっかり周知をして、認知度を高めていくように努力をしていきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

最後になりますけども、おそらく先ほども言いましたけども、この9期というのは、介護保険いわゆる介護福祉の部分については過渡期になっているように実質的に私は当初の場合は感じています。

それで、やはり継続ができるように、いわゆる縮まったは縮まったなりの縮小されたら縮小されたなりのそれなりの事業形態を模索しながら、やはりきちっと継続をしてやっていただきたい。

なかなか難しいだろうと思いますけども、社会福祉協議会の継続そのものは、今回の能登の状況を見ても実際に災害なんかになった場合には、この社会福祉協議会がきちっと安定している状態で動くということは、そこにもまた弱いところが届く、目が届くという状況になりますので、そのような視点も含めて頑張っていたいただきたいなと思います。終わります。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

先程来申しますとおり、本当になかなか地方だけでなく国全体がそういった状況にありますので、多分、国自体も介護に必要な人数というのは多分230万人ぐらい必要なはずなんですよ。

それが多分、今は210万人ぐらいしかないやに聞いておりますので、そういったなかで国が本格的に報酬なりそういったものを手当てをしていくために大幅な介護報酬の改定を決定していますので、そういったところがまず見えてくればそれとして我々としてそれに上乘せする必要があるのかどうかも含めて、しっかり情勢を見ながら、先ほども言いましたとおり国と地方がタッグを組んで、そういった環境を整えていくことが私は近道だという風に思っていますので、是非また色んな機会を通じながらご意見いただきながら介護がしっかり継続するような仕組みを保っていききたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

町内の避難路の管理状況と新たな避難路の整備は。

町長及び教育長に伺います。

今年1月1日に石川県能登半島をマグニチュード7.6の大地震が襲い、珠洲市を中心に甚大な被害が発生しました。日本海溝・千島海溝巨大地震など、いつ起きるかわからない災害に備えて、現在の避難路を適切に管理しておくとともに、沿岸地区への新たな避難路の整備、夜間避難を想定した誘導灯の設置、停電等を考慮し太陽光等の自然エネルギーを活用した電源の確保等について早急に検討、整備する必要があります。

先般開催した町民と議員との懇談会では避難路の管理、整備、足腰の弱い方や体力的に自力で避難路へ行くことができない方への対応を求める意見が多くありました。町民が地震、災害に対して危機感や不安を抱いている中、生命を守る対策の実現が最重要課題と考えます。

避難路の整備について、町長および教育に伺います。

①避難路の管理状況は（草刈り、補修、冬季対応、獣対策）

②一人では動けない方の避難対策は

③新たな避難路の整備（特に沿岸沿い地区）

④日本海溝・千島海溝巨大地震での津波を防ぐブロックの設置は

教育長に対して、①幼稚園、小学校、中学校、高校の避難訓練実施状況、避難経路は（火災、地震）以上です。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

藤山議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、避難路の管理状況については、現在避難路としている高台への階段等は、町が設置したものと北海道が治山工事で設置した管理用の階段となっており、春と秋の2回随時避難路を確認し状況に応じて草刈りを実施しておりますが、冬期の対応、獣対策については実施しておりません。

2点目の、一人では動けない方の避難対策については、津波からの避難は迅速に高台に避難することが基本となっておりますが、高齢者や障がいなどがあり1人で避難できない方は、地域の皆さんによる安否確認や避難支援等は重要であり、こうした避難行動要支援者にとってはとても心強いものと考えます。

国や北海道、町などの行政機関が行う公的支援には限界があり、特に災害発生直後の安否確認や避難支援等には地域の皆さんのご協力が不可欠となります。

なお、当町においては避難行動要支援者名簿を作成し、各地区民生委員、町内会連合会を通じて各町内会長と情報共有を図っているところであります。

3点目の、新たな避難路の整備については、今後の津波対策を検討する上で、避難路の整備、一次避難先での備蓄コンテナの整備等も含め、様々な対策について検討を進めていく必要があると認識しております。

4点目の、津波を防ぐブロックの設置については、基本的には海岸管理者の北海道が事業主体で整備すべきものとなっておりますので、引き続き地元の要望を聞きながら実施に向けて要請を行ってまいります。

当町においては、令和6年度に津波対策を推進するため地域や町内会単位での避難対象人口などの基礎調査並びに避難の方法や必要となる津波避難施設の規模や内容を検討するための調査を行う予定としており、これら調査に基づき「津波避難対策計画（仮称）」を策定し津波避難対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

藤山議員のご質問にお答えいたします。

福島幼稚園では、年2回、避難訓練を実施しており、避難先につきましては、火災は屋外、地震・津波は月崎ニュータウン広場を指定しております。

また、各学校では、年2回、火災と津波を想定した避難訓練をそれぞれ実施しております。

地震・津波の場合の避難先につきましては、福島小学校は総合体育館又は福祉センター、福島中学校は校舎3階、吉岡小学校はメモリアルパーク、福島商業高校は校舎屋上を指定しているところです。

○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

道では、北海道から岩手県にかけての沖合にある千島海溝と日本海溝で巨大地震と津波が発生した場合の市町村毎の死者数などの想定を公表しました。

道南では最悪の場合、10の市と町で津波による死者が5万4千人余りに上る一方、迅速に避難を行えば大幅に減らすことができるとされています。

日本海沿岸沿いでマグニチュード9.1の巨大地震の発生した場合、道南では太平洋沿岸の各地で津波が押し寄せ、函館市では最大8.7メートル、最も高い場所で鹿部町で最大11.9メートルに上ると想定されています。

この想定に基づき、道は自治体毎の被害想定をまとめ、福島町においても地震が夏の昼間の想定、冬の夕方・深夜の想定で夏の昼間では350名、冬の夕方では370名、深夜では370名の死者が、負傷者

についても夏の昼間が80名、夕方では70名、深夜で50名と想定されています。

一方、迅速に避難・整備を行った場合に被害を大幅に減らすことができます。建物の被害は津波と地震の揺れ、それに液状化によって福島では490棟の崩壊が想定されます。

想定については、道は住民の避難を軸に避難施設の整備などを進める総合的な対策により避難を少なくすることとしています。町としても迅速な対応が求められていますので、一人でも多くの生命を守るために避難路の整備・補修、新たな避難路の整備は最重要と考えます。

1点目の避難路の除排雪については理解はしました。報酬については現地に足を運んで確認や地域住民からの聞き取りは行っているのか伺います。

冬期間の対応、獣対策は実施していないとのことですが、何故していないのか伺いたいと思いますが、反問権が町長にあると思うので、私の方から考えを述べさせていただきます。

冬期間の対応、雪ですが、町内会でももらえるのが一番ベストだと思います。自助・公助・共助の役目の在り方があるなかで、職員の助け、除排雪業者への委託等も考えたなかで除雪できる時に避難路の除雪も頼めないのか伺いたいと思います。

獣対策として避難路のところにボックスを設置し、熊避けスプレー、懐中電灯の冬期間は獣の心配は少ないかもしれませんが、今年に入って冬眠をしない熊もいるみたいなので、爆竹等、音の出るものを検討してみてもと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今回、元旦に能登半島地震がありましたけども、状況を見ますと本当に我々も元旦の日にああいう事が起きるのかなというのが少しびっくりしていますし、だいたい元旦はのんびりしているのが常でありますけども、本当にそういったことがあるんだと。

ただ、議員おっしゃるとおり、避難路色々整備して色々備えることも大事ですけども、結果として能登半島地震の状況を見ますと、なかなかその避難路の道路すら寸断して逃げれない状況がありますので、我々としてはですね、我々というか私ですね、以前からずっと言っているとおり避難路はこれから回答にもありますとおり、これからきちっとまた本当に逃げれる必要な避難路を地域に入って、どういった所にどういったものをつければいいのかということは、これからしっかり整備をさせていただきたいと思います。

私はやはり逃げるのが大事だと思うんですね。やはり東日本大震災の時も「てんでんこ」という言葉もありましたけども、まずはやはり行動として逃げる癖を私はつけることがこれまで色んなことの方策、過去の経験から我々は学んでいるつもりでもですね、やはり自然に抗うことはなかなかできないんだと思うんですね。

今回も私、岩手の方に別件で行ってきましてけども、あれだけ高いものでも波が超えてくるという状況を考えますと、なかなか自然に我々が対峙することは、備えることはできますけども、ただそれを防ぐことができるかというところちょっと厳しいんだと思いますので、私はやはり、月崎の町内会なども避難訓練を一生懸命していただいていますけども、やはりそういったものを日常の中で「逃げる」というまず意識をつけていくことが大事だと思っていますし、確かに冬場の地震も想定していますので雪かきや獣対策も大事かもしれません。

私、本当に獣あたりは地震起きると多分獣の方が先に逃げているのかなという気がしていますので、そういったところの対策も重要かとは思いますが、まずはやはり災害時にこの2つの大きな地震をこの何十年の間に見て、やはり感じるものは、しっかり逃げるということをやるべきだと思いますし、また、自分で逃げられないような方は、やはり隣近所の支え合いが大事だと思うんですね。

なかなか我々町職員が色々災害対応、消防もそうですけども、そういう当日になれば、我々さえ消防職員でさえ被災する可能性がありますので、なかなかじゃあ直ぐ現場に行けるのかなとなると、なかなか難しいものがあるんだと思いますので、まずはしっかりと先ず自分で逃げる。そして、逃げれない方がいたら隣近所がしっかり手助けをして逃げるということが色んなマスコミ報道なりテレビを見て私は感じておりますので、是非、今これから町内会まわり色々させていただきますけども、そういったなかでまたしっかり、そういったところを強く訴えながら意識付けをしていければなという風に思っています。

○議長（溝部幸基）

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

わかりました。今回、町で執行方針で述べられていると思うのですが、ゼロカーボンシティを宣言したと思いますが、太陽光との自然エネルギーを活用した電源の確保で夜間避難を想定した誘導灯の設置の考えはあるのか伺いたいと思います。

2点目の、一人では動けない方の対応については、町の方針は理解しました。

私自身、災害起きた場合、先ほども町長言っていました、先ず私も自分自身を身を守るために迅速に避難、これは一番最初だと思います。そのあと、自分が確保したあとで家族・身内の安否と避難誘導、それと町内会対応、その次に消防団活動を優先順位と私はしております。

町長自身この流れから言っていたら、町長自身の優先順位と対応、流れを一応伺いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

ゼロカーボンの関係については今、計画をこれから作っていく段階でありますので、そういった細かいところまではまだ決めておりませんので、回答は差し支えさせていただきたいと思っておりますし、逃げる順番もあれですか、議員のやつがどう思うかということですか。それとも、自分が。

私はですね、やはり先程来申しましたとおり、やはり自力で逃げるのが一番災害に遭わない最善の方法だと思っていますので、まずはやはり、たまに何ていいますか、テレビなんかも見なくても助けに行っただけに流されるということもありますけども、まずはしっかり自分自身が安全なところに逃げることが私は第一だと思っていますので、そのなかで当然その家族もおりますから家族と一緒に逃げるといふことの声掛けなり色んなことをしていくことが大事だと思っていますので、そういった中でまた先程来ありました消防団なり色んな形のなかで、今度地域的なものとかそういった形のなかで、全体を被害に遭わないような形を取っていく方がいいのではないのかなと思っていますので、なにぶんですね、先程来何回も言いますが、なかなか突発的な災害というのは時間・季節全く関係なくきますので、なかなか色んなことを我々は地震来たらどうしようとかってやり取りはしますが、多分かなりその場にいますと混乱すると思うんですね。

実際、我々、奥尻ですかね、南西沖かどこかの時に私たまたま当時総務課にいましたので、実は藤山さんのお店に居た時にグラグラときまして、まっすぐ役場に走ったという記憶がありますけども、やはりそういった所から走れるといいですけど、うちみたいに塩釜に居ますとまずそこで家から出れない可能性も相当ありますので、そういったことを考えるとまずはしっかり自分の身を守ることを町民の皆さまに意識付けさせることが、くどいようですけども私は第一義だと思っていますので、そののところにしっかり力を注いでいきたい。その様に思っています。

○議長（溝部幸基）

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

3点目の新たな避難路の整備ですが、先般、町民と議員の懇談会において多くの方が避難路の確保が求められておりました。

特に沿岸沿いの方です。町有地であれば早急な対応をしてもらい、多くの生命を守るべきだとあります。道有地、国有地なら強く要望をお願いしてもらえばと思いますが、町長に考えをお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

避難路については1回目の答弁でも申し上げましたとおり、何て言いますかね、防災計画を立てた時に、やはり、ある程度緊急的に避難路を設定したきらいがあります。そういったことで、うちの場合は例えば日向含めて吉岡も含めてですけども、すぐ背後地が急斜面でありますので、そののところに従来畑に行っていた道路とかありますね。そういったところを治山工事した時に階段をつけてその道路の代わりにして歩いて畑に行っていたというところを極端にいくと避難路に指定しているという状況も何ヶ所かあるわけですね。だから、実際そこが本当にいざとなった時に逃げれる場所なのかというと、若い人は階段

があってもトントントン行くでしょうけども、やはり高齢者の人はなかなかそこを上っていくという  
ことはできないんだと思っていますので、今回計画を今担当をお願いしているのは、しっかり町内会に入  
って、まず、当然塩釜であれば、例えば塩釜神社の所が高台として一番逃げやすいわけでありますので、  
ただ我々がじゃあそこを海をかってそこ行くよりは、我々はすぐ家の裏山の畑に行った方が早いわけです  
よね。やはり、そういったものをきちっと地区毎に一番いい避難路、避難経路そういったものをお話しを  
しながら地域の方が一番やはり地域を知っていますので、そういったものを今般の計画の中で作っていく。  
そして、やはり避難路も今言ったようにどうしても福島の場合すぐ背後地がなります急な形になりますの  
で、それを少し緩やかにしていく方法が私は必要ではないかと思っていますし、また、冬になりますと先  
ほど言いました雪をかかなくゃないという状況がありますので、例えば、橋の所によく階段が上がって  
いく時に幌付いたりしますよね。ああいうのを例えば付けると、冬でも除雪をあまりしなくて上れるのかな  
という私の単純な発想ではありますけども、そういったものも例えば付けることによって冬場でも避難路  
として活用できるのかなという色んな考え方があると思いますし、今これだけ能登半島で大きな地震、そ  
の前には東日本大震災ありますので色んな形で今、日本全体がその災害に備えたものの考え方なり色んな  
手法を取り入れているんだと思っていますので、そういった先駆的な事例を見ながら福島町にあった避難  
路を是非作っていきたいと思いますし、また、避難した先にきっちり二次避難するまでの間の、多分、  
極端にいくと津波が引くまでの間そこに避難するわけですので、その一時的に寒さなり色んなことをし  
るような備蓄倉庫を設置しておきたいなという風に思っていますし、津波が引けば当然二次避難所とい  
うか福祉センターなり役場の方に避難することになりますので、そちらの方については今でも備蓄品なり  
色んな形で用意はしていますので、まずはその現場、すぐ逃げて避難した場所でどういった形のものが必要  
なのか。それは避難路であったり今言った備蓄倉庫だったりそういったものを地区としっかり相談しな  
がらやっていきたいという風に思っています。

○議長（溝部幸基）

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

4 点目のブロックの設置ですが、現状、何十年前から比べたらだいぶブロックが低く、これは津波による  
設置ではないと思いますが、だいぶ低くなっていると思います。

ここ数年、ブロックなどの積み上げなど行っていないと思うのですが、今の現状確認等されて津波対策  
としたら今の高さで大丈夫なものなのか。これは道なり国に要請するものであると思うのですが、この高  
さについては昔と比べたら本当に低くなっているその辺の確認はされているのか、一応確認したいと思  
います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

そこについては先ほど申しましたとおり海岸管理者が北海道でありますので、我々もしっかり同じよう  
なことを要望しています。今の高さで大丈夫なのかと。

だいぶ設置から、どうしても設置する場所というのは結構砂地が多かったり、磯場であればそんなに沈  
まないですけど、どうしても砂地だと沈下していきますので、ブロック自体があと何ミリちょっと飛ばさ  
れたり色んな形がありますので、我々としては出来れば二次防波堤みたいなものまでやってほしいとい  
うことを言っているんですけども、何せ北海道財政が厳しい状況で、なかなか我々が要望しても直ぐ対応し  
ていただけないという状況でありますけども、我々年に 1 回 2 回、北海道に現状を海岸に関する要望・意  
見交換等というものがありますので、そういったなかでしっかりと要望していきたいという風に思ってい  
ます。

○議長（溝部幸基）

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

町長に対して最後になりますが、町民が地震・災害に対して危機感や不安を抱いておりますので、生命  
と財産を守る対策の実現に向けて、国や道に強く要望をお願いして町民の不安を少しでも取り除けるよう  
お願いをして終わりたいと思います。何かあったらあれなんですけど、教育長の方……………。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

ありがとうございます。

今年、元旦早々から本当に悲惨な状況目の当たりにして、たぶん町民の方々も相当不安に思っていることだと思いますので、あまり熱が冷めないうちにですね、しっかりと我々も計画を作りあげて町民の方々に早く提案できるような形を、1日でも早い形で取って行きたいと思っておりますので、また、議会の方にも色々な場面で相談をかけるかもしれませんので、その際はまた色々な意見をいただきながら、より良いものを作っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

その次に教育長の方に聞いていきたいと思っております。

幼稚園等、年2回避難訓練等を実施しています。他の所に対しても年に2回避難訓練、災害訓練ですね。地震と火災等を行っているのですが、この小中、幼稚園から小中、高校まではちょっとあれですけど、避難訓練を合同で行ってみてはと思うのですが、その辺の考えってあるのかお伺ひしたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

自分も今回改めて避難先とかを見たらバラバラな感じもしてですね、やはりこの辺の情報共有はすべきだなという風に考えております。

しかし、それぞれの学校でカリキュラムが違ったり、色々その時間調整で大変な部分があるんだとは思いますが、その何年かに1回はそういう機会も作っていければなという風に思っております。

ただ、本当にその避難については、共通認識というのを幼・小・中・高と持ってもらえるような働きかけをしてまいります。

○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

というのはですね、要は下の子を上の子が面倒を見る、その流れで言っていったら本来であれば今回場所的にも避難する訓練の中ではニュータウンとか中学校の屋上、色々出ていると思っております。

けども、それはやはりある程度子供等が本当はまとまって動ければ一番ベストだとは思いますが、その辺もそうですが災害や地震の想定外ですね、要は、今回避難路として色々場所が出されている想定外の場所があともう一つくらい案が必要だと思うんですね。

例えばですけど、幼稚園からニュータウンに行くにあたって例えば想定外の事態が起きた場合にニュータウンじゃなくて何処かに行く、これは完全に書いている内容で言ったら1箇所だけの内容しか書いていませんよね。それ以外の例えばですけど想定外が起きた場合の案的なものは教育長側から何かその辺の考えがあるのかお伺ひしたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

各学校に避難マニュアルというのがございまして、それは各学校作っております。それで、避難については各校長先生はじめ、学校にある程度お任せしているというところがあります。

ですけども、例えば今回の調査で言いますと、幼稚園児がニュータウンまで逃げれるかということも考えれば、すぐ近くの中学校の3階に垂直避難した方がより近くて冬場なんか特に安心なんじゃないかとか、その辺の検討は再度していかなければならないだろうなという風に思っております、今回このご質問のおかげで各学校の情報・状況を色々把握できましたので、この把握した現況を各学校にフィードバックして、より良い避難計画みたいなのを考えてもらうように取り組んでまいります。

○議長（溝部幸基）

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

僕の経験上なんですけどね、福島中学校もそうですし福島商業高校も一応卒業生ではあるんですが、福島中学校の避難路の場所3階ですね、僕上がったことないんですよ。地震が無いから上がったことがないのは当たり前なことなんですけど、普段って地震あったら開けると思うんですが、これって開けて、今の現状、僕見たなかで避難した場合、何て言いますか高さのない危ない場所になっていると思うんですよ。上がったことがないので僕も分からないんですけど。高校に対しても高校の屋上に上がったことないんですよ。幸いなことに地震がなかったら上がったことがないのですが、その辺の避難路としての体制、要は3階の上に柵が付いていて大丈夫な形になっているとか、あとは、もし地震起きた場合に3階に上がって行けますか。何か鍵開けないと開けれない。その辺の確認もしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

福島中学校は3階建てなんです。今、藤山議員おっしゃっているのは屋上の話だと思うんですけど、さすがに屋上はピットみたいなものを入れていかなないと上がれないので、屋上には多分上がれないと思います。ただ、中学校は3階建てでございますので、その3階まで避難すると、多分あそこは海面から4メートルあって、3階まで避難すると5、6メートルあって、垂直避難で10メートルは避難できると海面からですね、思って考えておりますので、その3階までは温かい階段を通過して3階までは避難できるというそういう状況で。

ただ、小学校は2階建てでございますので、屋上までというのはなかなか難しいと思いますので、小学校の方では総合体育館または福祉センターということで避難路を決定、今、道路を定めているんですけど、ここもやはりすぐ隣に中学校があって、総合体育館は遠いわけではないので、そこでもいいのかもしれませんが、緊急度を考えれば本当に何分で津波来るとかということを考えれば、福島中学校は非常に有効な避難施設なのかなと思っています。

さらに、月崎の町内会で避難訓練があった時に、地元の町内会の皆さんにお話ししたんですけど、冬場とか夜間とか土曜日・日曜日とか学校開けない時もございますので、その時は校舎の一番左のガラスを壊して鍵開けて中に入ってくださいと。住民の方の命は学校のガラスよりも重いですからということで、どうぞそうやって入ってくださいという風なことをご説明しておりますので、その地域の皆さんの避難も含めて小中学生のことを、また、再度情報共有しながら計画を考えていきたいという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

抜けている部分、中学校の3階、屋上に普通に上がれますか。中学校ですよ、上がれますか。

要は、何か災害あった時に上がった場合に入っていけるのか。入っていった場合、屋上の周りが分からないんですけど、高さが20センチとかどうこうで落ちる可能性もあると思うのですが、その辺の災害の時に対する柵組みとかその辺も設置されていないのですが、とりあえず上がって、普通に上がって行けるのかだけ確認したいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

繰り返しますけど、福島中学校の3階は屋上じゃないんです。3階の上に屋上があります。3階建てなので3階は普通に教室がたくさんあります。だから、普通に3階までは歩いて行けます。

小学校は2階建てなので2階までしか歩いてはいけないんですけど、だから屋上は避難先としては小中学校の場合は考えておりません。

ただ、高校は上がるんだろうと思うので、こうやってしているんですけども、中学校は屋上は考えておりません。3階は普通に教室になっております。

○議長（溝部幸基）

1 番藤山大議員。

○1番（藤山大）

最後になります。私、先ほど合同訓練とか避難場所、今は小学校・中学校・幼稚園とか分散しているなかで、何かあった場合に一番避難に適している場所というのは中学校の屋上、ここが一番適している場所だと思うんですね。というのも、流的には子供等が避難した場合、上の子が面倒を見る、ましてや小学校も幼稚園も近いのであれば中学校の屋上が一番だと思いますので、今後検討を、中学校の屋上を検討して教育長の考えを伺いながら終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

あくまでも屋上ではなくて中学校の3階ということで、本当に議員おっしゃるように幼稚園も含めて非常に有用な垂直避難ということでは有用な学校であると思っています。

昨年、福島中学校で1日防災学校やりました。段ボールベッドを作ったり、プライバシーを守るのにテントを作ったりしているというのも町の防災訓練もやったんですけども、学校でもそういうことをやっておりまして、それに中学校でやったんですけどその時の意見に小学校とか幼稚園とかも来た方がいいよねという風な意見もありましたので、議員おっしゃるようにそこら辺、幼小中で一緒にやるとか近いので、そういうことも考えてまいりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

暫時休憩いたします。

---

（休憩 19時07分）

（再開 19時16分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

4番小鹿昭義議員。

○4番（小鹿昭義）

質問事項、青函トンネル補修工事の状況把握について。

町長に質問させていただきます。

第二青函トンネルの実現を目指して、町長を中心に活動を展開しておりますが、トンネル工事に従事した方をはじめ多くの町民から「開通から35年以上過ぎた中で維持補修も大変だろう。」「補修工事関係作業員が相当数入っているようだ」等の声を聞いております。

今や、青函トンネルは新幹線・貨物列車ばかりではなく、通信ケーブル・送電線設備など活用は多岐にわたり重要な役割を担っており、支障が無いよう維持補修を徹底しなければなりません。

青函トンネルに携わる工事関係者の当町に及ぼす経済効果も大きく、「第2青函トンネル実現」の気運を盛り上げる活動に連動させる観点からも、現状をしっかりと把握しておくべきと考えております。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構（JRTT）が保有し、北海道旅客鉄道（JR北海道）が管理・列車運行を行っている青函隧道（通称・青函トンネル：1988年3月13日開通）の現状、維持補修状況などについて、当町ではどのような情報を共有されているかお伺いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

小鹿議員のご質問にお答えいたします。

現在の青函トンネルは、昭和39年の着工から約60年が経過し、昭和63年の開業から36年が経過しております。

青函トンネルには、本坑のほかに先進導坑、作業坑等のトンネルがありますが、これらの一部において変状が確認されていることから、補修工事を行っております。

なお、工事の概況については、青函トンネルを保有している鉄道・運輸機構より、青函トンネルの補修工事が着手される前に工事概要の説明を受け、把握しているところでございます。

2030年度末に予定している北海道新幹線の札幌開業にあたり、第2青函トンネルの必要性・重要性は益々高まっていくと考えておりますので、引き続き、青森県今別町などと連携し、機運の醸成に向けた活動を「第2青函トンネル構想を実現する会」を中心に展開してまいります。

○議長（溝部幸基）

4番小鹿昭義議員。

○4番（小鹿昭義）

トンネル補修工事関係者からトンネル補修工事の内容は町に報告していると聞いていますが、トンネル工事をする人数も町の方で聞いているのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

毎年、町内の国道沿いに事務所を構えますので、その時に一応挨拶には来ていただいていますけども、ただ、今言ったような詳細までは我々も聞いてもいませんし、大体こういう形の先ほど言いましたとおり、どちらかという今本態態は何も傷んでいないという風に聞いていますけども、ただ、先進導抗なり作業坑が少し傷みが出てきている。特に電気関係がやはり海底でありますので、そういったものが傷んでいるという話を聞いてございますけども、今言ったところについては我々としては特段伺ってはおりません。

○議長（溝部幸基）

4番小鹿昭義議員。

○4番（小鹿昭義）

それじゃあ答弁書に書いておりのことよろしいでしょうか。要は変状が確認されていることは、それと同じようなことなのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今年という形になりますけども、国交省の方の資料なども総合的に見させていただきますと、今年は火災検知器装置や大型排水装置の著しい劣化が進んでいるので、そういったものの補修、そういったものを予算をかけてやるという風に伺っています。

それと先ほど言いましたとおり、やはり先進導抗や作業坑の変状が発生していますので、そういったところに毎年多くの予算を割いてですね、今年は多分14億ぐらいいきたいと思いますけども、その辺の予算を割きながら補修作業をしているという風に伺っているところです。

○議長（溝部幸基）

4番小鹿昭義議員。

○4番（小鹿昭義）

2030年に札幌までの新幹線が開通になります。その後、第2青函トンネル実現するための活動も、もっと活発になると思います。JRの子会社の上の方が藤井先生と第2青函トンネル実現に向けて連携を取っているとも聞いております。私も微力ではありますが協力していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

我々もですね、なかなかコロナ禍の中で活動が少し滞ってございましたけども、実現する会、先般も私含めて議長含めて要望の方をさせていただきましたし、今、今別町との連携もしてございます。

ただ、この前、鈴木知事にお会いして色々第2青函のお話しもしましたけど、やはり、今は北海道がですね、我々は北海道の振興としてオール北海道でやっていかなければ駄目だろうという話をしていますけども、やはり、北海道の頭の中には今2030年の札幌延伸だけでいっぱいいっぱいというか、今それですねかなり当初の計画から予算が膨らんでおりますし、2030年も多分2年3年延びるだろうという

話をしていますので、我々はその2030年、そこを目当てと言いますかそこから多分潮目が変わってくるんだと思うんですね。

やはり、これまでは北海道民はどちらかというと新幹線をあまり東京行くにしても、我々は今ほぼほぼ新幹線を使いますが、札幌方面の方々はほぼほぼ飛行機で東京方面に行かれると思いますけど、今度は多分2030年、年数延びたとしても札幌延伸になりますと、かなり新幹線を利用する方々が多くなってきて、その新幹線の優位性なり色々な形を感じてもらえるんだと思っていますので、まずそのところを一つのターゲットとしながら、我々としてはしっかり要望活動を積極的にしていく。その段階にあまり遅れをとることなく、次の一手、要するに2030年札幌延伸なると当然旭川行くのか、今言ったように第2青函を掘るのかという話も多分なってくるんだと思いますので、そういったなかの選択肢として第2青函をしっかりと選んでもらうことが必要ですし、今言ったようにやはり大動脈が何かの拍子で新幹線が通れないということになりますと大変なことになりますので、そういったところもしっかり訴えながら、我々としては今年少し活動の展開を積極的にやっていきたい。そのように思っていますので、また、是非議会の方にも協力要請をお願いすることがあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

次に、5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

通告に従いまして、町長に一般質問させていただきます。

石川県能登半島地震を受けて当町の防災対策は。

災害は、時と場所を選ばず、いついかなる時でも起こりうる事を思い知らされた2024年の年明けの地震であった。

災害に遭われ亡くなられた方、またこの度の地震により関連死された方々には心よりお悔やみを申し上げると共に家屋倒壊やケガをされた関係者の皆様にはお見舞いを申し上げるものです。

さて、この度の地震災害に於いては様々な面で2011年3月11日の東日本大震災を思い出されてしまった町民の方々も多かったと思います。家屋の倒壊、地盤の液状化、市街地の火災、津波、山間部の土砂崩れ、水道の断水、電力の停電など13年前の日本観測史上最大規模の地震と同等と思われませんが、港などの海岸線の隆起など違った様子も見られました。

この度の地震を教訓に当町として今後、日本海溝・千島海溝周辺地震に対してどの様な防災対策をすべきと受け止めたのかお聞きしたい。

また、避難された方々に対しての一時避難所の状況はテレビ等で見る限り13年前と類似した点も多くみられました。その一時避難所のプライバシー保護と避難町民の体調維持の方策など、もう少し工夫できないものかとも考えましたが当町としてどの様な対応を今後すべきか考えを伺いたい。

さらに災害に対する施設整備は確かに必要で大事ですが、一方で過大な施設整備投資は、「誉は毀りの基」と言われるようになり兼ねない中、今一度、自助・共助・公助の役目とあり方について、町民と確認し合う必要があると感じますが、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

答弁の前に、この度の能登半島地震により犠牲になられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災地の1日も早い復興、そして被災された皆様の生活が1日も早く平穏に戻られますことを心からお祈り申し上げます。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては、老朽家屋と高齢居住者が多かったことにより、家屋倒壊による被災、地盤隆起に伴う道路・上下水道などの主要インフラの深刻な被災と地域分断、津波による沿岸地域の被災、火災延焼による面的な被災、避難場所が機能しないことによる関連被災など、複合した災害が深刻な被害をもたらしました。

ご質問の1点目については、2011年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を経て、この度の元日に発生した能登半島地震を目の当たりにして、第一義に災害時の避難の意識づけの重要性を感じるとと

もに、地震発生後の復興に向けた道路、水道などのインフラ復旧の重要性及び必要性を再認識したところであり、平常時におけるこれらインフラの強靱化を怠りなく進めることが災害時の被害を最小限に抑える近道と考えております。

2点目の避難所に関するご質問ですが、避難時における集団生活は、衛生面やプライバシーの面で負担に感じる方も多く、プライバシーを確保することが大きな課題であると認識をしております。このため町では、プライバシー空間を確保できる仮設テント型避難ルームや段ボールを使った簡易パーテーションなどの備蓄品の整備を計画的に行っているところであり、今後も実施してまいります。また、こうした備蓄品については、感染予防対策にもつながってまいります。

避難者の体調管理については、避難所生活では心身に様々な影響を及ぼしますので、まずは一人ひとりが自覚を持って健康管理に心がけてもらうことが重要です。そうしたうえで、医師や保健師などの医療従事者により避難所を巡回して避難者のフォローアップができる体制を整備することが必要でありますので、災害時には国や北海道と連携しながら体制を構築してまいります。

3点目の自助・共助・公助の役目とあり方については、この度、福島町も国の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」（地震波避難対策特別強化地域）に指定されており、当該地震が発生すれば、大きな被害が発生することが予想されますので、地区別に「避難行動要支援者の避難をどうするか。」、「積雪寒冷期の対応はどうか。」などを確認・検証するとともに、必要な避難施設の検討や地域ぐるみの支援について地域の皆様と意見を重ね行政の考え方も理解していただきながら、実効性のある津波避難対策を検討してまいります。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

ありがとうございます。

この度の地震に関しては13年前の東日本大震災と違って、1月元旦、まさに真冬、今年は雪が少ないとは言いながらも真冬での発生で、しかも太平洋側、13年前は太平洋側の方の気候的にも比較的放射能は別として、比較的季節的にもこれから暖かくなるだろうという季節の中、能登半島の場合はこれからまさに冬になるということを考えれば、もし、これと同規模のものが当町で起こった時に、どうしても我々は災害という自分の都合のいい季節を思い浮かべて逃げる・逃げない、こういう感じを受けるわけなんですけども、まさに時も選ばず正月そのさなかに真冬に起きるという備えも考えておかなければならない。この様に思うわけですね。

それで、テレビなんかで見えていますと13年前の東日本大震災と何かすごく類似しているのは、体育館に避難された方が相変わらず体育館なんかの広い所に段ボールを敷いて、しかも、靴を履いたまま避難している。それで、トイレなんかも相変わらず足りないという状況を見ると、13年前の教訓はどこにあるんだというのを強く感じました。

それで私は、当町はそういう面では東日本大震災の時も災害というものについては考えただろうし、それから何年かして日本海溝・千島海溝の災害指定地域にされていますから、今回の能登半島を受けて、これから何を教訓として当町は考えて、この第6次総合計画の中で災害対応をしていくんだらうということで質問させていただきました。

そのなかで、仮設テント型のものもありますし段ボールを使ったパーテーションを用意する、簡易ベッドも用意する。今日はテレビの放送を聞いていたら、ちょうど前半終わって家に帰る途中にラジオを聞いていたら国の簡易ベッドの在庫が7千個しかないそうなんです。それで、厚真地震の時には1,500個使ったということです。それで今は2千個を能登半島に送っていると。それだけやはり物資も足りないし作る方も足りないということであるならば、私は決して福島町、いま急にそのパーテーションなり簡易テントを準備も避難する町民の方を思って、このぐらい用意しなさいということではなくて、徐々に徐々に準備することは必要ではないのかなと思うんですけども、その準備態勢というか、その準備するものの考え方等についてまずお聞きしたいのと、それからこのまず第一に今回の能登半島で、福島町にもしそのような津波なり揺れがあった場合に、どう違うのか、どう違ってくるのか。能登半島沖地震と類似点もあるかもしれませんが、それなりに相違点も出てくるのかなと思うんですけども、それはどういう風に思っているのか、その2点をまずお聞きしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

直近でいきますと、本当に東日本大震災の時にですね我々はどちらかというと海峡ですので、僕はよく都合よく、都合いい時は日本海側だし、都合いい時は太平洋側だというお話しをさせていただくんですけども、なかなかこれまでも色んな私も地震を経験しておりますけども、ただ、古い町の町史なんかを見るとですね、これまで本当に福島町は幸いなことに大きな津波に遭っているのが少ないんですね。本を見ますと160年ぐらい前にそれこそ大きな津波が来て、少し犠牲があったという記述があるだけで、これまでそういった津波で被害を受けたという経験がないんだと思っています。ただ、その分やはり少し自分も含めて油断をしているのかなど。

ただ、この元旦の状況を見ますと本当に何時どこで何が起きてもおかしくないような今、地球環境にありますので、そういった意味では我々いま東日本の時にとりあえずある程度備えをさせていただいたつもりでありますけども、それが本当に万全な体制なのかどうかというのは、もう一度やはり検証する必要がありますし、今は千島海溝・日本海溝の中でこれから福島町にも大きな津波が来るという予測がされてございますので、それが例えば現実になった時にどの程度のものが必要になるのかということは、しっかりやはり専門家の意見をいただきながら北海道と相談しながら、我々検証してそれに備える必要があるんだと思っていますので、その準備については今年1年かけてしっかりそういったものをこれからやらせていただきますので、そのなかで色んなものを揃えていく形になって行くんだと思っていますので、そのスケジュール感なりそういったものをしっかりと整備しながら備えていければなという風に思っているところであります。

それとあとですね、先ほど言いましたとおり、なかなかその準備体制といいますか、今回の能登半島地震を見てもあれですけども、多少ですね我々はやはり能登半島とは多少違いがあるのかなという気がしております。

ただ、福島町の場合も本当に国道228号線一本線のところしかありませんので、そういった意味では孤立化する可能性もありますので、そういったなかで当然しっかりとした準備体制を整えていく必要があると思いますので、これについては本当に何度もいいますが、意識の中でやはりしっかり逃げる体制を整えつつ、その地域単位の中できっちり体制を整える。そして、全町的な体制を整えていくことが私は一番理想ではないのかなと思っていますので、そういったなかでしっかりこれからも準備をしていきたいと思っておりますし、そういったなかで今年1年色んな形で地域にも入っていきますし、また、色んな場面・場面で議会の方にも当然、提案をして意見をいただいくことになりますので、そういった中でしっかり対応していければなという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

本当に先ほどの藤山議員の質問にもお答えされておりましたし、地震の時には本当に親も子もなくそれぞれに逃げた方がいいよというのは教訓として植え付けていかなければならないし、この度その地震で能登半島沖の地震の放送を聞いているとNHKアナウンサーの危機に迫るような放送は、まさしく我々の震災に対する気持ちを改めて危機感を感じさせるアナウンスだったなと思います。

是非、当町もそういうことがあったら、いつも穏やかに言われている防災無線の放送じゃなくて、是非、危機感の迫る放送で流していただければいいのかなと思います。

ちょっと話し戻りますけども、その簡易テントなり、それからパーテーション、段ボールで作ったものでやるんですけども、私は1回に揃えないで、都度・都度定期的にやはり簡易トイレなりそういう極端に集めるのではなくて、少しずつ集めた方が一番無理なく対応できるのかなと。集めている最中にその都度状態が変われば、いくらでも臨機応変に対応できるという姿勢は、何時来るか分からないものに自分で想像した過大な準備をするというのも、これまた地震が来ないのに越したことないですけども、来ないで残れば無駄な物、くれば来たでよくやったという感じの状態のものですから、そこら辺はやはり時間をかけて少しずつその時々合ったものを用意すべきじゃないのかなと思います。

また、自助・共助・公助この考えについても今回の能登半島の地震を見ますとですね、地域の方々みんな

な有難いという言葉をまず言っております。これはかなり地域意識が高いなと思うんですね。その地域に住んでいて、まず最初に出てくることは「こういう風にしてもらって有難い」と。

やはりそれは、当然、自分がやるべきことはやったんだと。けども、地域の人達にも手伝ってもらってやったんだと。それでもできないから自衛隊なり消防団なりが来てる。ましてや、被災をした公務員、地元の役場の方公務員の方も被災している職員もいる中でも私達のことをこの様に心配してくれたということに対しての有難いことだという気持ちが自然に言葉から出てくると思うんですね。

これは、やはり地元の共助というんですかね、そういう連帯が出来上がっているという風に凄く道徳心の高い地域性をテレビの放送から見て感じるわけですけども、やはりそれは1日で出来るものでもないですし、当然やはり町民と行政の方々のやり取りが必要になってくると思うんですね。ですから、その災害の準備をするのも物を買って準備するのも大事ですけども、やはりそのメンタルな面でそういう面をもっと地域の方々と育てていくという意識づけの方が反対に私は大事だと思うんです。そういう準備をやはりこれから是非して行ってもらいたいなと、この様に思います。

それからですね、道路の方は町長が言われました確かに松浦白神間、これはもう風吹いただけで石が落ちてくるような状況ですから、今は松前と大沢地区を含めた防災道路というのは計画されているみたいですけども、それを進めるというのもそうですけども、ちょっと気になったのは岩部地区、これから観光活性化ということで考えていますけども、もしも、この地震というのは時と場所とあれを選ばないというのであれば、もしも観光している方が岩部地区に行って、そのような事案が発生した時という、もしも、もしもで考えるときりが無い話なんですけども、やはりそういうものも町民の方なら船使えばいいだろうとかそういうことが分かるんですけども、やはり観光客なり町外の方にその施設を利用している方々にも、やはり目に見えるような防災対策というのは私は必要だと思うんですけども、そこら辺の考え方についてもお聞きしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

やはり今回つくづく感じるのは、やはりきっちり意識して逃げるといいますか、まず起きた瞬間に、もう逃げる準備といいますか、その行動を取るか取らないかで生死が分かれているのかなと。東日本の時もそうでしたけど、やはりちょっとした分かれ目で生死が決まるみたいな動向がありますので、我々としてはやはりしっかりと先ず自分で逃げる。そして、先ほど言いました自助、自助というのはそういう形の中で先ず自分で自分の命を助けるんだと。そして、地域の人方に自分ができないのであれば、地域の人達に助けていただく共助という形になるんだと思うんですね。

そして、ある程度地震が落ち着いた時に初めて公といいますか、公に助けていただくという形が今回も見えてつくづく感じる場所がありますので、まずはしっかり町民の方々が色々な形のなかで逃げる心構えをしていただくという形が大事だと思いますし、そのためにはやはり町内会毎の避難訓練をしっかりとやっていただくことが、まず意識に繋がっていくのかなと思っています。

ただ、そうは言ってもその町内会自体もなかなか今、人が足りない状況で町内会の役員すらなかなか手当てできない状況がありますので、なかなか我々が声をかけてもですね、できる町内会、できない町内会がありますけども、なるべく1年に1回は各町内会にそういう集まって何か皆で話をする訓練と称して、まずは色々なコミュニケーションを取ることが次に繋がっていくのではないのかなと思っていますので、そのところをしっかりと対応して行ければなという風に思っているところでもあります。

そして、まさに岩部は今色々な形で、これから今岩部クルーズも既に受付を開始しておりますけど、相当数予約が入っている状況であります。そういったなかで災害時に今一番問題になっているのは、その観光客の避難をどうするか。そしてまた外国人がどういった形で避難をするかということが色々な課題としてありますので、我々自体も岩部は特にあそこに水源地も持っておりますので、色々な形でこれから災害が起きた時に岩部それこそ一本道路しかありませんので、塩釜・浦和・岩部という形でその集落をどう守っていくかということも課題になるんだと思っていますので、そういった所の課題をきちっと整理をしながら、これから今計画を立てていこうとしております防災の新たな計画の中にそういったものも包含しながら、方策を見つけていければという風に思っているところでもあります。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

共助という点についてはこの間、私達町民との懇談会のところで月崎に行って、今日いらしてはいますが、かなり地域ぐるみできちっと担当を決めて、しかもそれがきちっと組織化されているような状況のなかで、これは凄いものだなと思いました。

そのためにはそれにすがる素直な気持ちというか、共助をする人に対しての素直な気持ちを自助としても持たなきゃなんないという気持ちも、やはりあのぐらいやっていると芽生えてくるもんなのかなと、このように思います。それは先ほどの話しであれなんですけども。

今度は介護の話しですが、先ほど熊野議員からも色んな介護の話し出していただいているんですけども、今回の地震災害でやはり何が困ったというのは水と電気とそういうものなんです。

その震災の揺れの規模にもよるんですけども、仮に自宅で被災遭われて自分一人で生活するのが大変だという時になると、町長の最初のご答弁のとおり、保健師さんなり何なりが行ってフォローアップしてくれるというのは分かるんですけども、例えば施設が完全に機能しなくなった場合、こういうことも想定しなければならぬと思うんです。ただ、その施設に居るから大丈夫ではなくて、その施設の機能が使えないということになると、その機能を使える他の施設に入居者を移さなければならぬということを感じるわけです。

そのようなことは今回自衛隊のヘリコプターで大阪や違う所に運んだというので何とか対応していただきましたけども、実際には何もそういう協定は無かったわけですね。

国のある程度その配慮でその様なことが行われた。これはやはり、これから福島町でそういう例えば福島町も松前町も知内町も木古内町もそうでしょうけども、やはりその施設として被災に遭わなかった災害に遭わなかった施設をお互いに、こういう場合は壊れた時は共有するというのも私はこれから話し合われていかなければならないと思うんです。

是非、町長にですね、せめて渡島西部四町の町長さん達と是非これは話していただきたいんですけども、お互いにそういう風になった時の助け合う協定は、協定と言えば大袈裟かもしれませんが、道路が寸断されていない状態で行くのであれば、そういう連携というか、そういうものは私は必要になってくると思うんです。

発生した時に、「どうする、こうする」っていう右往左往するよりも、この様になったらこの施設の人は何人こっちに移す、何人こっちに移す、移った所では部屋ではなくて廊下でもいいかもしれませんが、その壊れた施設が直るまでの間、緊急的に受け入れる体制づくりというのやはり私は4町、あとは函館市含めて、私は函館市はもし今回の日本海溝とか千島海溝になったら大変なことになっていると思うんです。反対に我々よりも。だから、せめて4町だけででもそこら辺の対応というのを、是非、話しする機会を設けて協議していくべきじゃないのかなと思うんですけども、その考えを聞いて最後の質問とさせていただきます。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今回の能登半島地震を目の当たりにしていると色んなことが考えられるのかなと思っています。それで、実は私、議員おっしゃったようなことを、既にこの4町の町長と色々お話しをさせていただいております。それで本当は先般ありました広域の議会で挨拶の中にそれを包含しようとしたんですけど、ちょっと直前に私割愛させて、もうちょっときちっと整理してから喋るべきだなということを思いがあって、ちょっと立ち止まったことがあるんですけども、ただ、今、災害にとられることなく、今この渡島西部四町で広域行政、今、消防とゴミとし尿をやらせていただいています。

ただ、今色んな形で合併の時に色々模索しましたけども、なかなか合併というのは色んな町のできた経緯もあって、できないのかなと。ただ、これからはこの人口減っていく中で緩やかな広域、新たな広域の在り方を模索していかなければ、1町で何もできないことが色んなことが多分病院だったり学校だったり色々今の老健施設だったりそういったものが、私は発生してくるのかなという思いがありまして、まず、この4町の首長の中できちっと将来に向けた在り方を少し新たな広域の在り方というものを、検討する時期にもう来ているのではないのかなということで、実は隣の西山町長などと色んな機会を話をして、

そうだなということで意見交換させていただいております。

確かに今は議員おっしゃるとおり、本当にこの災害起きた時にこそそういったものが効果を発揮してくるのかなと。そういう要するに広域行政だけでなく、色んな形で自分達の足りないところを補う、通常だけではなくてこの災害時に本当にこの4町が全部災害に遭うわけではありませんし、多分、福島が駄目でも松前が助かるという状況もあるでしょうし、知内・木古内がまた我々とまた違った状況に峠越してありますので、そういった意味では可能性としてそういう受け皿としてなり得るんだと思っていますので、やはりそこも常日頃からそういう話をしていないと、なかなかいざとなった時に、じゃあ手続きがどうだとか、構えてばかりいて事が進まないということがあるんだと思いますので、やはりそういったことを常日頃広域行政のなかで例えば災害にあった時に老健施設を融通し合う方法がないのかとか、先ほどの介護1つ取っても同じだと思うんですね。介護のヘルパーさんが足りなくなった時を単町でこれまで賄っていたものを、例えばケアマネ一つ取っても4町のなかで今度融通し合うということが、可能性としてあるんだという風に思いますので、今、是非、提言をいただきましたので、我々常日頃、渡島西部四町参与幹事会を通じながら、いつも意見交換をしていますので、そういった今日いただいたような意見を前向きに捉えて、今、松前の方も新しい町長が誕生しますので、その後にもしっかりとこれから我々そういった方向性を議論できるような素地を作っていきたいという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

以上で、一般質問を終わります。

---

◎延 会 の 議 決

---

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

来週11日（月）は午前10時から開会いたしますので、定刻までにご参集願います。

---

◎延 会 宣 告

---

○議長（溝部幸基）

本日は、これで延会いたします。

どうもご苦労様でした。

---

（延会 19時59分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 熊 野 茂 夫

署 名 議 員 平 野 隆 雄



## 令和5年度

# 福島町議会定例会3月会議

令和6年3月11日（月曜日）第2号

### ◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 議案第77号 第6次福島町総合計画の変更について  
議案第79号 第9期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について  
議案第66号 福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第72号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
議案第73号 福島町介護保険条例の一部を改正する条例  
議案第87号 福島町財政調整基金の積立金の処分について  
議案第80号 令和6年度福島町一般会計予算  
議案第81号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計予算  
議案第82号 令和6年度福島町介護保険特別会計予算  
議案第83号 令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第84号 令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算  
議案第85号 令和6年度福島町水道事業会計予算  
議案第86号 令和6年度福島町浄化槽事業会計予算  
(予算審査特別委員会付託済)
- 日程第4 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について  
日程第6 発委第11号 福島町長の専決処分事項指定条例の一部を改正する条例  
日程第7 発委第12号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出について  
日程第8 令和6年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について

### ◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 一般質問

### ◎出席議員（9名）

議長	10番	溝部 幸基	副議長	9番	平野 隆雄
	1番	藤山 大		2番	杉村 志朗
	3番	佐藤 孝男		4番	小鹿 昭義
	5番	平沼 昌平		6番	木村 隆
	7番	熊野 茂夫		8番	(欠員)

### ◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	小鹿一彦
総務課長	住吉英之	企画課長	村田洋臣
産業課長	福原貴之	町民課長兼吉岡支所長兼会計管理者	深山肇
認定こども園福島保育所園長	吉能佳織	福祉課長	小鹿浩二
建設課長	紙谷一	福祉センター次長	(石岡大志)
教育長	小野寺則之	事務局長兼給食センター長	石岡大志
農業委員会事務局長	(福原貴之)	選挙管理委員会書記長	(住吉英之)
監査委員	本庄屋誠	監査委員	高田重美
監査委員補助職員	(鍋谷浩行)		

---

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷浩行	議会事務局議事係長	福井理央
議会事務局議事係	角谷里紗		

---

(開会 9時58分)

---

## ◎開 会 ・ 開 議 宣 告

---

### ○議長（溝部幸基）

おはようございます。

先週に引き続き、会議を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

---

## ◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

1 番藤山大議員、2 番杉村志朗議員を指名いたします。

---

## ◎一 般 質 問

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、引き続き、5 番平沼昌平議員。

### ○5 番（平沼昌平）

「気候変動から来る今後の養殖コンブ業について」、町長に質問させていただきます。

異常気象は、世界各地に於いて陸と海の異変を引き起こし年々影響が大きくなっております。全国的な影響、北海道における今年の冬の積雪量を見れば否応なく異常気象を強く感じざるをえません。

昨年末に北海道新聞の特集記事の中に気候異変、第一部・『昆布だしがなくなる日』の記事を読ませて頂き、当町の養殖コンブ事業に対して強い危機感を抱いた関係者も多くいたと推察しております。特集記事では、気候異変の点について、日本の「出汁文化」に欠かせない天然コンブの現状と未来像を取り上げ、養殖コンブに於いても海水温上昇の影響と思われる要因から様々な弊害が発生し、収穫時期・作業効率にも大きく影響が出だしていることを指摘しておりました。

天然真昆布の日本海側の生育地の南限は現在、津軽半島北部の権現崎まで迫っていると言われており、天然真昆布が減少する中、安定した生産を支えるのが養殖コンブであります。海水温上昇はその養殖昆布にも影響が出ているのではないかと心配しております。長い歴史から見ても世界的な気候変動と海水温上昇は急激に改善することはなく、簡単に改善されるものではありません。

今、当町は種苗施設も完成し安定生産を進めるにあたって、陸上での養殖・海水温にあった海上での新たな養殖産品を見出す事も必要と考えるが考えを伺いたい。

### ○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

### ○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

当町の基幹産業である水産業はイカ釣り漁業を中心に発展してきた歴史がありますが、昭和40年代に漁船漁業からの転換による事業展開として昆布養殖漁業が始まり、現在は、前浜漁業の主力となっております。令和5年度の地元生産額、約9億円の65パーセントを占める6億円の水揚げとなっております。

町では、この前浜資源を持続的に守るため、令和5年度に総合的な種苗センターを建設しており、この4月から本格的に稼働し、生産の確保、維持に努めているところであります。

ご質問の気候変動、特に、近年の高水温が昆布養殖に与える影響については、私たちが懸念しているところではありますが、生産者等からは現時点での大きな影響は出ていないと伺っております。

しかし、一方で養殖昆布へのヒドロゾア付着が早まるなどの対応として、昨年より収穫時期を早めるな

どの対策を行っております。今後、包括連携を締結している北大水産学部、はこだて未来大学や試験研究機関などの関係機関と連携を図り、早期に対策を講ずる必要があると認識しております。

なお、陸上での養殖や海水温にあった海上での新たな養殖産品については、現状では厳しい状況にありますが、生産者や漁協と話し合いをしながら、必要に応じて可能性について、模索してまいりたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

今お答えいただいた内容では、生産者から別に現時点ではそんなに影響を感じていないということですので、それはそれで良かったのかなど、この様に思っております。

また、現状として海水温の上昇等、これからさまざまな問題も現に私は出てきていると思うんですけども、今行っている令和5年度で計画しておりました昆布の養殖省力化の検討計画、それも令和5年度末で大体計画策定が一応完結したというか、あとは、地元漁業者等で検討していかなければならないでしょうけども、その様々な面を考えると、今やっている養殖昆布事業が将来的には作業する方も高齢化になる、作業員も少なくなっているという現状がすでに出だしているなかで、それに加えて、どういう風になってくるかは分からない気候変動によって生産産品の売上がどんどんどん下っていくということになると、やはり何らかの手を加えていかなければならないというところから、この一般質問をさせていただいたわけなんです。

そのなかで、やはり、確かに陸上養殖・海面養殖新たな事業を進めるということになると、それなりに経費も掛かりますし、特に陸上養殖に関しては様々な経費それから開発経費それぞれ掛かると思うんですけども、この先に言ったその労働力不足あるいは高齢化、それをまた追うような異常気象のことを考えると、ある程度は私は将来的な面を踏まえて模索していくことも必要じゃないのかなど。

そういうことは生産者自ら考えるわけじゃなくて、やはり行政としてその方向性だけでも一応見出していくべきじゃないのかなという風な考えでおります。

その点を踏まえて、果たして生産者が今の状態では何ともないんだと。じゃあ5年後、10年後どういう風になるんだろうという風な考えを持った時に、今までも産業を生産作り出す時は行政としては5年10年後を見据えたなかでの考えを示していきました。

今回の答弁では現状は大丈夫なんだと。これから考えるのも、ちょっと今ためらっているような状況だというような回答ですけども、将来的な点について検討するかしないか、それだけで結構ですのでお答えいただければと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

答弁については少し緩やかといいますか、回答させていただきまされたけども、ただ、自分の気持ちの中ではかなり危機感を抱いているのは本音でありまして、先般、先週ですけども、北大水産学部の学部長のところをお尋ねして、我々のその現状について今少し協力体制を取っていただけませんかということを、実は相談に行ってきたところであります。

今、北大水産学部の方では地域産業共創センターというところが、そういったところを担っていただく、そしてまた具体の例としては、もう既に函館市さんと函館市の南茅部も昆布が主流でありますので、我々と同じような形で私も最近、漁師さんから聞いているのは種がなかなか採りづらいんだということを聞いていて、母藻になる昆布が天然ですので、そこが少なくなってきた、なかなか苦労しているという話を以前伺って、そしたら今回北大に行きましたらまさに南茅部が今その状態がかなり厳しいんだということで、今回たぶん新聞報道もされていると思うんですけども、母藻を北大と道総研などが水試も入ってですけども、そういったものを今種苗生産に向けたものという形がいいかどうか分かりませんが、そういう研究をしているんですね。

そういったものを例えば、もし母藻から種が採れなかったら、そういうものを使わせてほしいという相談も何か来ているという話もしていて、その中でやはり南茅部から比べると我々それより南、特に日本海から入って来る潮の流れがありますので、そういった意味から考えますと福島の方がより水温が高くなる

可能性があるんだねという話を先生ともして、できれば我々も今、昨年予算をいただいて省力化の関係もやっていますし、色々な形で将来この浜の主力になっている昆布が安定的にこの6億の生産が30年40年続けるためにどうするかということの力を貸していただきたいということをちょっとお話しをさせてきて、新年度では予算ありませんけども、今後、議会の方に相談しながら予算をいただきながらやっていきたいということを、ちょっとお話しさせていただきました。

そして、まさに去年、私、漁組の方の若い人達に特に入っていて、昆布の省力化それは一つは若い人達に自分達がこの30年40年ここで生活していくための問題提起として私出したつもりで、それが即ですね、効果が出るとかそういうことではなくて、やはり色々な今温暖化の問題も含めて、やはり色々な課題があるんだという風に思っていますので、そここのところの問題提起として、やはり自分達の場合は自分達でしっかりやらないと、なかなか行政が先導を切っても、なかなかやはり本人方がその気にならなければ難しいんだと思うんですよね。海上養殖のものについても、私も水産の時に少しかじらせていただきましたけど、あの時もかなり町が試験的なもの、例えばヒラメだったり牡蠣だったりホタテだったり色々なことをやります。

ただ、試験期間中の際は協力してくれますけども、いざ、それを自分達のものとして生産に結びつけるために、漁師がその気になるかということ、なかなかやはり難しいという形が出ていますので、やはり行政としてはしっかりその方向性は作っていきたいとは思いますが、やはり、漁業者・生産者とその気にさせながら一緒にやらなければ、なかなか新たなものというのは難しいのかなと思うんですよね。この養殖昆布だって先人が40年50年かけて今の姿を作ってきているわけですので、そういったものに大事にしながらやっていきたいとは思いますが、ただそこに胡坐をかいてですね、この昆布がいつまでも安泰だということには多分今の状況を見ると、少し危機感を抱かなければならないのではないのかなと思っていますので、そういったものについてはなるべく現場の方ではなかなか難しいんだと思いますので、我々の方が今、包括連携を結んでいるそういう試験機関の知見をいただきながら、浜におろしていく形が私はいいのではないかと考えていますので、うちの方としても積極的にその辺は仕掛けながら情報提供なり状況を漁業者の方に提供できるような体制をしっかり整えていきたいなと思っていますところであります。

#### ○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

#### ○5番（平沼昌平）

大体そういう感じにしていかなければ、将来的には全く海から物が獲れなくなってくるという状況も、大袈裟な話ですけども、そういう状況も発生するのかなと。何せその和食ブームというんですか、世界的に見ても何かこの20年の間に海外での昆布の消費量が3倍くらいに増えているということで、その新聞なんかのあれを見ると中国では、日本みたく立派な厚い昆布ではないですけども、ワカメみたいな感じの昆布がかなり大量に、そして生産されていると。範囲も広ければ人も多くて生産量も毎年毎年倍増していると。それは全て和食文化につながって生産量が増えているということです。

ただ、日本の場合は特にも北海道の場合は一応ブランド化していますから、それなりに付加価値は深くなっているんでしょうけれども、その昆布のこと自体を考えても、なんてたつてこの海水温の上昇からくるそれが主な原因というわけではないでしょうけれども、さまざまな施策を講じながら、今は時期的に少し早くするとかそういう調整はしているみたいですけども、それで調整がきかなくなってきたら、どうするんだということにもなっていくと思うんですね。

ましてやこの昆布の省力化で今、町長がおっしゃるように10年20年先を見据えたこれからの昆布養殖事業を考えてもらうためのこの省力化事業とはしているものの、その10年20年後にはその養殖昆布の事業自体が、この気候変動によって、どうなってくるんだろうという不安視も一緒に考えていかなければならない。

このようなことを考えた時に、やはり、現場に出ている人達は今の状態では今の養殖業に対しては、もうそれ一本で他のことは考えるだけの余裕もないかもしれません。失礼な言い方かもしれませんが。

けれども、行政としては種類のこういうものもある、ああいうものもある、今の養殖昆布を使った、使っている施設を使って「こういうものもできますよ」「不随したものもできますよ」。例えば、それが海から上がってくるものだけでなくもいいと思うんです。陸上で使う農業のものでもいいと思うんですけども、何かしら生産の手助けするようなものにしていかなきゃなんないと。それから、海藻的なもの

であれば、やはり種類も考えていかなければならない。様々なものも今あると思うんです。

これは、私もあんまり漁師のこと海のことよく分からないんですけどね。分かったようなことを言ってあれなんですけども、例えばふのりとかってありますよね。それは今もの凄い勢いで海外でも養殖していますし、大変な量を出荷しているらしいです。これも養殖で。なぜだか分かりますか。

これは食事に対して、それから飲み物に対してもゼリーというものが凄い食生活に対して必要になってくる。何故かという、高齢者は飲み込むのにそのゼリー状にしたものが飲みやすいわけですよ。

これから高齢化が世界的にどんどん長く増えてくる状況にあつて、それから若い人達も今ゼリー状のものを飲んでますよね。そういう面でかなり生産量とそれから物が増えているそういう生産品が増えているらしいんです。その原料となるものが、やはりその我々という天草類と言うんですけども、これは専門用語で言うと「おおのり」と言うらしいです。

ですから、そういうものも、そういう種類もせめて種類だけでも、それから手法についても色々と、色々と色々とという言葉ばかりしか使うわけじゃないですけども、やはり行政としてその手法と製品と検討していくべき私は時期だと思うんです。

気候変動が海水温を影響させる。これは我々の間隔で言えばまだ先のことだろうとは思いますが、もうすぐ目の前に来ていますから、これだけはっきり異常気象が出ていて、はっきり海水温の異常が感じられる今この時こそ、行政の方では検討していかなければならないとこのように思うんです。

この間の新聞等でも何か津軽海峡から太平洋に流れる暖流の量が10年ほど前から見たら増加傾向にあるというような感じで函館水産産学連携交流会の中で函館市で何かそういう講習会があったみたいで、その流れ自体のものも変わってきているという状況を考えれば、私は外面は急がなくても内容は少し急ぐ考えを持っていた方が今後の当町の産業・水産業に対しては、主導権を握っていける一つのパーツになるんじゃないのかなとこのように思うんですけど、どうでしょうか。

#### ○議長（溝部幸基）

鳴海青春町長。

#### ○町長（鳴海青春）

私も議員と同じような考えで危機感を持っているのもそうなんですけども、私はやはり今これだけ昆布が浜の10億のうち6割方昆布とウニで主力になっていますけども、その以前はやはり福島はイカ釣り漁業がメインでした。ただ、誰もがこんなにイカが急激に落ち込むというのは想像していなかったのではないのかなと。やはりこれも温暖化なり色んな形のなかで、イカの生態系もはっきり解明されていないのもあるのかもしれませんが、これだけ水産が落ち込むということは、やはりこれまで津軽海峡を8月くらいにイカが通っていたものが通らなくなったという状況があるんだと思いますし、この津軽海峡自体は本当に少し他の海から見ると少し複雑といいますか、日本海から当然暖かい潮が流れて来て、反対に今度千島の寒い潮が今度北の方から日本海に抜けて行くという複雑な海峡の中で漁が営まれておりますので、我々としてもできれば一つの昆布に頼っているだけだと、この昆布が駄目になった時にどうするんだという話が当然出るんだと思うんですよ。

やはり、もう一つやはり保険ではありませんけども、そういったものを作っておかなければ、早晚、これが昆布が本当にほぼほぼ今、昆布の生産というのが北海道が主力でありますので、あとはこれが南に下ることがまずあり得ませんので、上に上がって行くというのが定説でありますので、そうするとほぼほぼ昆布が新聞の報道のように日本から消えていく状況になりますので、そういったところを先ず色んな形で防ぐ必要があるんだと思っていますので、そこを合わせて我々としてはやはりしっかりと知見を持っているところの先生方に相談をかけて、例えば種の種苗をもう少し暖かいものに耐えられるような種苗を作れないのかとか、例えば時期を早くすることによって暖かい水温に合わない時期に収穫を。例えば今の流れからいくと6月20日ぐらいから収穫始めるのを例えば5月の20日から収穫できるような昆布ができないのかということも、成長とのバランスもありますけども、そういったものの可能性がないのかどうかということも一つだと思います。

あともう一つは先ほども言いましたとおり、海上での養殖がなに可能性があるのかということになりますけども、なかなかこれは海上で養殖をやるといっても今の状況を見ますと、ほぼほぼ道内で養殖やられている半分はホタテ貝なんですよね。なかなか尻尾のついた魚というのは、餌代に金が掛かりすぎてなかなか難しい。あと、それとどうしても養殖の場合は区画漁業権の中で泳がせていただくことになりますの

で、今のように福島はほぼほぼ前浜は昆布で区画漁業権が占められていますので、空いている所というところから岩部の間という形になると、なかなか適地でないという状況になりますので、もう少し例えば昆布養殖の沖合で養殖が可能なのかどうかということが、試すこととしては出来るんだと思いますけども、そういったこともあって、先般、西川水産の社長の紹介で四国の方の宇和島に行ってきました、宇和島はこことだいぶ環境が違うといいますが、内海が相当数ありますので我々から見ると、かなり養殖の適地が多いんだという風に思っていますので、ただ、あの辺を見ますと、やはりヒラメの養殖だったり真鯛の養殖を積極的に仕掛けてやられていますので、そういったものをその時は宇和島の人ともちょっと合わせていただきましたけど、その宇和島の人でもその会社で働いていたことがある方で、色々とその養殖の話で情報提供いただきましたけども、北海道として福島としてそういったものが、例えばそちらの方がだんだん水温が高くなって行って養殖が難しくなってきた時に、北海道の方が適地としてどうなんだろうという話もしてきてですね、福島でもしやるとすれば可能性としてどうなんだろうという話もちょうと聞かせていただきました。

やはり、その時も言われていたのはヒラメかそういったものがいいのかなという話をしてきましたけども、ただ、過去にはヒラメについても吉岡の湧水でやった経緯がございますけども、なかなかやはり値段でのバランスといいますが、当時はヒラメも高級魚で、結構キロ3千円を超えていたものが、やはり今少し安くなって、消費の問題もあるんだと思いますけども、なかなか難しい状況がありますので、そういったバランスといいますが、先ほど言いましたとおり北海道の中で今養殖がされているのは、どちらかというと海の中で養殖していても経費の掛からないものに集中しているといいますが、ホタテだったり牡蠣というのはそんなに餌代というのはほぼありませんので、そういった意味での多分生産効率なり経営効率が成り立つのかなと。そうすると、今色々な鮭だとかマス系もやっていますけども、そういったものだとなかなかやはり餌に経費が投下し過ぎて、生産とバランスが合わないという形でなかなか難しい。

また、そうしますと今度大企業用に作らなければ効率が悪いわけでありますので、そういった感じのうちのような限られた場所だとなかなか難しいのかなという感じがしています。

ただ、今申しましたとおり、やはり今から備えておかなければ、いざという時には間に合わないわけですので、漁業者・組合も今体力がありませんので、なかなか厳しいとは思いますが、我々としてはここで今養殖で生計を立てていこうという方々が今、代替わりして青年部クラスが今中心になりはじめていますので、そういった方々が将来に迷うことなくやれるような方法を、先手・先手を打ちながら提供していくことが大事だと思っていますし、それをちゃんと漁業者が受け入れてくれて、実際、第二担保・第三担保になれるようなものを一つでも二つでもこの浜に定着していくようなことを、これからちょっと組合と相談しながらやっていきたい。そのよう思っているところであります。

#### ○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

#### ○5番（平沼昌平）

ありがとうございます。まずは絶対条件として、今置かれている我々の現状としては漁業就労者がまず極端に減ってきている。これがまず一点と、それから高齢化が進んでいる。それから、労働者不足も発生している。加えてその海水温というか異常気象による状況か何か分かりませんが、最近、海水温が上昇してきて、その生産性のあり方自体も変えていかなければならないという、そういう条件のなかで、これが将来的に改善されるのであれば、改善される見込みがあるのであれば、私は現状でも十分対応できると思うんですけども、何回も先ほども言いましたけども、これらの条件を踏まえたなかで、やはり行政としてその考えだけでも一応シミュレーションするだけでも、ほかの研究機関に聞くのもいいですけども、やはり何て言ったら他の機関に聞くよりも前浜を知っているやはりその町長筆頭に職員の方々が先頭になって、やはり現場の声と合わせながら検討していくというのが私は今後必要になってくるのではないのかなと思います。

それで、さまざまな種類のものについては、さまざまな条件があると思います。ただ、今の北海道のこの道南の場合は、だんだん本州の気候に似てきているということを考えていかなければならない。陸上で考えると、例えばブドウの生産でも何でももう北斗市の方でやっているがごとく、「えっ」と思うようなものが今は道南でやられているわけですよ。

そういうことが、海でも起こると思うんですね。魚類にしてもホッケなんかは、なんかはと言ったら怒

られますけど、こんなに極端に1回に獲れなくなるとか、イカもこんなに極端に獲れなくなるとか、そういうことが平気で起こる時代なんですよ。

そうであれば、この養殖・養殖とは言っても天然昆布も獲れなくなってしまう。天然昆布が枯れてしまうと。じゃあどこから種を採るんだというようなこともあり得るかもしれません。それは、あんた素人だからそういうこと言うかもしれないって言うかもしれませんが、素人だから言える言葉だと思うんですよ。ですから、そういう面も踏まえて、是非、将来的なものを考えた時に、極端な話、労力をあまり掛けず高齢化になってもできる。要は、そんなに苦にならないで一定の生産量を上げて生活できる基盤づくりは今から是非頭の中に入れていただいて、進めていただきたいなという点で質問して終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

本当に今の状況を見ますと、何が起きてもおかしくないような状況でありますし、今日は本当に3.11のちょうど10何年前の災害のあった日でありますので、今回元旦に起きた災害も含めて、これが海で起こらないということはありませんので、我々としてはしっかり備えをしておくことが大事だと思っていますので、そういったなかで我々だけで出来ないものがありますので、先ほど言いました北大なりそういった専門的な知識の持っているところに知見を借りて、現場はやはり、当然行政が引っ張っていくしかありませんので、そのところでしっかり何がいいのか、どういったものが良いのかというのをやっていきたいと思っておりますし、また、先ほど議員おっしゃるとおり、だんだん本州の方にうちが似てきているということは、本州の方が先駆者としてそういったものを、例えばこの前、青森県の今別行った時でも民間の業者がヒラメの養殖を海上でしっかりやっていますので、そういったものを一つ取っても我々は今、今別さんとはトンネルの関係で連携をしていますけれども、そういったものの水産の連携なり色んな形は本州から学ぶことができるんだと思うんですよ。

そういったものを、ただ、水温が暖かくなったから直ぐうちで出来るかと言えば、まだ問題もあるのかもしれませんが、ただ、やはり色んな形で本来、水温が上がったということは南の方から北の方に向かって魚が移動しはじめているという現象にも繋がっていることは、これまで適地でなかった魚が適地になる可能性もあるわけですね。そういったものを含めて、まずは今、主力の養殖今後をしっかりと守っていくことが我々として一番のやるべきことだと思っていますし、あともう一つ、もし、万が一そういった昆布に色んな不具合が出た時にそれに代わるものをしっかりと備えておくということが大事だと思っていますので、そういったものも含めて、ちょうど令和5年度の予算でそういった予算をいただきながら問題提起をさせていただきましたので、これを一つの契機として浜としっかりと漁業者も含めて協議をするなり前向きな検討をして、一つでも二つでも備えられるような体制をこれから構築していきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

一般質問を終わります。

---

◎延 会 の 議 決

---

○議長（溝部幸基）

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

本日はこれで延会することに決定いたしました。

---

◎休 会 の 議 決

---

○議長（溝部幸基）

予算審査特別委員会の議案審査等のため、3月18日まで休会にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

3月18日まで休会することに決定いたしました。

---

◎延 会 宣 告

---

○議長(溝部幸基)

本日は、これで延会いたします。

どうもご苦勞様でした。

---

(延会 10時34分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 藤 山 大

署 名 議 員 杉 村 志 朗

## 令和5年度

# 福島町議会定例会3月会議

令和6年3月12日（火曜日）第3号

### ◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第77号 第6次福島町総合計画の変更について  
議案第79号 第9期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について  
議案第66号 福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第72号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
議案第73号 福島町介護保険条例の一部を改正する条例  
議案第87号 福島町財政調整基金の積立金の処分について  
議案第80号 令和6年度福島町一般会計予算  
議案第81号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計予算  
議案第82号 令和6年度福島町介護保険特別会計予算  
議案第83号 令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第84号 令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算  
議案第85号 令和6年度福島町水道事業会計予算  
議案第86号 令和6年度福島町浄化槽事業会計予算  
(予算審査特別委員会報告)
- 日程第3 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第5 発委第11号 福島町長の専決処分事項指定条例の一部を改正する条例
- 日程第6 発委第12号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出について
- 日程第7 令和6年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について

### ◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第77号 第6次福島町総合計画の変更について  
議案第79号 第9期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について  
議案第66号 福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第72号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
議案第73号 福島町介護保険条例の一部を改正する条例  
議案第87号 福島町財政調整基金の積立金の処分について  
議案第80号 令和6年度福島町一般会計予算  
議案第81号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計予算  
議案第82号 令和6年度福島町介護保険特別会計予算  
議案第83号 令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第84号 令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算

議案第85号 令和6年度福島町水道事業会計予算

議案第86号 令和6年度福島町浄化槽事業会計予算

(予算審査特別委員会報告)

- 日程第3 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について  
日程第5 発委第11号 福島町長の専決処分事項指定条例の一部を改正する条例  
日程第6 発委第12号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出について  
日程第7 令和6年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について

---

◎出席議員（9名）

議長	10番	溝部 幸基	副議長	9番	平野 隆雄
	1番	藤山 大		2番	杉村 志朗
	3番	佐藤 孝男		4番	小鹿 昭義
	5番	平沼 昌平		6番	木村 隆
	7番	熊野 茂夫		8番	(欠員)

---

◎欠席議員（0名）

---

◎出席説明員

町長	鳴海 清春	副町長	小鹿 一彦
企画課長	村田 洋臣	産業課長	福原 貴之
町民課長兼吉岡支所長兼会計管理者	深山 肇	認定こども園福島保育所園長	吉能 佳織
福祉課長	小鹿 浩二	建設課長	紙谷 一
福祉センター次長	(石岡 大志)		
教育長	小野寺 則之	事務局長兼給食センター長	石岡 大志
農業委員会事務局長	(福原 貴之)		
監査委員	本庄屋 誠	監査委員	高田 重美
監査委員補助職員	(鍋谷 浩行)		

---

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷 浩行	議会事務局議事係長	福井 理央
議会事務局議事係	角谷 里紗		

---

(開会 13時30分)

---

## ◎開 会 ・ 開 議 宣 告

---

### ○議長（溝部幸基）

出席ご苦労さまです。

3月11日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程・諸般の報告は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

## ◎会議録署名議員の指名

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

3番佐藤孝男議員、4番小鹿昭義議員を指名いたします。

---

- ◎議案第77号 第6次福島町総合計画の変更について
  - ◎議案第79号 第9期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について
  - ◎議案第66号 福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
  - ◎議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
  - ◎議案第72号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
  - ◎議案第73号 福島町介護保険条例の一部を改正する条例
  - ◎議案第87号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
  - ◎議案第80号 令和6年度福島町一般会計予算
  - ◎議案第81号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計予算
  - ◎議案第82号 令和6年度福島町介護保険特別会計予算
  - ◎議案第83号 令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
  - ◎議案第84号 令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
  - ◎議案第85号 令和6年度福島町水道事業会計予算
  - ◎議案第86号 令和6年度福島町浄化槽事業会計予算
- 

### ○議長（溝部幸基）

日程第2 議案第77号 第6次総合計画の変更。

議案第79号 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定。

議案第66号 会計年度任用職員の給与、費用弁償条例の一部改正。

議案第67号 職員の育児休業等条例の一部改正。

議案第72号 国民健康保険税条例の一部改正。

議案第73号 介護保険条例の一部改正。

議案第87号 財政調整基金積立金の処分。

議案第80号 令和6年度一般会計予算。

議案第81号 令和6年度国民健康保険特別会計予算。

議案第82号 令和6年度介護保険特別会計予算。

議案第83号 令和6年度後期高齢者医療特別会計予算。

議案第84号 令和6年度国民健康保険診療所特別会計予算。

議案第85号 令和6年度水道事業会計予算。

議案第86号 令和6年度浄化槽事業会計予算。

以上、14件の案件を一括議題といたします。

14件の案件につきましては、先般の本会議において、予算審査特別委員会に付託されたものであり

ます。

休会中に審査を終了しておりますので、結果の報告を求めます。

9番平野隆雄予算審査特別委員長。

○9番（平野隆雄）

予算審査特別委員会の審査結果の報告をいたします。

ただいま議題となっております14件の案件につきましては、3月8日開催の定例会3月会議において、休会中に審査すべき事件として本委員会に付託されたものでございます。

3月11日から12日までの2日間、慎重に審査の結果、計画の決定・変更2件、条例の改正4件、積立金の処分1件、令和6年度各会計予算7件の計14件の案件について、本委員会としては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものといたしました。

審査の経過、採決の結果等につきましては、諸般の報告（第2号）に記載のとおりですので、ご覧願います。

甚だ簡単ですが、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

予算審査特別委員長の報告が終わりましたので、報告に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

「原案のとおり可決すべきもの」との予算審査特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、14件の案件は可決いたしました。

---

### ◎同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

○議長（溝部幸基）

日程第3 同意第3号 固定資産評価審査委員の選任を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の223ページをお願いいたします。

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

令和6年3月8日提出。

氏名、岡観要。年齢、76歳。

岡観要氏について、若干補足説明をさせていただきます。

同意第3号関係資料にありますとおり、現在、宗教法人大円山日蓮宗妙蓮寺院首をされております。また、平成2年1月から平成18年9月まで福島町選挙管理委員会補充員、平成3年5月から平成5年3月まで福島町社会教育委員、平成18年10月から平成20年9月まで福島町教育委員を歴任してございます。また、平成19年4月から総務省行政相談委員並びに平成27年5月からは固定資産評価審査委員会委員を務め、現在に至ってございます。

岡氏は、住職は元より行政相談委員を通じ高い見識を持っており、固定資産評価に大切な公平・公正な

判断を持ち合わせており、また、人柄につきましては、皆さんご承知のとおり、温厚で誠実かつ実直な方です。この度は、再任という形でお諮りいたしますが、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意くださるよう、お願いを申し上げます。

以上、簡単ではありますが、提案にあたっての説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

同意第3号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、同意第3号は決定いたしました。

---

## ◎諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

---

○議長（溝部幸基）

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の225ページをお願いいたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

令和6年3月8日提出。

氏名、川合正子。年齢、73歳となっております。

川合正子氏について、若干補足説明させていただきます。

諮問第2号関係資料にありますとおり、昭和46年4月に八雲マリア幼稚園に勤務され、昭和48年4月から9月の期間、七重浜保育所に勤務をされてございます。当町では、平成10年4月から平成13年8月まで総合開発審議会委員、平成14年7月から平成29年3月まで社会福祉法人福島幸愛会評議委員、平成18年10月から平成22年9月まで教育委員会教育委員及び、平成27年4月から令和5年3月まで子ども・子育て会議委員を歴任し、現在は福島町ごみ減量化推進委員、子ども読書活動推進委員及び文化財調査委員並びに人権擁護委員を務めていただき、現在に至ってございます。人柄につきましては、優しく思いやりがあり、かつ誠実であります。

人権擁護委員の推薦にあたって、答申くださるようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

以上、簡単ではありますが、提案にあたっての説明といたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について、川合正子氏が適任である旨の意見を添えて答申することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、諮問第2号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

◎発委第11号 福島町長の専決処分事項指定条例の一部を改正する条例

---

○議長(溝部幸基)

日程第5 発委第11号 町長の専決処分事項指定条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番平沼昌平議会運営委員長。

○5番(平沼昌平)

議会提出議案と議会提出議案説明資料をご用意ください。

まず、議会提出議案の3ページをお開きください。

発委第11号 福島町長の専決処分事項指定条例の一部を改正する条例。

福島町長の専決処分事項指定条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出、福島町議会運営委員会委員長。

内容につきましては、説明資料で説明いたしますので、説明資料の3ページをお開きください。

1、改正の理由について。

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分は、議会の権限に属する軽易な事項について、議決により指定したものは地方公共団体の長において専決処分をすることができるとされており、当町においても条例を制定し町長が専決処分できる事項を指定しておりますが、今般、町長部局より同条例の改正の検討について依頼があり、行政運営の効率化と迅速性の向上のため、現在の専決処分事項に新たに4事項を追加しようとするものです。

2の改正の内容について。

(1) 専決処分指定事項の追加として、新たに4事項を追加するものです。

①災害や突発的な事故により、応急的に必要となる維持補修、工事費等の補正に伴う補正予算。

②民事訴訟法に規定する支払督促の申立てに係る訴えの提起、和解、調定。

③条例の主旨を変更しない範囲の法律等の改正による引用条項等の整備。

④条例の主旨を変更しない範囲の字句の修正。

(2) 議会への報告規定の追加として、専決処分を行った際の町から議会への報告等について定めた条項を追加するものです。

3、施行期日について。

この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

発委第11号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第11号は可決いたしました。

---

### ◎発委第12号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出について

---

○議長（溝部幸基）

日程第6 発委第12号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○3番（佐藤孝男）

それでは、議会提出議案の4ページをお開きください。

発委第12号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出について。

上記の議案を、議会会議条例の規定により提出します。

5ページです。

説明は主な内容としますので、ご了解ください。

現在、我が国では、乳幼児、小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対する歯科健診等は実施が義務づけられているものの、成人期以降の歯科健診などは、義務づけがされておらず、受診体制は十分とは言えない状況にある。

近年、歯と口腔の健康は、生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康を保持・増進するための重要な要素であることが明らかになっており、健康寿命を延ばすためには、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診の確保が必要であります。

こうした中、令和4年6月に閣議決定された基本方針において、「生涯を通じた歯科健診の具体的な検討」を行うことが、初めて盛り込まれたことにより、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待されるため、国に対して、1、国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、関係者の意見を十分に反映させること。2、国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講ずること。3、国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、全身の健康につながるよう、総合的な取組を推進すること。を要望するため、地方自治法第99条に基づき、衆議院議長ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。

なお、本意見書は、3月1日開催の経済福祉常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し

添え、説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

発委第12号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第12号は可決いたしました。

---

◎令和6年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について

---

○議長（溝部幸基）

日程第7 令和6年度定例会開会中の正・副議長、議員、常任委員の出張承認を議題といたします。

令和6年度定例会開会中、議会において出席・派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長、議員、常任委員等を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしたとおり承認することに決定いたしました。

出席・派遣する議員等については、その都度、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定いたしました。

---

◎休 会 の 議 決

---

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本定例会3月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和5年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和5年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

---

◎休 会 宣 告

---

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

精力的な審議、大変ご苦労さまでした。

---

(休会 13時51分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 佐 藤 孝 男

署 名 議 員 小 鹿 昭 義